

令和3年度大気及び水質等測定結果について  
(参考資料)

令和4年8月12日

岡山県環境文化部環境管理課

# 目 次

## 環境大気

令和3年度大気測定結果について	1
環境大気測定局配置図	2
大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源	3
大気汚染物質ごとの測定結果	4

## 有害大気汚染物質等

令和3年度有害大気汚染物質等環境調査結果について	11
有害大気汚染物質等測定結果	13
玉野市内の詳細調査結果	14

## 公共用水域の水質

令和3年度公共用水域の水質測定結果について	15
測定地点位置図	17
健康項目の環境基準超過状況	18
生活環境項目（BOD, COD）の測定結果	19
生活環境項目（全窒素, 全りん）の測定結果	21
生活環境項目（全亜鉛, ノニルフェノール及びLAS）の測定結果	22
その他の生活環境項目の測定結果（環境基準適合率）	23
要監視項目の指針値超過状況	24
環境基準の評価方法等	25
（参考）瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について	26

## 地下水の水質

令和3年度地下水の水質測定結果について	29
地下水環境基準達成状況図	30
地下水測定項目	31
概況調査の測定結果	32
継続監視調査の測定結果	34

## ダイオキシン類

令和3年度ダイオキシン類環境測定結果について	35
環境測定地点図	36
環境測定結果の概要	40
測定地点ごとの測定結果	41
令和3年度事業者によるダイオキシン類測定結果について	46
事業者による測定結果の概要	47
事業者による測定結果一覧表	48
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）	53

## 酸性雨

令和3年度酸性雨測定結果について	54
------------------	----

## 化学物質環境モニタリング調査

令和3年度化学物質環境モニタリング調査結果について	56
調査地点図	58
調査結果	59
地点ごとの調査結果	60

## アスベスト

令和3年度アスベスト測定結果について	61
--------------------	----

## （参考）岡山市関係資料

有害大気汚染物質等環境調査結果について	65
ダイオキシン類環境調査結果について	67
事業者によるダイオキシン類自主測定結果について	75
酸性雨調査結果	79
一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	80

## （参考）倉敷市関係資料

大気及び水質等測定結果について	83
参考資料	94
酸性雨調査結果	129
一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	130

# 令和3年度大気測定結果について

## 1 内 容

大気汚染防止法第22条の規定により、環境大気の汚染の状況を把握するため、岡山市、倉敷市、玉野市及び備前市と協力して、測定を実施した。

### (1) 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM2.5)の6物質

### (2) 測定方法

県内67か所の環境大気測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して24時間連続測定を実施した。

## 2 結 果

- (1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM2.5)については、全ての測定局で環境基準を達成した。(微小粒子状物質(PM2.5)は初めて全局達成)
- (2) 光化学オキシダントについては、例年と同様、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

表1 環境基準達成状況

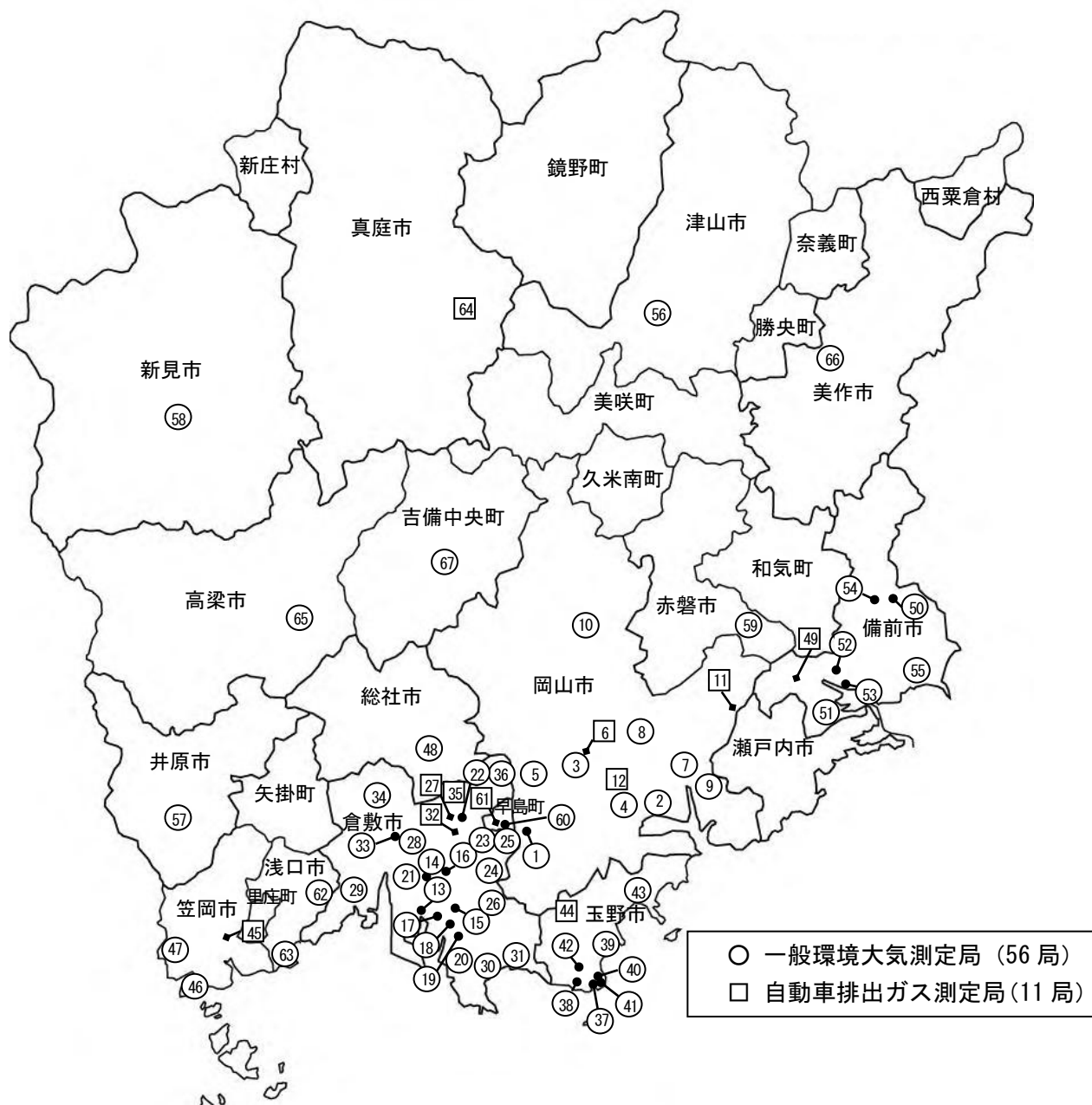
大気汚染物質	有効測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄	41	41	100 %
一酸化炭素	7	7	100 %
浮遊粒子状物質	55	55	100 %
光化学オキシダント	45	0	0 %
二酸化窒素	56	56	100 %
微小粒子状物質(PM2.5)	27	27	100 %

## 3 今後の対応

- (1) 引き続き環境大気の状態を常時監視し、実態の把握に努める。
- (2) 光化学オキシダントについては、引き続き原因物質である窒素酸化物や炭化水素類の削減対策に取り組むほか、高濃度になった際には、主な工場に原因物質の排出抑制を要請するとともに、健康被害を未然に防止するため、メール配信サービス等を活用した迅速な周知を行う。
- (3) 微小粒子状物質(PM2.5)については、今後も継続的に全ての測定局で環境基準を達成できるよう原因物質である窒素酸化物やばいじんなどの削減対策に取り組むとともに、農業団体等と緊密に連携し、稲わら等の野焼きに由来するPM2.5の削減に向けた啓発等の取組を行う。なお、環境省が示した暫定指針値を超えるおそれがある日には、県民に注意喚起を行う。

# 環境大気測定局配置図

令和3年度末現在



岡山市	1	興除
	2	江並
	3	出石
	4	南輝
	5	吉備
	6	南方(自)
	7	西大寺
	8	東岡山
	9	五明
	10	御津
	11	西祖(自)
	12	青江(自)
倉敷市	13	監視センター
	14	春日
	15	広江
	16	福田
	17	松江
	18	呼松
	19	宇野津
	20	塩生

倉敷市	21	連島
	22	倉敷美和
	23	豊洲
	24	天城
	25	茶屋町
	26	郷内
	27	駅前(自)
	28	西阿知
	29	玉島
	30	児島
	31	田の口
	32	大高(自)
	33	船穂
	34	真備
	35	西坂(自)
	玉野市	36
37		日比
38		洪川
39		宇野
40		向日比1

玉野市	41	向日比2
	42	日比2丁目
	43	後閑
笠岡市	44	用吉(自)
	45	大磯(自)
備前市	46	寺間
	47	茂平
	48	総社
	49	伊部(自)
	50	三石
	51	鶴海
	52	東片上
	53	穂浪
	54	野谷
	55	日生
その他市町	56	津山
	57	井原
	58	新見
	59	熊山
	60	早島

その他市町	61	長津(自)
	62	金光
	63	寄島
	64	久世(自)
	65	高梁
	66	美作
	67	吉備高原

合計 67局  
(自) 自動車排出ガス測定局

(参考)

## 大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源

対象物質	環境基準達成の評価の方法	主たる発生源
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
一酸化炭素 (CO)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が10ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壌の飛散等の自然発生源がある。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	○短期的評価 昼間(6時から20時まで)の1時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	○長期的評価 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	○長期的評価 1年平均値(長期基準)が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値(短期基準)が35μg/m <sup>3</sup> 以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壌粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。

# 大気汚染物質ごとの測定結果

## 1 二酸化硫黄

- (1) 測定した41局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)(38局)及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)(1局)における年平均値の推移は次のとおりであり、減少傾向又はほぼ横ばいであった。

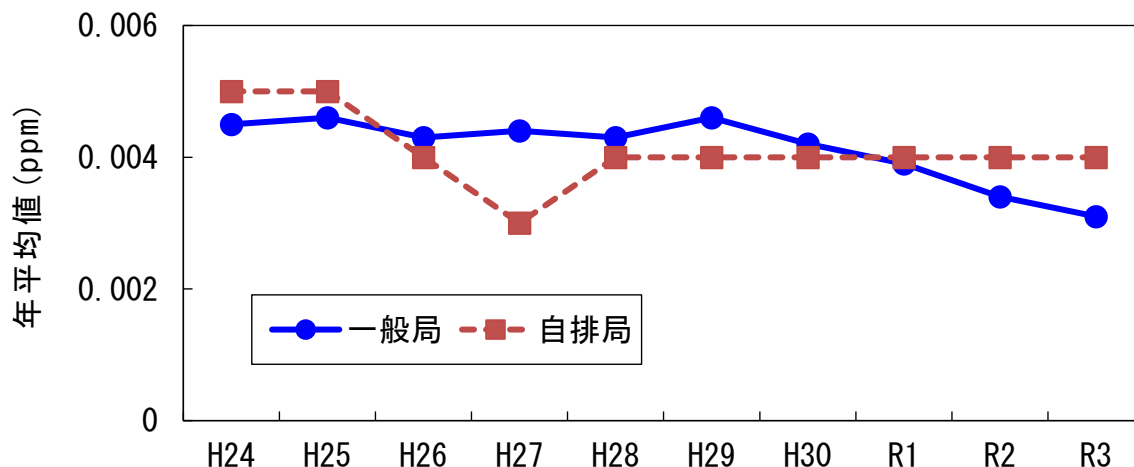


図1 過去10年間における二酸化硫黄の年平均値の推移

## 2 一酸化炭素

測定した7局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。

## 3 浮遊粒子状物質

- (1) 測定した55局について、長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は7局であった。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局(40局)及び自排局(10局)における年平均値の推移は次のとおりであり、減少傾向にある。

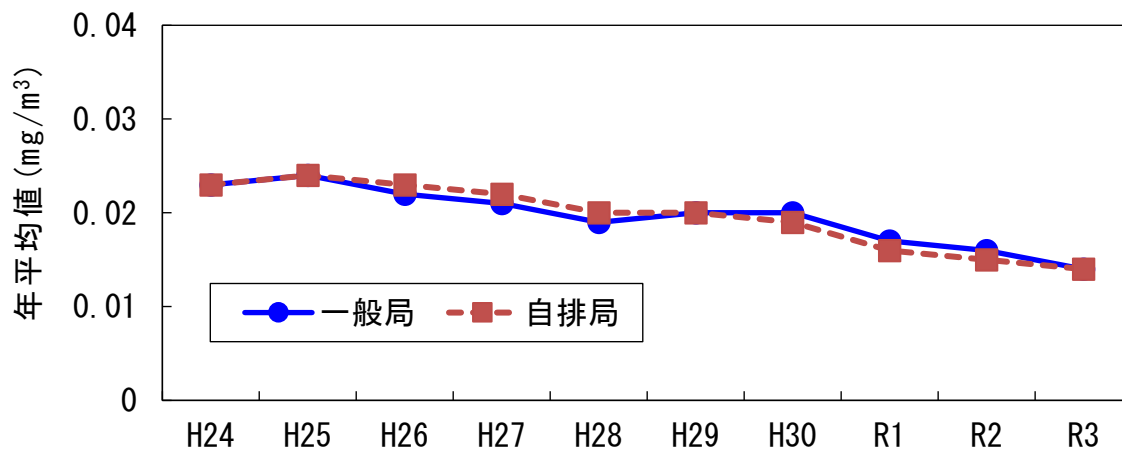


図2 過去10年間における浮遊粒子状物質の年平均値の推移

#### 4 光化学オキシダント

- (1) 測定した45局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。
- (2) 光化学オキシダント情報（1時間値が0.10ppm以上で継続が予想される場合等）のみの発令は8回（3日）、光化学オキシダント注意報（1時間値が0.12ppm以上で継続が予想される場合）の発令は2回（1日）の計10回（4日）であった。
- (3) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（38局）及び自排局（3局）における『光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値（光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための新指標）』の県内最高値の推移は次のとおりであり、概ね横ばいの状況である。

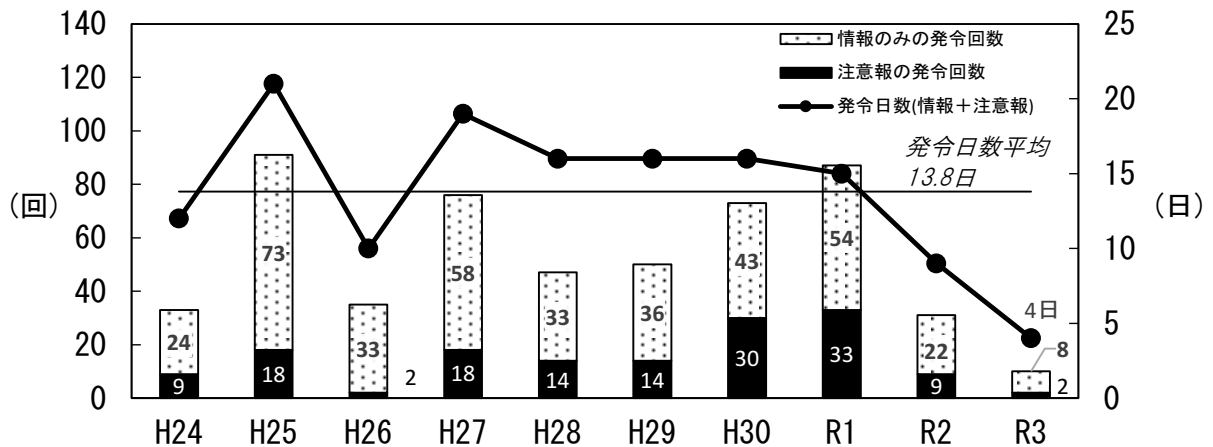
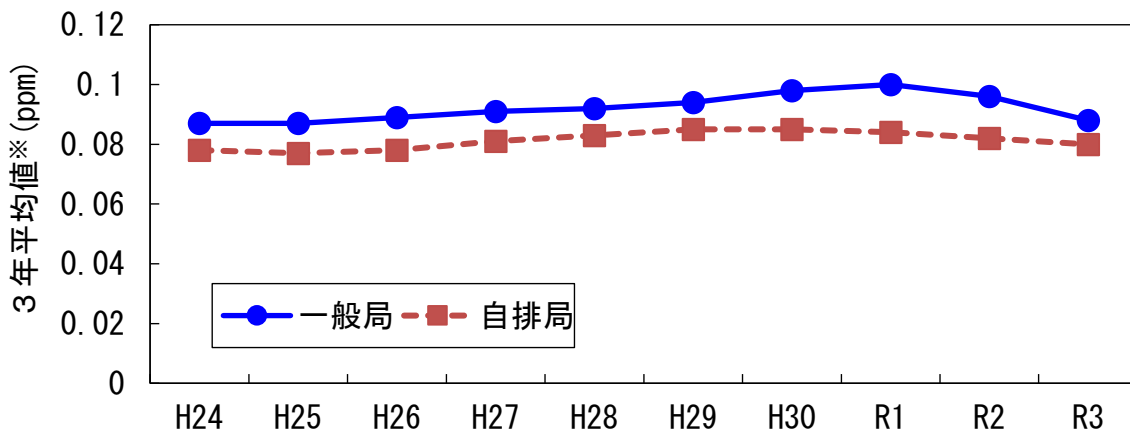


図3 過去10年間における光化学オキシダント注意報等の発令回数と発令日数の推移



※ 該当年度を含む過去3年間の値から算出

図4 過去10年間における光化学オキシダントの新指標の推移



## 5 二酸化窒素

- (1) 測定した56局について、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（41局）及び自排局（10局）における年平均値の推移は次のとおりであり、減少傾向にある。

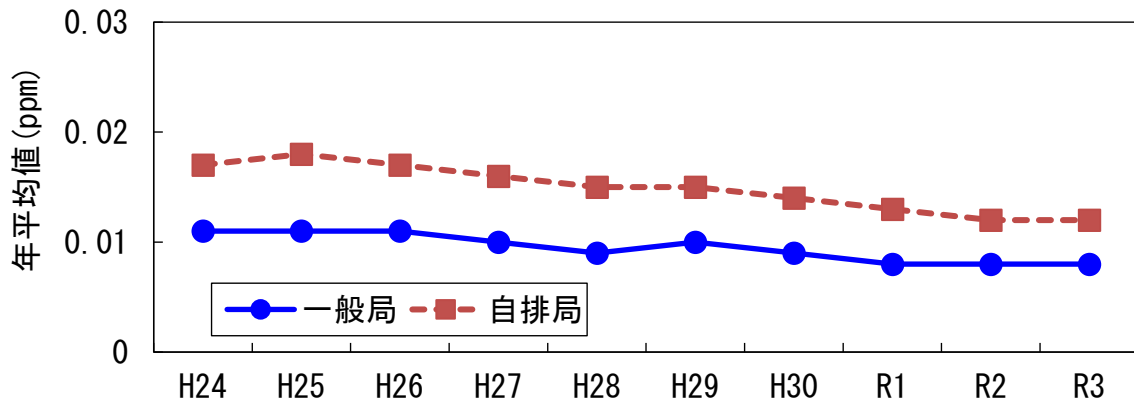


図5 過去10年間における二酸化窒素の年平均値の推移

## 6 微小粒子状物質 (PM2.5)

- (1) 県下では、平成22年度から測定を開始しており、令和3年度に測定した27局について、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（7局）及び自排局（2局）における年平均値の推移は次のとおりであり、減少傾向にある。

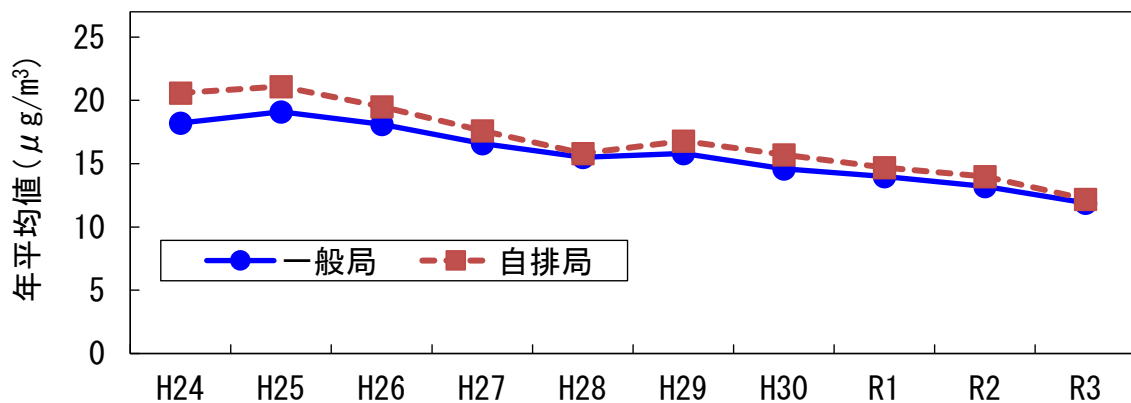


図6 過去10年間における微小粒子状物質の年平均値の推移

# 環境大気の測定結果

## 1 二酸化硫黄

【令和3年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
			(時間)	(%)	(日)	(%)			
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		興除	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
	倉敷市	春日	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		広江	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		松江	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		呼松	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
		宇野津	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		連島	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		豊洲	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		天城	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		茶屋町	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		郷内	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		西阿知	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		田の口	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
	福田	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0	
	船穂	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0	
	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		日比	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
	玉野市	向日比1丁目	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		渋川	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		後閑	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
笠岡市	寺間	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0	
	穂浪	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0	
備前市	鶴海	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0	
	東片上	0	0.0	0	0.0	0.002	○	0	
	三石	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0	
	野谷	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0	
浅口市	寄島	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0	
自排局	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0

## 2 一酸化炭素

【令和3年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)
			(回数)	(%)	(日)	(%)			
一般局	倉敷市	倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.9	○	0
自排局	岡山市	青江	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0
		駅前	0	0.0	0	0.0	0.7	○	0
	倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0
		西坂(移)	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0
	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0
	笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0

※1 (移)は移動局を表す。(以下同じ)

3 浮遊粒子状物質

【令和3年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
			(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m <sup>3</sup> )	(有×・無○)	(日)
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.031	○	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.028	○	0
		東岡山	1	0.0	0	0.0	0.027	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0
		興除	2	0.0	0	0.0	0.034	○	0
		吉備	0	0.0	0	0.0	0.027	○	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.026	○	0
	御津	2	0.0	0	0.0	0.025	○	0	
	倉敷市	春日	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
		広江	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0
		松江	0	0.0	0	0.0	0.040	○	0
		呼松	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.031	○	0
		連島	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.027	○	0
		天城	1	0.0	0	0.0	0.032	○	0
		茶屋町	2	0.0	0	0.0	0.035	○	0
		郷内	0	0.0	0	0.0	0.031	○	0
		西阿知	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0
	福田	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
	庄	0	0.0	0	0.0	0.026	○	0	
	船穂	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.023	○	0
	玉野市	日比	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0
		渋川	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.029	○	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0
	後閑	0	0.0	0	0.0	0.025	○	0	
	笠岡市	寺間	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0
		茂平	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0
	総社市	総社	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0
	新見市	新見	0	0.0	0	0.0	0.027	○	0
		穂浪	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0
	備前市	鶴海	1	0.0	0	0.0	0.029	○	0
		東片上	0	0.0	0	0.0	0.027	○	0
三石		0	0.0	0	0.0	0.037	○	0	
野谷		3	0.0	0	0.0	0.027	○	0	
日生		0	0.0	0	0.0	0.027	○	0	
浅口市	金光	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0	
早島町	早島	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0	
自排局	岡山市	南方	0	0.0	0	0.0	0.021	○	0
		青江	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0
		西祖	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0
	倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0.031	○	0
		西坂(移)	0	0.0	0	0.0	0.031	○	0
	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0
	笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.029	○	0
	備前市	伊部	0	0.0	0	0.0	0.028	○	0
	真庭市	久世	0	0.0	0	0.0	0.025	○	0
	早島町	長津	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0

4 光化学オキシダント

【令和3年度】

測定局の種類	市町村	測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値(ppm)
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	
一般局	岡山市	江並	55	208	0	0	0.077
		南輝	63	272	0	0	0.079
		西大寺	56	243	0	0	0.076
		東岡山	32	135	0	0	0.073
		出石	58	267	0	0	0.080
		興除	42	179	0	0	0.075
		吉備	47	185	0	0	0.075
		五明	85	361	0	0	0.079
		御津	67	277	0	0	(※1)
	倉敷市	春日	52	237	0	0	0.079
		松江	20	75	0	0	0.071
		塩生	45	157	0	0	0.074
		連島	74	368	0	0	0.080
		倉敷美和	52	235	0	0	0.083
		天城	42	174	0	0	0.078
		茶屋町	55	212	0	0	0.077
		郷内	45	198	0	0	0.079
		西阿知	48	199	0	0	0.076
		玉島	46	180	0	0	0.078
		児島	59	231	0	0	0.076
		監視センター	22	83	0	0	0.067
		福田	35	134	0	0	0.073
		庄	40	149	0	0	0.078
	船穂	75	336	1	1	0.080	
	真備	76	367	0	0	0.085	
	津山市	津山	40	182	0	0	0.077
	玉野市	日比	56	217	0	0	0.076
		宇野	71	283	0	0	0.077
	笠岡市	茂平	68	289	0	0	0.082
	井原市	井原	74	321	0	0	0.084
	総社市	総社	81	405	0	0	0.083
	高梁市	高梁	53	233	1	1	0.079
	新見市	新見	38	171	0	0	0.074
	備前市	東片上	78	341	0	0	0.084
三石		58	205	0	0	0.082	
日生		78	344	0	0	0.081	
赤磐市	熊山	68	297	0	0	0.083	
美作市	美作	45	175	0	0	0.075	
浅口市	金光	78	350	0	0	0.082	
	寄島	91	438	2	3	0.088	
早島町	早島	65	276	0	0	0.082	
吉備中央町	吉備高原	58	319	0	0	0.082	
自排局	玉野市	用吉	53	223	0	0	0.077
	笠岡市	大磯	69	286	0	0	0.080
	真庭市	久世	27	116	0	0	0.070

※1 御津局は令和2年3月から測定を開始したため、値が算出できない。

5 二酸化窒素

【令和3年度】

測定局の種類	市町村	測定局	日平均値の年間98%値	日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日数	
			(ppm)	(日)	
一般局	岡山市	江並	0.019	0	
		南輝	0.021	0	
		西大寺	0.017	0	
		東岡山	0.014	0	
		出石	0.019	0	
		興除	0.021	0	
		吉備	0.016	0	
		五明	0.014	0	
		御津	0.009	0	
	倉敷市	春日	0.025	0	
		松江	0.025	0	
		塩生	0.027	0	
		連島	0.026	0	
		倉敷美和	0.021	0	
		豊洲	0.021	0	
		天城	0.020	0	
		茶屋町	0.020	0	
		郷内	0.017	0	
		西阿知	0.017	0	
		玉島	0.021	0	
		児島	0.019	0	
		監視センター	0.027	0	
		福田	0.022	0	
		庄	0.014	0	
		船穂	0.017	0	
		真備	0.017	0	
		津山市	津山	0.009	0
		玉野市	日比	0.020	0
	向日比1丁目		0.019	0	
	波川		0.018	0	
		宇野	0.018	0	

測定局の種類	市町村	測定局	日平均値の年間98%値	日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日数	
			(ppm)	(日)	
一般局	笠岡市	寺間	0.014	0	
		茂平	0.019	0	
	総社市	総社	0.013	0	
	高梁市	高梁	0.008	0	
	新見市	新見	0.007	0	
	備前市	穂浪	0.015	0	
		鶴海	0.010	0	
		東片上	0.014	0	
		三石	0.016	0	
		野谷	0.013	0	
		日生	0.009	0	
	赤磐市	熊山	0.010	0	
	美作市	美作	0.007	0	
	浅口市	金光	0.016	0	
	早島町	早島	0.021	0	
	自排局	岡山市	南方	0.018	0
			青江	0.030	0
西祖			0.019	0	
倉敷市		駅前	0.021	0	
		大高	0.023	0	
		西坂(移)	0.025	0	
玉野市		用吉	(0.012)	(0)	
笠岡市		大磯	0.022	0	
備前市		伊部	0.026	0	
真庭市		久世	0.010	0	
早島町	長津	0.033	0		

(備考) ( ) は、有効測定時間(6,000時間/年)に満たないため、参考扱いとする。

6 微小粒子状物質

【令和3年度】

測定局の種類	市町村	測定局	長期基準		短期基準		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			年平均値		日平均値の年間98%値		日	割合
			( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	達成	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	達成		
一般局	岡山市	興除	11.4	○	30.9	○	2	0.6
		江並	11.8	○	25.4	○	0	0.0
		南輝	10.5	○	24.3	○	0	0.0
		西大寺	9.1	○	21.7	○	0	0.0
		東岡山	11.1	○	25.4	○	0	0.0
		吉備	9.8	○	22.3	○	0	0.0
	倉敷市	松江	12.3	○	28.5	○	2	0.5
		塩生	11.1	○	26.2	○	0	0.0
		倉敷美和	10.4	○	22.7	○	0	0.0
		茶屋町	11.1	○	27.6	○	2	0.6
		玉島	8.9	○	22.2	○	0	0.0
		児島	11.6	○	26.1	○	0	0.0
		監視センター	9.9	○	22.4	○	0	0.0
		庄	9.9	○	22.8	○	0	0.0
		真備	10.1	○	22.4	○	0	0.0
		津山市	津山	9.1	○	21.0	○	0
	玉野市	宇野	11.2	○	24.0	○	0	0.0
	笠岡市	茂平	13.5	○	27.3	○	2	0.6
	総社市	総社	11.6	○	24.5	○	0	0.0
	高梁市	高梁	8.7	○	18.9	○	0	0.0
新見市	新見	6.5	○	16.4	○	0	0.0	
備前市	三石	10.1	○	20.2	○	0	0.0	
早島町	早島	12.5	○	30.7	○	4	1.1	
吉備中央町	吉備高原	9.9	○	22.1	○	0	0.0	
自排局	岡山市	南方	9.4	○	22.6	○	0	0.0
	倉敷市	大高	10.8	○	24.0	○	0	0.0
	早島町	長津	13.6	○	27.6	○	2	0.6

(備考) 長期基準と短期基準の両者を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。

# 令和3年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

## 1 内 容

大気汚染防止法第22条の規定により、有害大気汚染物質等による大気の汚染状況を把握するため、測定を実施した。

### (1) 対象物質

環境省が定めているジクロロメタンなどの優先取組物質等22物質

### (2) 測定方法

県内4地点において、毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年12回の測定値から年平均値を算出した。

## 2 結 果

### (1) 環境基準設定物質

環境基準が定められている4物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）については、全ての地点で環境基準を達成した。

### (2) 指針値設定物質

指針値が定められている11物質のうち10物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル、水銀及びその化合物）については、全ての地点で指針値に適合していたが、ヒ素及びその化合物については、玉野市の日比大気測定局で指針値（6 ng/m<sup>3</sup>）に適合していなかった。

<p>指針値 環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、及び事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすもの。（年12回の平均値で評価）</p>
---

### (3) その他

ホルムアルデヒド等7物質については、評価する基準はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

## 3 今後の対応

引き続き測定を実施し、有害大気汚染物質等の環境中の濃度の実態把握に努める。

また、日比地区のヒ素及びその化合物については、指針値を超過しているため、引き続き周辺環境の詳細調査を実施するとともに、発生源と考えられる事業者に対して排出抑制対策を実施するよう指導していく。

## 【参考】

### ○有害大気汚染物質

大気汚染防止法第2条第16項において、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く。）と規定されている。

### ○優先取組物質

中央環境審議会において、健康影響の未然防止の見地から、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」を幅広く選定したリスト（247物質）を作成し、同リストの中から、大気汚染による人の健康被害が生じるおそれがある程度高いと考えられる物質（優先取組物質）として、次の22物質を指定している。

No.	対象物質名	環境基準 (指針値)
1	アクリロニトリル	(2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
2	塩化ビニルモノマー	(10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
3	クロロホルム	(18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
4	1,2-ジクロロエタン	(1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
5	ジクロロメタン	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
6	テトラクロロエチレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
7	トリクロロエチレン	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
8	1,3-ブタジエン	(2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
9	ベンゼン	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
10	塩化メチル	(94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
11	トルエン	—
12	酸化エチレン	—
13	アセトアルデヒド	(120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
14	ホルムアルデヒド	—
15	ニッケル化合物	(25 $\text{ng}/\text{m}^3$ )
16	ヒ素及びその化合物	(6 $\text{ng}/\text{m}^3$ )
17	ベリリウム及びその化合物	—
18	マンガン及びその化合物	(140 $\text{ng}/\text{m}^3$ )
19	クロム及び三価クロム化合物	—
20	六価クロム化合物	—
21	ベンゾ[a]ピレン	—
22	ダイオキシン類*	0.6 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

\* ダイオキシン類対策特別措置法に基づき別途対応している。

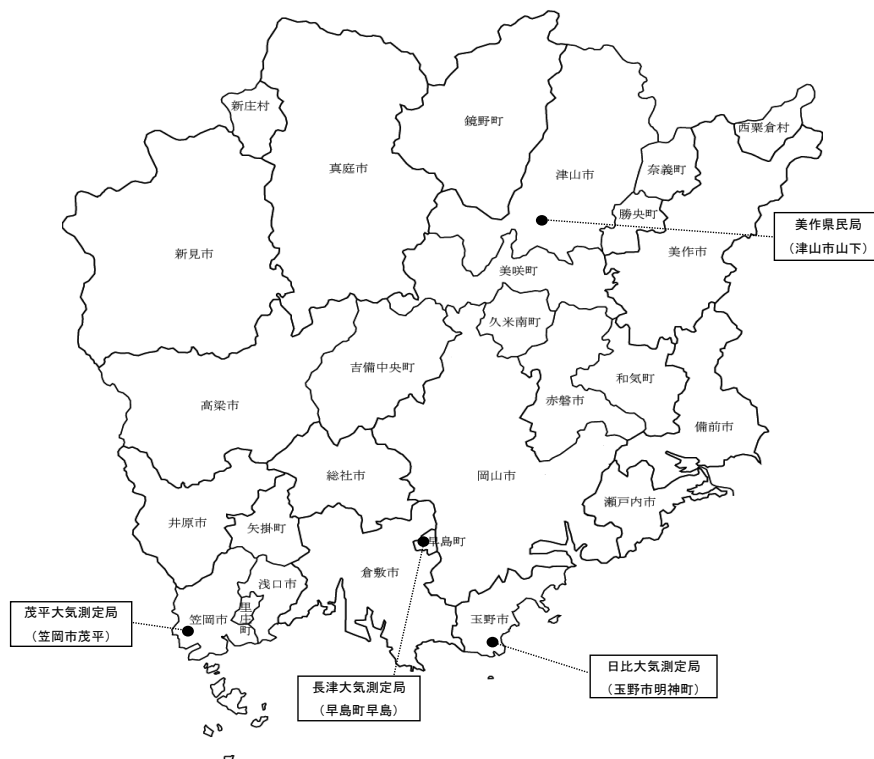
## 有害大気汚染物質等測定結果

測定地点		長津大気測定局	茂平大気測定局	美作県民局	日比大気測定局	環境基準 (指針値)
物質名	単位					
アクリロニトリル	μg/m <sup>3</sup>	0.018	0.015	0.011	0.018	(2以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m <sup>3</sup>	0.030	0.029	0.029	0.046	(10以下)
クロロホルム	μg/m <sup>3</sup>	0.16	0.16	0.17	0.20	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	μg/m <sup>3</sup>	0.13	0.13	0.15	0.14	(1.6以下)
ジクロロメタン	μg/m <sup>3</sup>	0.71	0.71	2.5	0.73	150以下
テトラクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.065	0.059	0.048	0.063	200以下
トリクロロエチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.076	0.12	0.058	0.057	130以下
1,3-ブタジエン	μg/m <sup>3</sup>	0.072	0.045	0.041	0.051	(2.5以下)
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup>	1.5	1.1	0.61	0.93	3以下
塩化メチル	μg/m <sup>3</sup>	1.1	1.1	1.1	1.1	(94以下)
トルエン	μg/m <sup>3</sup>	5.8	3.9	2.4	3.0	
酸化エチレン	μg/m <sup>3</sup>	0.055	0.046	0.049	0.042	
アセトアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	1.9	1.2	1.0	1.1	(120以下)
ホルムアルデヒド	μg/m <sup>3</sup>	2.3	1.8	1.6	1.9	
ニッケル化合物	ng/m <sup>3</sup>	2.9	2.8	1.0	5.7	(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	1.7	1.9	0.93	<u>8.6</u>	(6以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	0.023	0.031	0.010	0.038	
マンガン及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	82	78	11	42	(140以下)
クロム及び三価クロム化合物 <sup>(※)</sup>	ng/m <sup>3</sup>	5.0	6.6	1.4	5.5	
六価クロム化合物 <sup>(※)</sup>						
水銀及びその化合物	ng/m <sup>3</sup>	1.7	1.7	1.5	1.7	(40以下)
ベンゾ[a]ピレン	ng/m <sup>3</sup>	0.44	0.66	0.10	0.71	

(※) 個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物(全クロム)として分析している。

下線は、指針値の超過を示す。

### 測定地点図

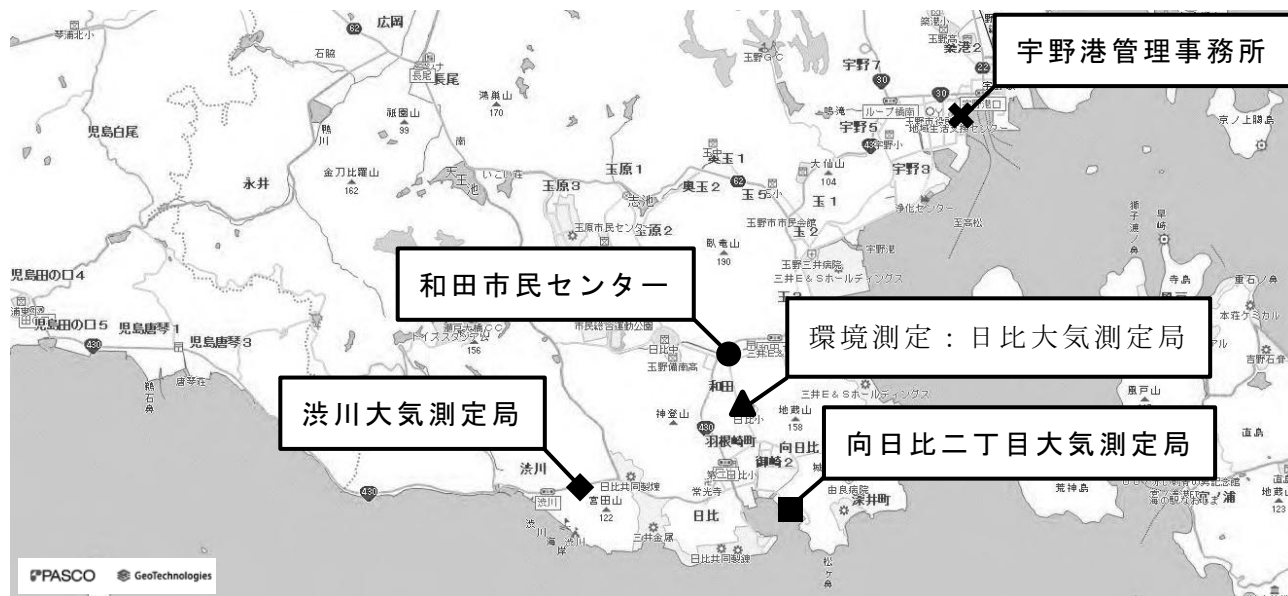




## 玉野市内の詳細調査結果

県では、大気汚染防止法第22条の規定により有害大気汚染物質等の測定（環境測定）を実施しており、その結果、玉野市内において「ヒ素及びその化合物」の濃度が継続的に高いことから、令和3年度においても詳細調査を実施し、その調査結果を取りまとめた。

詳細調査地点図



ヒ素及びその化合物の調査結果

(ng/m<sup>3</sup>)

調査地点	H25～H27 平均値 (対策前)	H28	H29	H30	R1	R2	R3
詳細調査							
宇野港管理事務所	6.6	3.9	4.1	4.2	3.7	4.5	3.8
渋川大気測定局	21	12	8.4	9.9	11	11	7.5
向日比二丁目大気測定局	27	19	15	13	12	15	14
和田市民センター	12	9.7	7.1	8.1	8.2	8.0	7.0
環境測定【指針値：6 ng/m <sup>3</sup> 】							
日比大気測定局	20	7.5	6.4	12	8.4	10	8.6

※ 詳細調査は、年4回の平均値（1週間試料採取）  
 和田市民センターは、H26から調査を実施  
 環境測定は、年12回の平均値（24時間試料採取）  
 日比大気測定局と表記しているが、H27のみ日比市民センターで調査を実施

# 令和3年度公共用水域の水質測定結果について

## 1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

### (1) 対象項目

ア 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)等13項目)

イ 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等32項目)

### (2) 測定方法

県内52水域160地点(表1)において、表2に掲げる頻度で測定を実施した。

表1 測定地点の内訳

水域区分	調査対象水域	調査地点数				
		県	国	岡山市	倉敷市	計
河川	41	51	16	16	4	87
湖沼	1	-	-	4	-	4
海域	10	35	-	13	21	69
合計	52	86	16	33	25	160

(注) 河川41水域のうち、31水域で環境基準の類型が指定されている。

表2 測定頻度

測定項目	測定頻度
健康項目	年1～18回
生活環境項目	年1～18回
要監視項目	年1～2回

## 2 結 果

### (1) 健康項目

全ての水域で環境基準を達成した。

### (2) 生活環境項目

#### ア BOD及びCOD

河川(BOD)は31水域中30水域で環境基準を達成した。児島湖(COD)は環境基準を達成しなかった。海域(COD)は10水域中4水域で環境基準を達成した。

表3 BOD及びCODの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
河川	BOD	31	30	96.8%
湖沼	COD	1	0	0%
海域	COD	10	4	40%

## イ 全窒素及び全りん

児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。海域の全窒素は8水域全てで環境基準を達成し、全りんは8水域中5水域で環境基準を達成した。

表4 全窒素及び全りんの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
湖沼	全窒素	1	0	0 %
	全りん	1	0	0 %
海域	全窒素	8	8	100 %
	全りん	8	5	62.5 %

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）  
いずれの項目も測定した海域の3水域全てで環境基準を達成した。

## エ その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、表5のとおりであった。

表5 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

水域区分	生活環境項目				
	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)
河川	89.2 %	98.2 %	99.9 %	55.2 %	—
湖沼	56.9 %	100.0 %	69.4 %	—	—
海域	91.6 %	80.2 %	—	99.3 %	100.0 %

(注) 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を百分率で示したものの。

### (3) 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等30項目のうち、ウランが海域9地点で指針値をわずかに超過した。

その他の29項目は、いずれも指針値内であった。

## 3 今後の対応

引き続き、公共用水域の水質の実態の把握に努めるとともに、水質総量削減計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画等に基づく工場・事業場排水対策、生活排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図る。



### 健康項目の環境基準超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準※
カドミウム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
六価クロム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.05mg/L以下
ヒ素	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
総水銀	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	37 (河川12, 湖沼2, 海域23)	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	106 (河川59, 湖沼4, 海域43)	0	10mg/L以下
ふっ素	47 (河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.05mg/L以下

※令和4年3月31日時点の環境基準

<b>生活環境項目</b>	環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目
水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)、底層DO (以上13項目)	

## BOD及びCODの測定結果

(1)河川(31水域、33環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水質 (BOD : 75%値) (mg/L)						環境基準 (mg/L)	
			H29	H30	R 1	R 2	R 3			
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	1.2	0.9	1.2	1.4	1.0	○	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	1.0	2.0	1.2	1.2	1.2	○	2以下
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	○	2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.9	1.2	1.7	1.2	1.5	○	3以下
	西川	布原橋	新見市	1.0	1.2	1.2	1.2	1.0	○	2以下
	小坂部川	巖橋	新見市	1.2	2.0	1.2	1.0	1.0	○	2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	1.0	1.4	1.6	1.3	1.4	○	2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.0	1.1	1.0	1.2	1.4	○	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	1.2	1.2	1.4	1.2	0.8	○	2以下
	小田川下流	福松橋	倉敷市	1.4	1.3	1.5	2.0	2.1	○	3以下
美山川	栄橋	矢掛町	1.6	1.2	1.5	1.2	1.4	○	2以下	
旭川水域	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.0	1.2	0.9	1.0	1.4	×	1以下
	旭川中流	落合大橋	真庭市	1.0	1.4	1.2	1.0	1.2	○	2以下
		乙井手堰	岡山市	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7		
	旭川下流	桜橋	岡山市	3.2	0.9	1.6	1.1	1.8	○	3以下
	新庄川	大久奈橋	真庭市	1.0	1.2	1.4	1.2	1.0	○	2以下
	百間川	清内橋	岡山市	2.6	3.7	3.2	2.5	3.8	○	5以下
砂川	新橋	岡山市	1.8	2.0	2.0	2.0	1.0	○	3以下	
吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	1.2	1.4	1.6	1.2	1.4	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝大橋	赤磐市	1.4	1.2	1.8	1.6	1.5	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	0.8	0.9	0.8	0.7	0.8		
	加茂川	加茂川橋	津山市	0.8	1.3	1.4	1.4	1.2	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	1.4	1.4	1.8	1.6	1.0	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.4	1.7	2.0	1.6	1.2	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.4	1.4	1.4	1.6	1.2	○	2以下
金剛川	宮橋	和気町	0.9	0.7	1.0	0.7	0.7	○	2以下	
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	2.8	3.0	2.6	2.0	3.0	○	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	1.1	1.2	1.6	1.4	1.6	○	2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	1.4	1.8	1.6	1.4	1.6	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	3.4	3.2	2.8	2.8	3.6	○	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	1.4	1.0	1.4	1.4	1.6	○	2以下
里見川水域	里見川	鴨方川合流点	浅口市	3.4	3.6	3.5	3.0	3.6	○	8以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	1.2	1.6	1.4	1.6	1.2	○	3以下

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番号)にくるデータを表す。
- 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

## (2)湖 沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
		H29	H30	R 1	R 2	R 3			
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	7.8	8.8	7.7	8.1	8.2	×	5以下
		樋 門	7.7	8.4	7.7	7.8	8.0		

## (3)海 域(10水域、27環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
		H29	H30	R 1	R 2	R 3			
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	3.9	3.8	3.2	4.0	3.7	○	8以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	2.6	2.6	3.0	2.9	2.5	○	8以下
	水島地先海域(甲)	玉 島 港 沖 合	2.7	2.5	2.7	2.5	2.5	○	3以下
		上 水 島 北	2.7	2.6	2.5	2.5	2.2		
		濃 地 諸 島 東	2.3	2.3	2.4	2.2	2.1		
	水島地先海域(乙)	網 代 諸 島 沖	2.2	2.4	2.1	2.2	2.1	×	2以下
児 島 湾 水 域	児 島 湾 ( 甲 )	海 岸 通 沖	5.3	5.2	5.6	5.1	5.4	○	8以下
	児 島 湾 ( 乙 )	旭 川 河 口 部	3.8	4.0	5.5	4.7	4.1	×	3以下
		吉 井 川 河 口 部	3.8	4.1	4.5	3.4	3.9		
		横 樋 沖	3.9	4.4	5.2	4.0	4.1		
		九 蟠 沖	4.3	4.0	5.1	4.3	3.9		
		阿 津 沖	5.1	3.8	4.8	4.4	4.4		
		向 小 串 沖	4.1	4.5	4.7	3.7	3.6		
	児 島 湾 ( 丙 )	別 荘 沖	4.1	3.9	3.2	2.6	2.9	×	2以下
		児 島 湾 口 沖	2.9	3.4	3.2	2.6	3.2		
		波 張 崎 南	2.4	2.5	2.2	2.4	2.2		
出 崎 東 沖		2.5	2.8	2.3	2.2	2.2			
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	2.5	2.8	2.6	2.8	3.1	×	2以下
		青 佐 鼻 沖	2.6	2.8	2.7	2.9	2.9		
		北 木 島 布 越 崎 北	2.3	2.5	2.1	2.7	2.4		
		久 須 美 鼻 東	2.2	2.3	2.1	2.0	2.0		
		大 槌 島 北	2.0	2.3	2.3	1.9	2.0		
牛 窓 地 先 海 域	牛 窓 地 先 海 域	錦 海 湾	2.2	2.8	2.8	2.4	2.3	×	2以下
		前 島 南 西	2.0	2.4	2.3	2.1	2.2		
播 磨 灘 北 西 部	播 磨 灘 北 西 部	長 島 西 南 沖	2.3	2.5	2.5	2.3	2.3	×	2以下
		大 多 府 島 東 南 沖	2.3	2.5	2.4	2.3	2.5		
		鹿 久 居 島 東 沖	2.4	2.6	2.5	2.7	3.0		

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを表す。
- 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

# 全窒素及び全りん の測定結果

## (1) 全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全窒素:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		H29		H30		R1		R2		R3			
児島湖	湖心	1.5		1.2		1.0		1.2		1.1		×	1以下
	樋門	1.4		1.1		0.98		1.1		1.1			
水島港区	水島港口部	0.19	0.19	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.16	0.17	0.20	0.20	0.23	0.22	0.22	0.20	0.20	0.19	○	0.3以下
	上水島北	0.18		0.22		0.20		0.20		0.20			
	濃地諸島東	0.17		0.19		0.20		0.19		0.17			
児島湾	九蟠沖	0.55	0.54	0.51	0.47	0.52	0.50	0.45	0.42	0.52	0.52	○	1以下
	向小串沖	0.52		0.42		0.47		0.39		0.52			
児島湾沖	児島湾口沖	0.38	0.26	0.32	0.26	0.25	0.20	0.24	0.22	0.43	0.26	○	0.3以下
	出崎東沖	0.19		0.24		0.19		0.20		0.18			
	銚島沖合	0.21		0.21		0.17		0.22		0.17			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.13	0.15	0.18	0.19	0.17	0.17	0.16	0.17	0.17	0.17	○	0.3以下
	大槌島北	0.16		0.20		0.17		0.18		0.17			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.14	0.18	0.18	0.21	0.19	0.20	0.17	0.22	0.17	0.20	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.20		0.24		0.21		0.25		0.24			
	青佐鼻沖	0.21		0.24		0.21		0.26		0.21			
	北木島布越崎北	0.17		0.18		0.17		0.21		0.17			
牛窓地先海域	錦海湾	0.17	0.17	0.19	0.17	0.17	0.16	0.18	0.16	0.17	0.16	○	0.3以下
	前島南西	0.17		0.17		0.16		0.16		0.15			
	前島東南	0.16		0.16		0.15		0.15		0.15			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.15	0.16	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.17		0.17		0.15		0.16		0.16			
	鹿久居島東沖	0.18		0.18		0.16		0.17		0.16			

## (2) 全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全りん:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		H29		H30		R1		R2		R3			
児島湖	湖心	0.19		0.17		0.18		0.21		0.20		×	0.1以下
	樋門	0.17		0.15		0.17		0.19		0.19			
水島港区	水島港口部	0.030	0.030	0.030	0.030	0.032	0.032	0.033	0.033	0.035	0.035	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.028	0.028	0.026	0.027	0.031	0.030	0.036	0.034	0.036	0.034	×	0.03以下
	上水島北	0.029		0.028		0.030		0.033		0.035			
	濃地諸島東	0.026		0.027		0.028		0.032		0.031			
児島湾	九蟠沖	0.067	0.061	0.063	0.056	0.066	0.059	0.061	0.056	0.066	0.059	○	0.09以下
	向小串沖	0.055		0.048		0.052		0.050		0.052			
児島湾沖	児島湾口沖	0.043	0.034	0.036	0.034	0.034	0.031	0.031	0.033	0.044	0.034	×	0.03以下
	出崎東沖	0.030		0.035		0.031		0.034		0.030			
	銚島沖合	0.029		0.031		0.028		0.034		0.028			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.026	0.026	0.027	0.028	0.028	0.028	0.030	0.031	0.032	0.030	○	0.03以下
	大槌島北	0.026		0.029		0.027		0.031		0.028			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.026	0.028	0.025	0.029	0.028	0.029	0.033	0.035	0.033	0.034	×	0.03以下
	神島御崎沖	0.029		0.031		0.031		0.038		0.038			
	青佐鼻沖	0.030		0.034		0.032		0.039		0.034			
	北木島布越崎北	0.026		0.026		0.026		0.031		0.030			
牛窓地先海域	錦海湾	0.029	0.028	0.030	0.027	0.032	0.029	0.033	0.030	0.031	0.028	○	0.03以下
	前島南西	0.028		0.026		0.029		0.031		0.027			
	前島東南	0.027		0.024		0.025		0.027		0.025			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.029	0.027	0.027	0.026	0.029	0.026	0.030	0.029	0.027	0.027	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.026		0.025		0.024		0.028		0.027			
	鹿久居島東沖	0.027		0.025		0.025		0.029		0.027			

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 全窒素及び全りんについては、水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。



## 全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの測定結果

### (1)全亜鉛(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(全亜鉛:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H29	H30	R1	R2	R3		
備讃瀬戸	水島港口部	0.004	0.004	0.004	0.003	0.002	○	0.02以下
	神島御崎沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	○	0.01以下
	青佐鼻沖	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001		
	久須美鼻東	0.001	0.002	0.001	0.001	<0.001		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.001	○	0.01以下

### (2)ノニルフェノール(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(ノニルフェノール:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H29	H30	R1	R2	R3		
備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
	神島御崎沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
	青佐鼻沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
	久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下

### (3)LAS(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(LAS:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H29	H30	R1	R2	R3		
備讃瀬戸	水島港口部	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.0006	○	0.01以下
	神島御崎沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
	青佐鼻沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
	久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0007	<0.0006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

その他の生活環境項目の測定結果(環境基準適合率)

(単位：%)

	年度	河川								小計
		高梁川	旭川	吉井川	笹ヶ瀬川	倉敷川	高屋川	里見川	伊里川	
pH	H29	90.3	96.7	98.5	100.0	90.0	100.0	77.8	88.9	94.4
	H30	82.4	92.9	95.6	100.0	86.7	100.0	66.7	83.3	89.8
	R1	83.6	94.2	97.8	97.2	86.7	94.4	61.1	88.9	90.8
	R2	82.7	95.4	98.1	100.0	91.1	88.9	44.4	88.9	91.1
	R3	82.4	91.7	97.0	95.8	85.6	88.9	61.1	77.8	89.2
DO	H29	95.9	97.9	98.5	95.8	98.9	72.2	100.0	100.0	97.0
	H30	97.5	98.8	98.9	98.6	96.7	61.1	100.0	100.0	97.6
	R1	97.8	95.4	97.0	88.9	96.7	61.1	100.0	100.0	95.8
	R2	97.5	97.9	97.8	100.0	97.8	66.7	100.0	100.0	97.4
	R3	97.2	99.2	99.3	98.6	100.0	72.2	100.0	100.0	98.2
SS	H29	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R2	100.0	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	100.0	100.0	99.9
	R3	100.0	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
大腸菌群数	H29	48.1	50.9	58.5	47.2	-	0.0	-	72.2	51.3
	H30	55.3	39.6	59.6	50.0	-	11.1	-	83.3	52.1
	R1	66.0	55.9	66.7	51.4	-	11.1	-	77.8	61.8
	R2	62.6	47.3	58.5	52.8	-	22.2	-	77.8	56.4
	R3	59.4	49.5	54.8	59.7	-	5.6	-	88.9	55.2

(単位：%)

	年度	湖沼	海域					小計	河川、湖沼、海域の合計
		児島湖	水島	児島湾	備讃瀬戸	牛窓地先	播磨灘北西部		
pH	H29	69.4	95.6	85.3	99.5	100.0	98.2	93.7	93.2
	H30	44.4	96.7	88.1	99.5	100.0	97.3	95.0	90.5
	R1	48.6	95.9	82.7	100.0	100.0	99.1	93.4	90.4
	R2	58.3	95.5	87.1	96.5	100.0	97.3	93.6	91.0
	R3	56.9	88.1	85.6	98.0	96.7	100.0	91.6	89.1
DO	H29	98.6	90.7	87.4	57.1	63.3	72.7	77.9	88.9
	H30	100.0	91.8	86.7	68.5	76.7	80.0	82.5	91.0
	R1	100.0	93.0	88.1	65.5	68.3	72.7	81.2	89.4
	R2	98.6	88.9	88.5	61.5	75.0	76.4	80.2	89.8
	R3	100.0	89.3	88.1	63.0	76.7	72.7	80.2	90.2
SS	H29	41.7	-	-	-	-	-	-	96.2
	H30	37.5	-	-	-	-	-	-	96.0
	R1	47.2	-	-	-	-	-	-	96.6
	R2	40.3	-	-	-	-	-	-	96.1
	R3	69.4	-	-	-	-	-	-	97.9
大腸菌群数	H29	-	100.0	94.6	100.0	100.0	99.0	98.6	66.7
	H30	-	100.0	95.7	99.4	100.0	100.0	99.0	68.3
	R1	-	100.0	97.8	100.0	100.0	100.0	99.6	74.8
	R2	-	91.2	97.8	95.5	100.0	100.0	97.2	69.4
	R3	-	100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	99.3	69.2
油分	H29	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	H30	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R1	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R2	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R3	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合する検体数/総検体数」を表す。(検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。)

## 要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	33 (河川15, 海域18)	0	0.06 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	〃	0	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L以下
オキシシン銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L以下
プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L以下
o-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(EPN)	45 (河川19, 湖沼2, 海域24)	0	0.006 mg/L以下
ジクロロボス(DDVP)	33 (河川15, 海域18)	0	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	〃	(不検出)	指針値なし
トルエン	〃	0	0.6 mg/L以下
キシレン	〃	0	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	24 (河川13, 海域11)	0	0.06 mg/L以下
ニッケル	〃	0 <sup>※1</sup>	指針値なし
モリブデン	〃	0	0.07 mg/L以下
アンチモン	〃	0	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L以下
全マンガン	〃	0	0.2 mg/L以下
ウラン	26 (河川13, 海域13)	0 <sup>※2</sup>	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	〃	0	0.000050mg/L以下
(水生生物の保全に関する項目)			
クロロホルム(再掲)	33 (河川15, 海域18)	0	0.006~3 mg/L以下
フェノール	24 (河川13, 海域11)	0	0.01~2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	〃	0	0.03~1 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004~0.004 mg/L以下
アニリン	〃	0	0.02~0.1 mg/L以下
2, 4-ジクロロフェノール	〃	0	0.003~0.03 mg/L以下

※1 河川1地点で検出(検出濃度0.009mg/L)

※2 検出濃度の最大値は0.0026mg/L(検出地点は全て海域)

## 環境基準の評価方法等

### 1 健康項目の達成状況の評価

基準値は主として長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、環境基準の達成状況の評価については、一部の項目を除き、同一地点における年間の総検体の測定値の平均値（年間平均値）が基準値以下であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。（全シアンについては最高値が基準値以下であること、総水銀については環境基準超過検体数が総検体数の37%未満であること、アルキル水銀及びPCBについては全ての測定値が不検出であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。）

### 2 環境基準の達成水域

#### (1) BOD、COD

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質（BOD又はCOD）の75%値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（注）75%値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目（整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目）にくるデータをいう。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

#### (2) 湖沼の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

#### (3) 海域の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

#### (4) 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(参考)

## 瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について

瀬戸内海の水質に係る主要な環境基準項目である COD（化学的酸素要求量）、全窒素及び全りんの水質に係る環境基準項目である COD（化学的酸素要求量）、全窒素及び全りんの基準達成状況は次のとおりである。

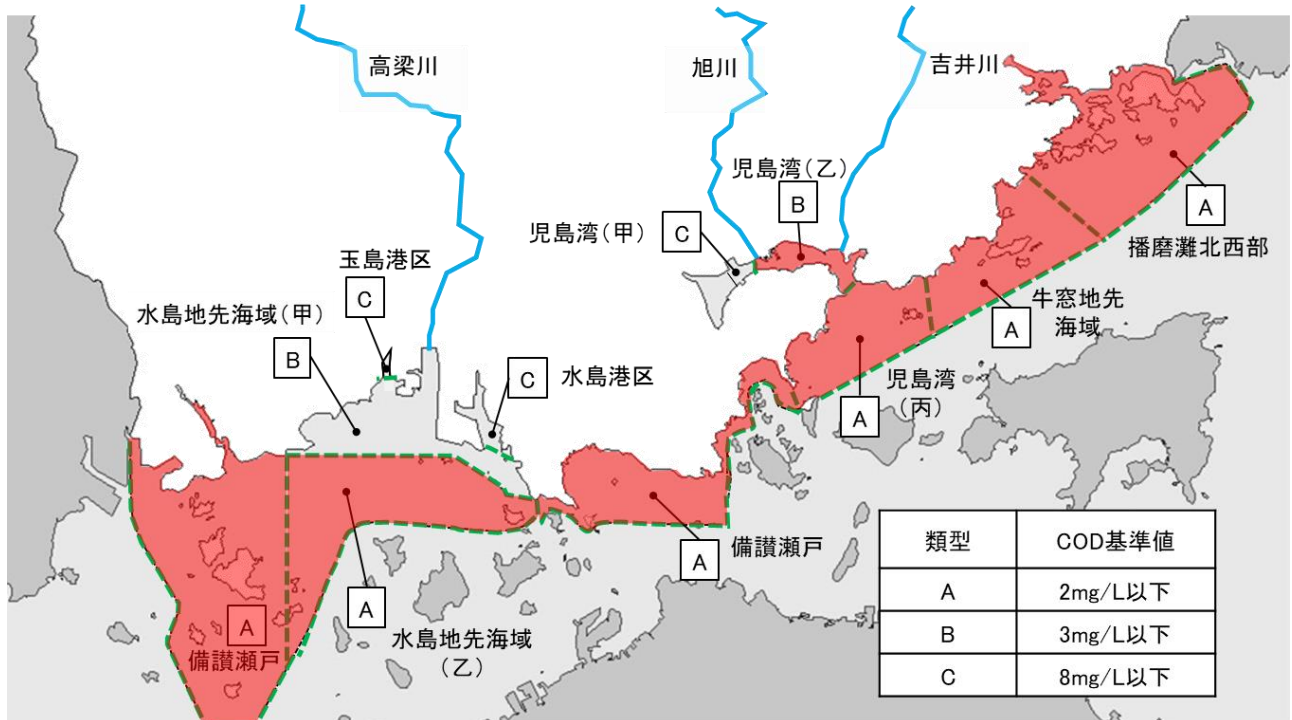
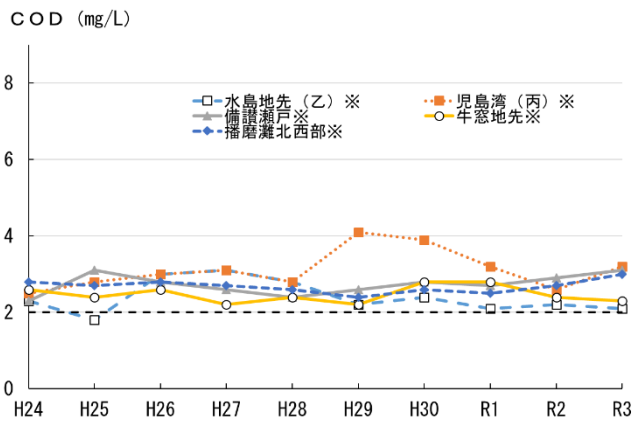
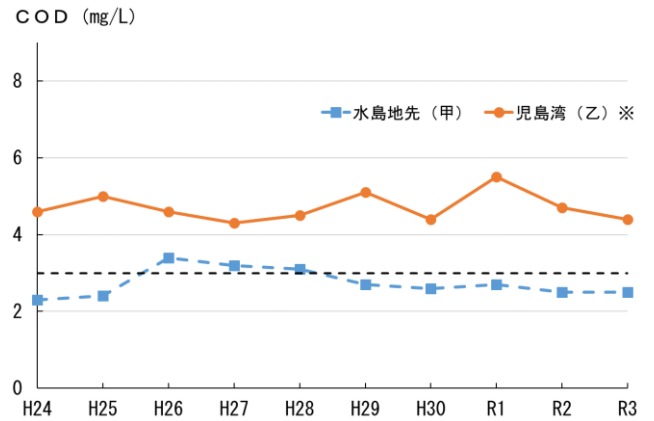


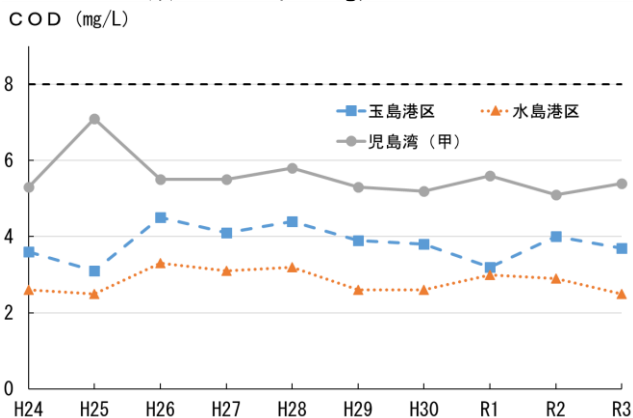
図1 海域の区分と環境基準（COD）達成状況  
（塗りつぶし部分が基準未達成海域）



A 類型：基準 2 mg/L 以下



B 類型：基準 3 mg/L 以下



C 類型：基準 8 mg/L 以下

※ 令和3年度の結果が環境基準未達成の海域

図2 類型別の海域におけるCODの経年変化

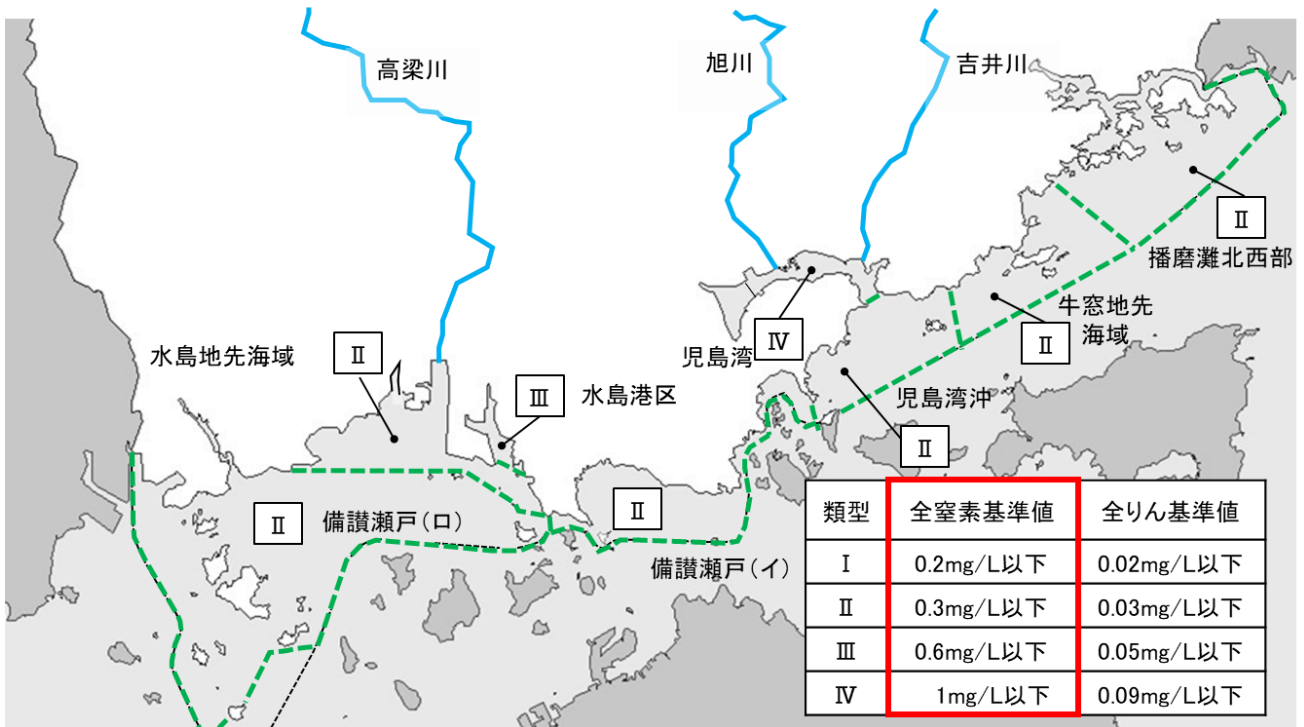
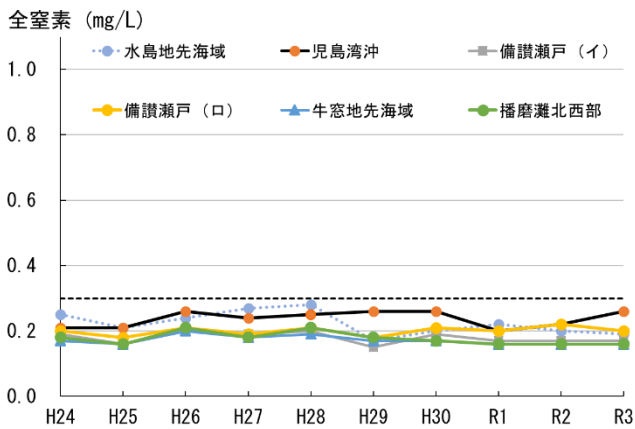
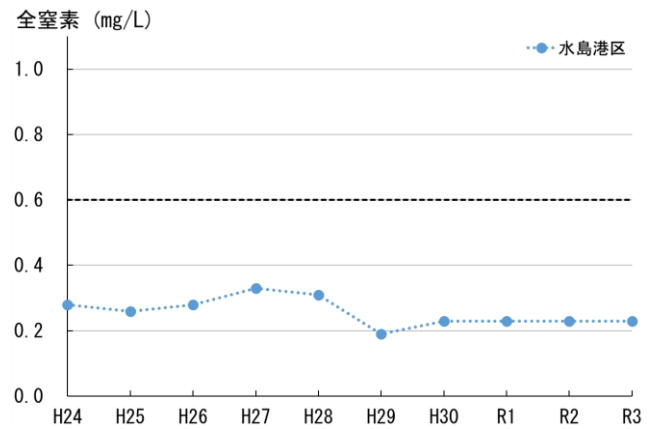


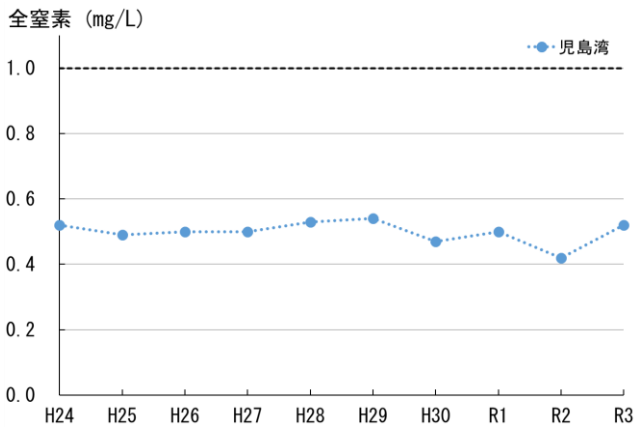
図3 海域の区分と環境基準（全窒素）達成状況  
（全海域で基準達成）



II 類型：基準 0.3mg/L 以下



III 類型：基準 0.6mg/L 以下



IV 類型：基準 1mg/L 以下

図4 類型別の海域における全窒素の経年変化

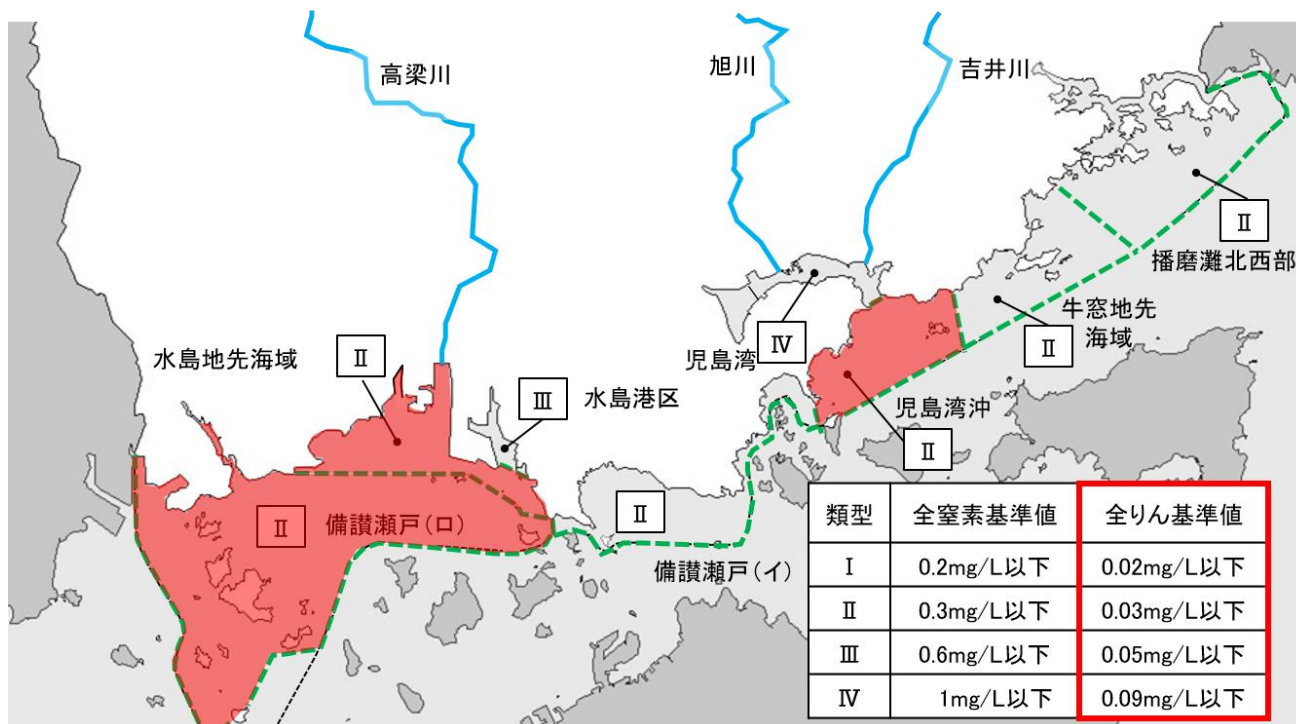
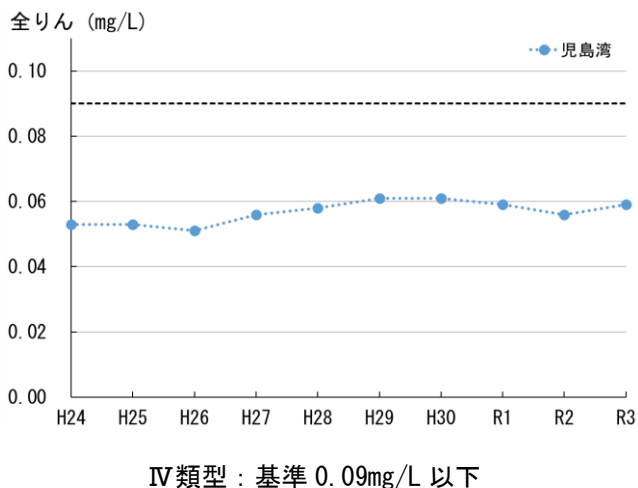
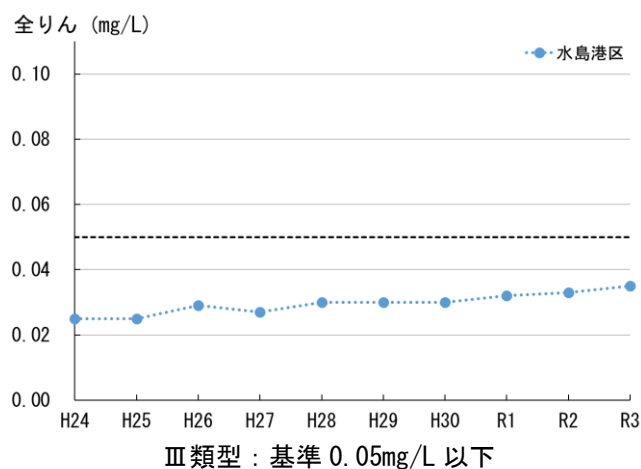
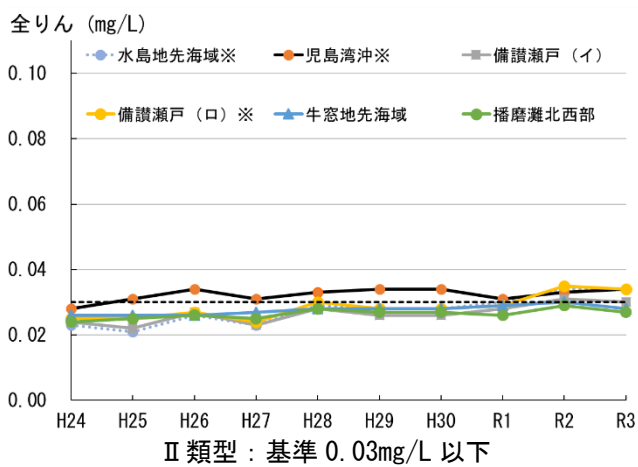


図5 海域の区分と環境基準（全りん）達成状況  
（塗りつぶし部分が基準未達成海域）



※ 令和3年度の結果が環境基準未達成の海域

図6 類型別の海域における全りんの経年変化

# 令和3年度地下水の水質測定結果について

## 1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の汚濁の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

### (1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等25項目)

### (2) 測定方法

表1のとおり、県内31地点において概況調査を行うとともに、過去にトリクロロエチレン等による汚染が確認された4地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表2のとおりである。

表1 測定地点の内訳

区 分	県	岡山市	倉敷市	計
概 況 調 査	19	6	6	31
継 続 監 視 調 査	2	1	1	4
合 計	21	7	7	35

表2 測定項目及び頻度

区 分	測定項目	測定頻度
概 況 調 査	環境基準項目及び要監視項目	年1回
継 続 監 視 調 査	過去に超過した環境基準項目（関連する環境基準項目を含む。）	年1～2回

## 2 結 果

### (1) 概況調査

31地点のうち2地点で環境基準を超過した。超過地点及び超過項目については表3のとおりである。

表3 環境基準超過地点及び超過項目

超過地点	超過項目
岡山市北区御津草生	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
倉敷市船穂町柳井原	ふっ素

### (2) 継続監視調査

4地点のうち3地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

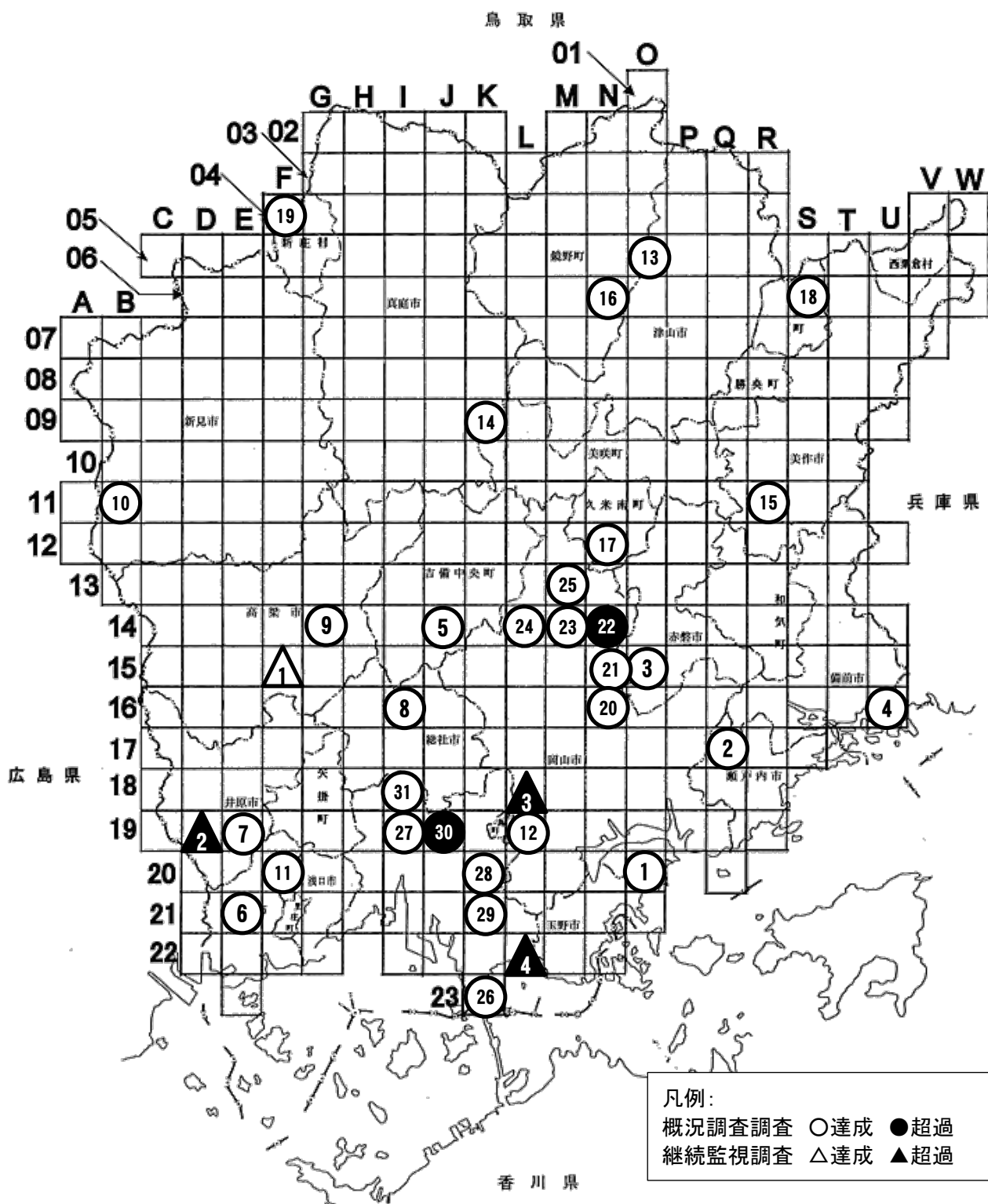
## 3 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点については、飲用に供さないよう指導済みであるが、原因究明のための周辺地区調査を実施し、その結果に基づき、必要に応じて対策を講じることとする。

継続監視調査については、3地点を引き続き調査する。



# 地下水環境基準達成状況図



## 地下水測定項目

環境基準項目	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（以上28項目）</p>	

要監視項目	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
<p>クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、o-エチル-o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（以上25項目）</p>	

# 概況調査の測定結果

(単位: mg/L)

番号	メッシュ番号	所在地	用途	環境基準													項目				要監視項目	測定機関							
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	(クロロ化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン			1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.004	0.0006	0.001	0.0005	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005
1	O-20	玉野市山田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.97	0.09	0.06	N.D.
2	Q-17	瀬戸内市邑久町本庄	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.1	0.10	N.D.	N.D.
3	O-15	赤磐市町苅田	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.3	0.12	N.D.	N.D.
4	U-16	備前市日生町寒河	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.0	0.28	0.03	N.D.
5	J-14	吉備中央町吉川	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.1	N.D.	N.D.	N.D.
6	E-21	笠岡市金浦	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.9	N.D.	0.03	N.D.
7	E-19	井原市西江原町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.42	0.12	N.D.	N.D.
8	I-16	総社市日羽	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.1	0.11	N.D.	N.D.
9	G-14	高梁市松原町神原	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.1	0.13	N.D.	N.D.
10	B-11	新見市哲西町八鳥	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.9	N.D.	N.D.	検出無し
11	F-20	浅口市鴨方町小坂西	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	7.5	0.12	N.D.	N.D.
12	L-19	早島町早島	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	4.1	N.D.	N.D.	N.D.
13	O-05	津山市加茂町原口	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.4	0.11	N.D.	N.D.
14	K-09	真庭市田原	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.34	N.D.	N.D.	N.D.
15	R-11	美作市福本	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.98	N.D.	N.D.	N.D.
16	N-06	鏡野町香々美	水道水源	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.77	N.D.	N.D.	N.D.
17	N-12	久米南町山手	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	9.5	N.D.	N.D.	N.D.
18	S-06	奈義町豊沢	その他	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.09	0.10	N.D.	N.D.
19	F-04	新庄村二ツ橋	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.79	N.D.	N.D.	N.D.

(注1) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠)で示す。

(注2) 環境基準は令和4年3月31日時点の基準



# 継続監視調査の測定結果

(単位: mg/L)

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準													項目					要監視項目	測定機関														
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	(クロロ化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-ジクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム			シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン						
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.05	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.0002	0.0004	0.1	0.04	1	0.006	0.001	0.01	0.001	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05			
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.02	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.004	0.0006	0.001	0.0005	0.002	0.001	0.0002	0.0008	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005			
1	F-15	高梁市成羽町成羽	生活用水										N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.											岡山県
2	D-19	井原市高屋町	生活用水															N.D.																			"
3	L-18	岡山市北区糠川	工業用水																																		岡山市
4	L-22	倉敷市児島唐琴	生活用水																														1.6				倉敷市

(注1) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠)で示す。

(注2) 環境基準は令和4年3月31日時点の基準

## 令和3年度ダイオキシン類環境測定結果について

### 1 内 容

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により、ダイオキシン類による環境の汚染状況を把握するため、測定を実施した。

### 2 測定方法

大気については、半期に1回、連続7日間のサンプリングを行い、年2回の測定値から年平均値を算出した。

公共用水域水質、公共用水域底質、地下水質及び土壌については、年1回試料を採取し、測定を実施した。

測定地点数

測定対象（媒体）	測定地点数
大気	8地点
公共用水域水質	25地点(河川20地点、海域5地点)
公共用水域底質	14地点(河川9地点、海域5地点)
地下水質	12地点
土壌	12地点

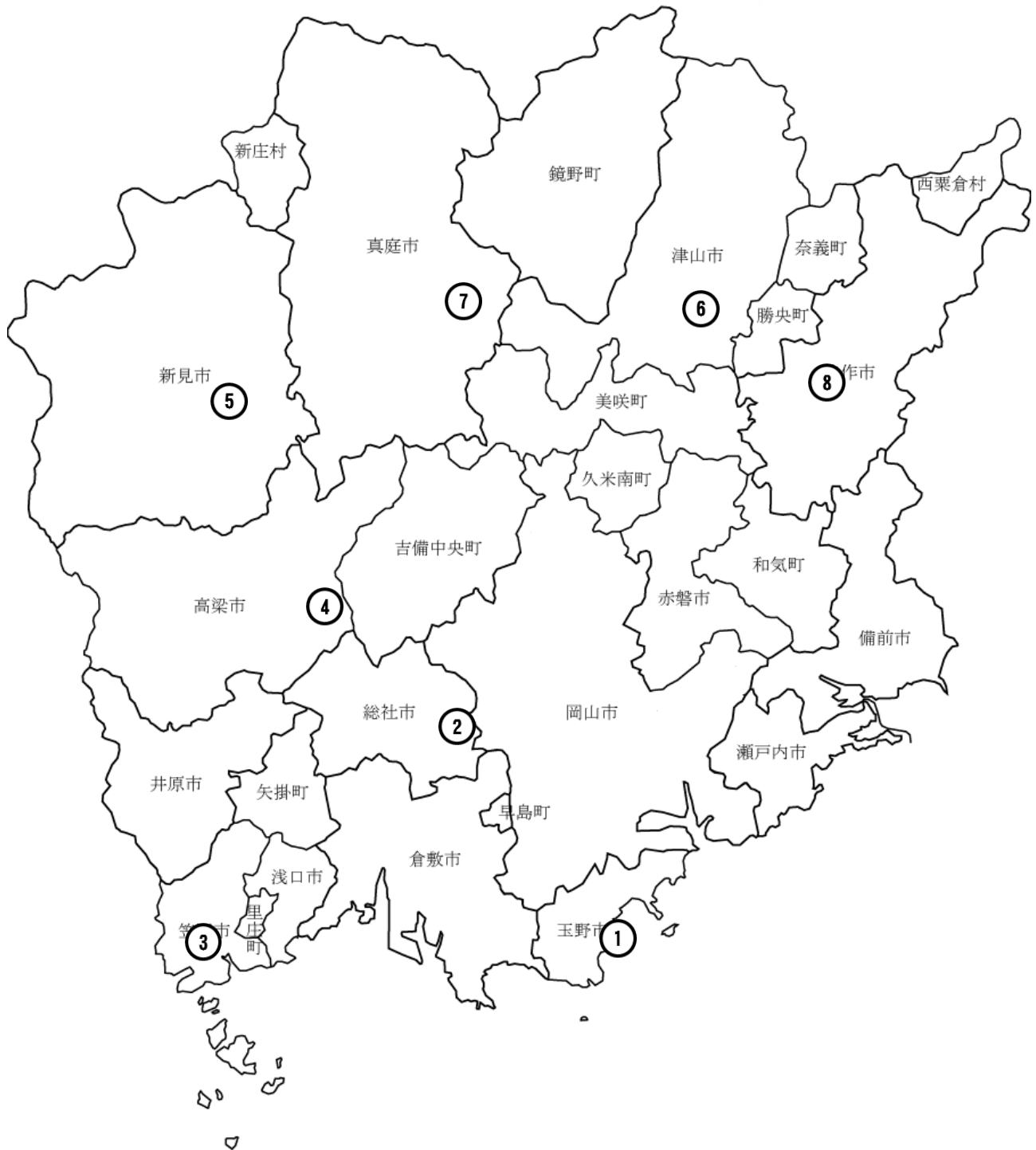
### 3 結 果

全ての地点で環境基準を達成した。

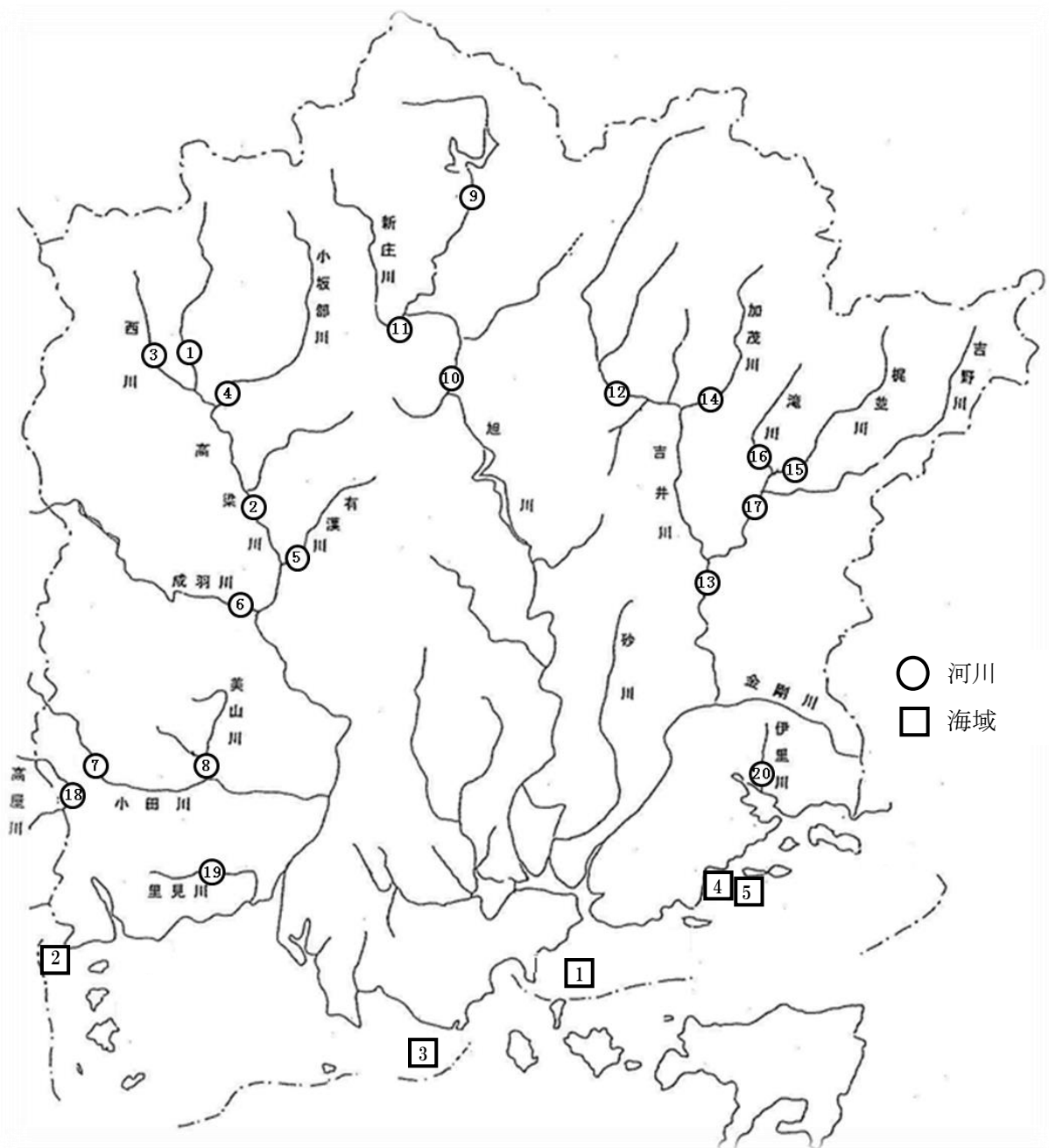
### 4 今後の対応

引き続き測定を実施し、ダイオキシン類による環境の汚染状況の把握に努める。

# ダイオキシン類環境測定(大気)地点図



# ダイオキシン類環境測定(公共用水域)地点図



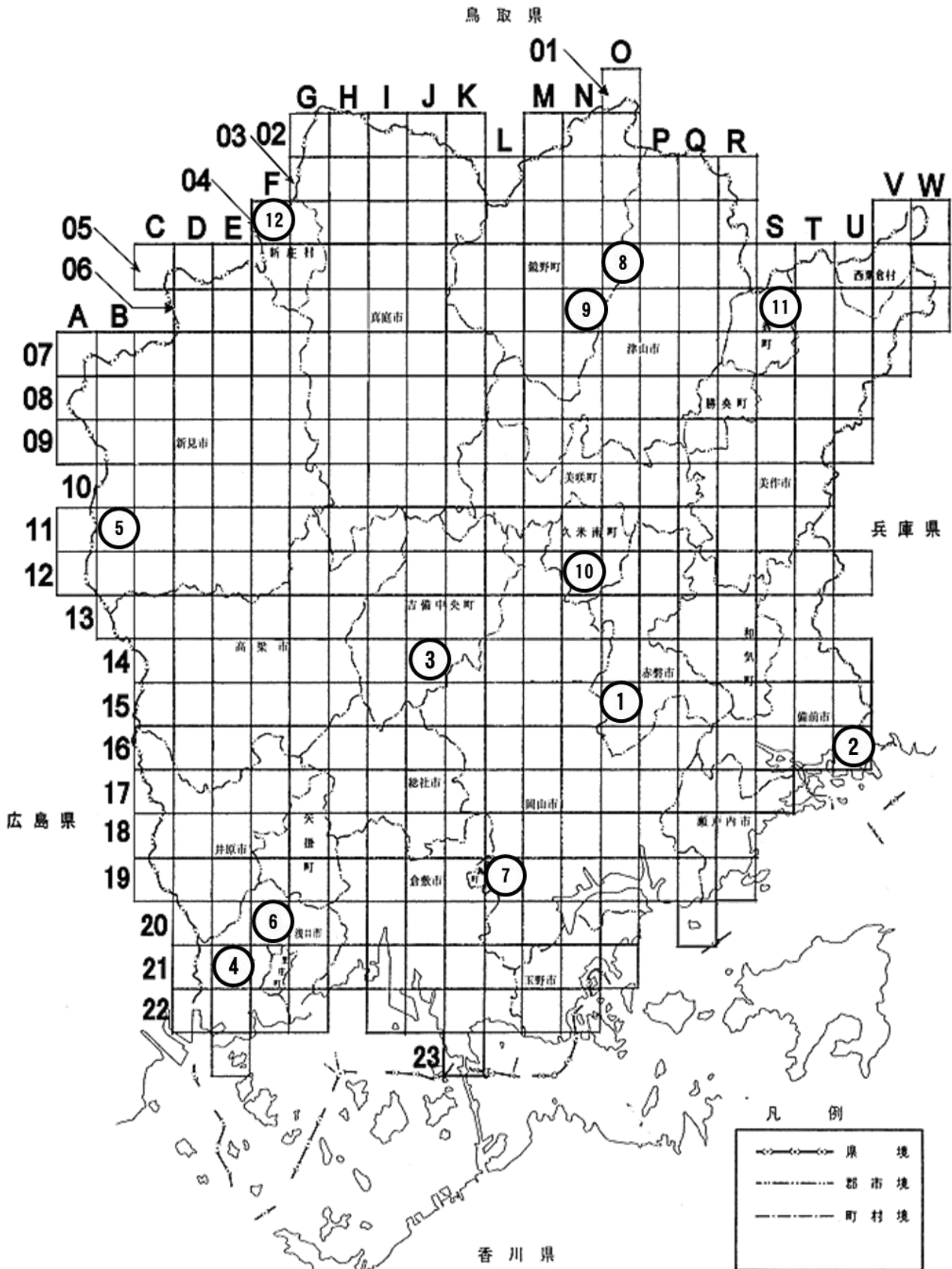
水質 : 全ての地点で実施

底質 : 河川は②⑥⑨⑩⑬⑯⑱⑳の地点で実施

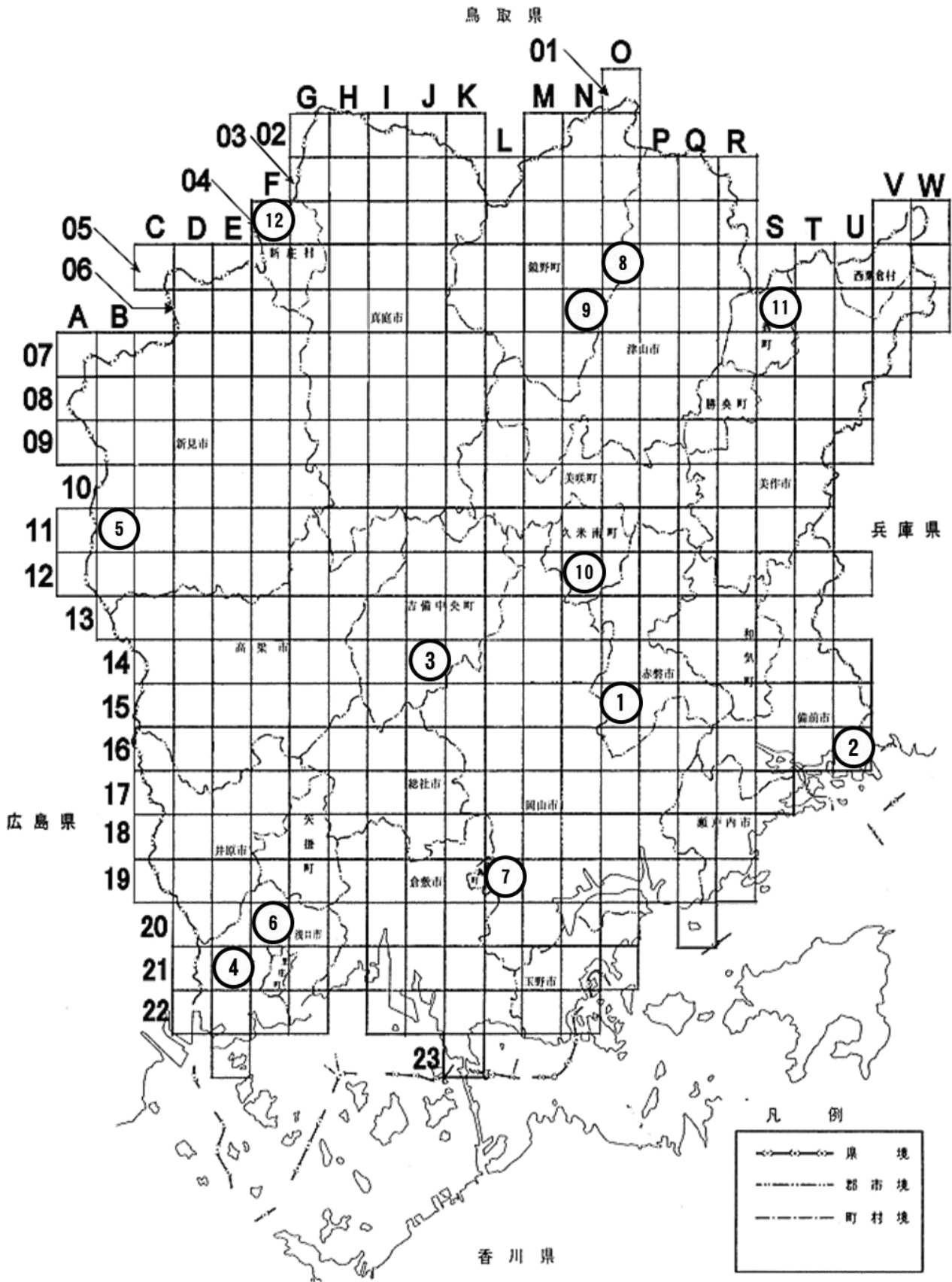
海域は全ての地点で実施



# ダイオキシン類環境測定(地下水)地点図



# ダイオキシン類環境測定(土壌)地点図



## ダイオキシン類環境測定結果の概要

環境媒体	測定地点数	平均値	濃度範囲	環境基準	単位
大気	8	0.0074	0.0040 ~ 0.019	0.6以下	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
公共用水域水質	25	0.033	0.016 ~ 0.075	1以下	pg-TEQ/L
公共用水域底質	14	1.5	0.067 ~ 5.9	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	12	0.062	0.046 ~ 0.10	1以下	pg-TEQ/L
土壌	12	0.58	0.0029 ~ 2.9	1,000以下	pg-TEQ/g

(備考) 1 濃度範囲の数値は、大気は各地点の年2回の測定結果の平均値、その他の媒体は各地点の年1回の測定結果である。

2 「pg (ピコグラム)」は1兆分の1g、「TEQ (ティーイーキュー)」は毒性等量を示す。

## ダイオキシン類環境測定結果の評価

### 1 大気

測定地点8地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

### 2 公共用水域水質及び底質

測定地点水質25地点、底質14地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

### 3 地下水質

測定地点12地点全てで環境基準を達成していた。

なお、地下水質の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はなかった。

### 4 土壌

測定地点12地点全てで環境基準を達成していた。

なお、土壌の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はなかった。

## 測定地点ごとのダイオキシン類測定結果

### 1 大気（ダイオキシン類）

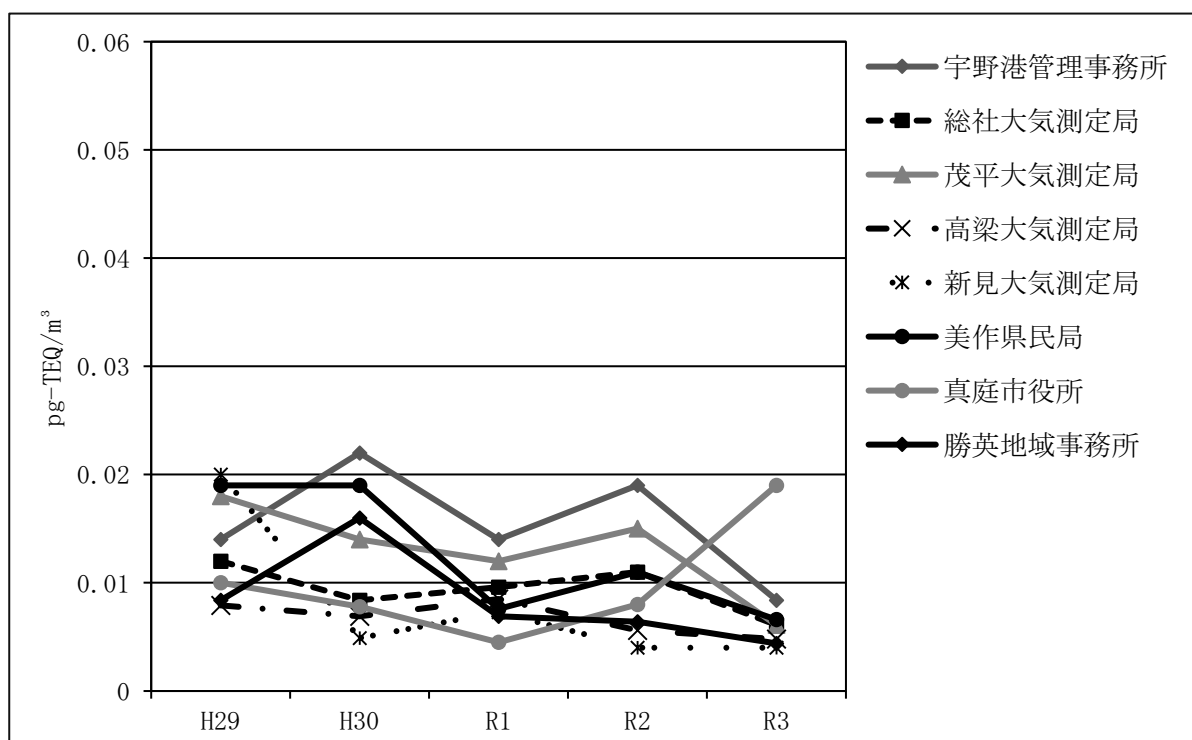
（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

No	調査地点		夏季	冬季	平均値	環境基準
	名称	所在地				
1	宇野港管理事務所	玉野市宇野	0.0073	0.0094	0.0084	0.6 以下
2	総社大気測定局	総社市中央	0.0074	0.0048	0.0061	
3	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.0062	0.0060	0.0061	
4	高梁地域事務所	高梁市落合町	0.0048	0.0047	0.0048	
5	新見大気測定局	新見市金谷	0.0041	0.0038	0.0040	
6	美作県民局	津山市山下	0.0060	0.0071	0.0066	
7	真庭市役所	真庭市久世	0.024	0.014	0.019	
8	勝英地域事務所	美作市入田	0.0034	0.0054	0.0044	

（備考）試料はいずれも1週間連続採取によるものである。

### 2 大気測定結果の経年変化（ダイオキシン類）

（環境基準：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）



### 3 公共用水域水質及び底質（ダイオキシン類）

番号	測定地点		水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g)		
	水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果	
①	高梁川水域	高梁川上流	一中橋	R3. 11. 19	0. 019	—	
②		高梁川中流	中井橋	R3. 11. 19	0. 017	R3. 11. 19	0. 077
③		西川	布原橋	R3. 11. 19	0. 016	—	
④		小坂部川	巖橋	R3. 11. 19	0. 017	—	
⑤		有漢川	幡見橋	R3. 11. 19	0. 020	—	
⑥		成羽川	神崎橋	R3. 11. 19	0. 020	R3. 11. 19	0. 071
⑦		小田川上流	猪原橋	R3. 11. 19	0. 016	—	
⑧		美山川	栄橋	R3. 11. 19	0. 024	—	
⑨	旭川水域	旭川上流	湯原ダム	R3. 10. 14	0. 017	R3. 10. 14	3. 8
⑩		旭川中流	落合大橋	R3. 10. 14	0. 017	R3. 10. 14	0. 079
⑪		新庄川	大久奈橋	R3. 10. 14	0. 017	—	
⑫	吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	R3. 11. 4	0. 068	—	
⑬		吉井川中・下流	周匝大橋	R3. 11. 4	0. 034	R3. 11. 4	0. 21
⑭		加茂川	加茂川橋	R3. 11. 4	0. 017	—	
⑮		梶並川	滝村堰	R3. 11. 4	0. 035	—	
⑯		滝川	三星橋	R3. 11. 4	0. 060	R3. 11. 4	0. 22
⑰	吉野川	鷺湯橋	R3. 11. 4	0. 027	—		
⑱	高屋川	滝山堰	R3. 11. 19	0. 023	R3. 11. 19	0. 081	
⑲	里見川	鴨方川合流点	R3. 11. 19	0. 047	R3. 11. 19	0. 067	
⑳	伊里川	浜の川橋	R3. 11. 4	0. 017	R3. 11. 4	0. 10	
1	海域	児島湾（丙）	波張崎南	R3. 10. 4	0. 057	R3. 10. 4	1. 2
2		備讃瀬戸	神島御崎沖	R3. 11. 4	0. 075	R3. 11. 4	5. 1
3			大槌島北	R3. 11. 4	0. 056	R3. 11. 4	0. 11
4		牛窓地先海域	錦海湾	R3. 10. 4	0. 055	R3. 10. 4	4. 1
5		播磨灘北西部	長島西南沖	R3. 10. 4	0. 058	R3. 10. 4	5. 9

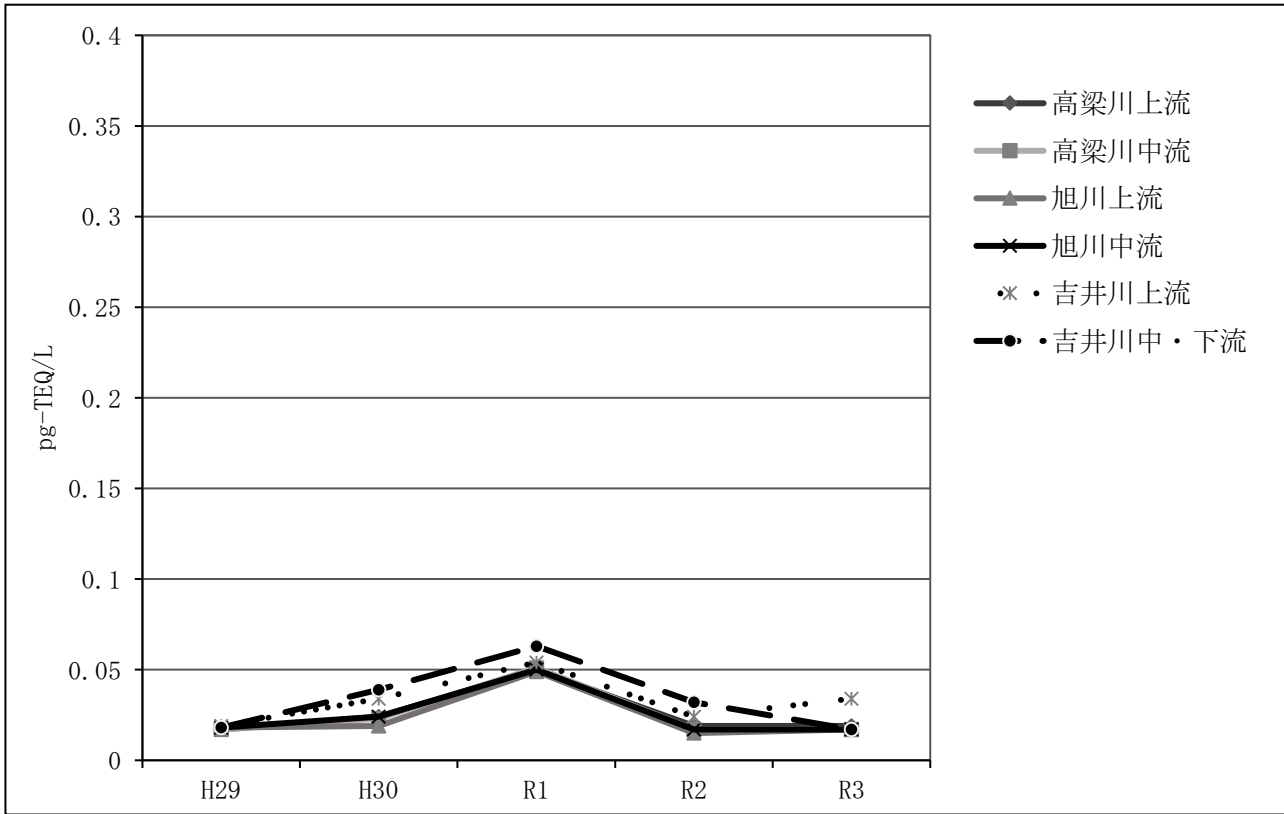
(備考) 1 水質の環境基準は 1 pg-TEQ/L 以下 (年平均値)

2 底質の環境基準は 150pg-TEQ/g 以下

#### 4 公共用水域測定結果の経年変化（ダイオキシン類）

##### (1) 水質（河川）

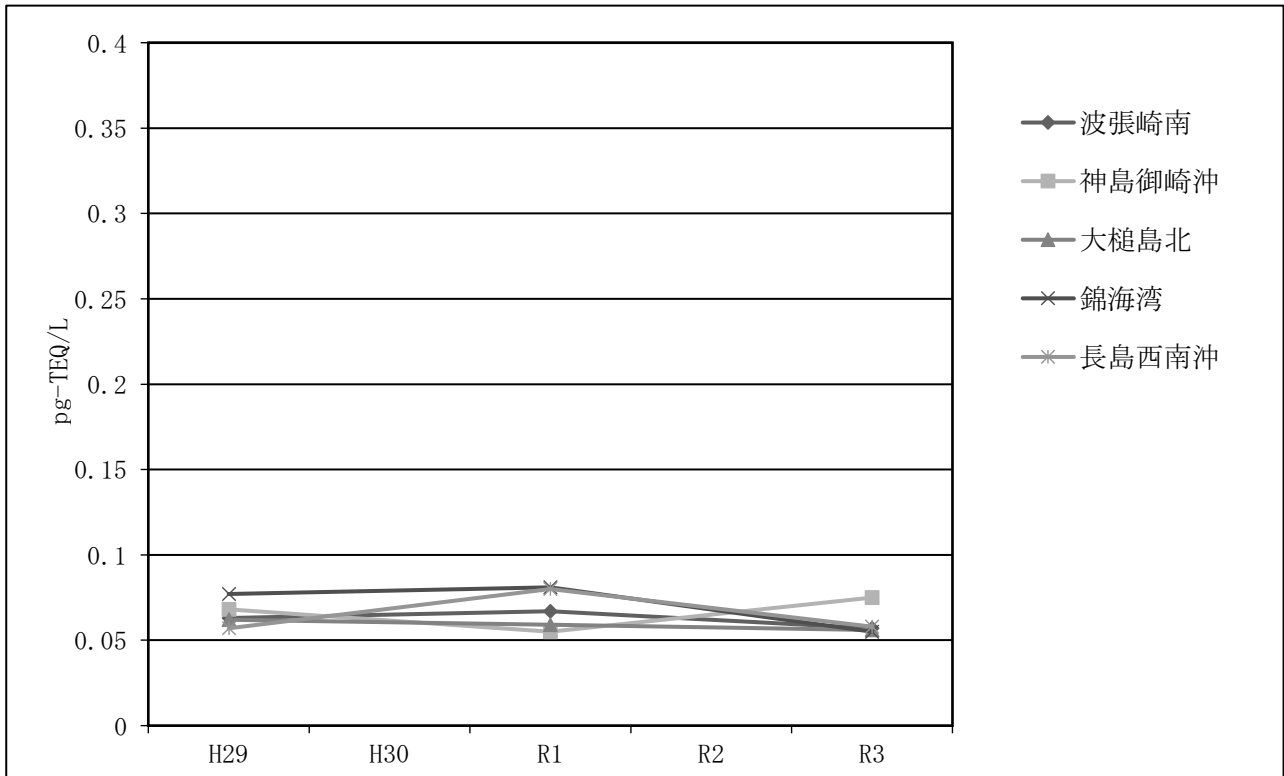
（環境基準 1 pg-TEQ/L 以下）



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

##### (2) 水質（海域）

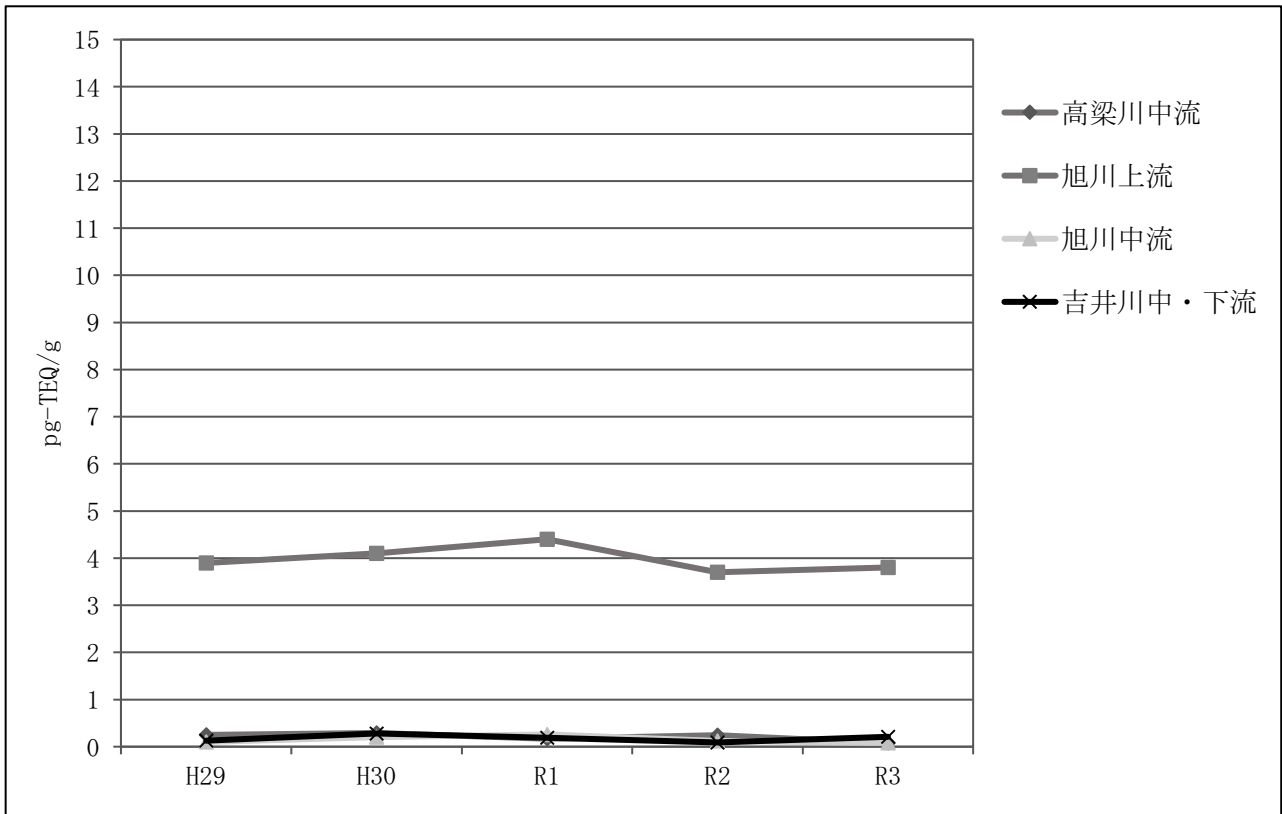
（環境基準 1 pg-TEQ/L 以下）



※平成 23 年度から海域 11 地点を 2 年で一巡するよう測定を実施している。

(3) 底質 (河川)

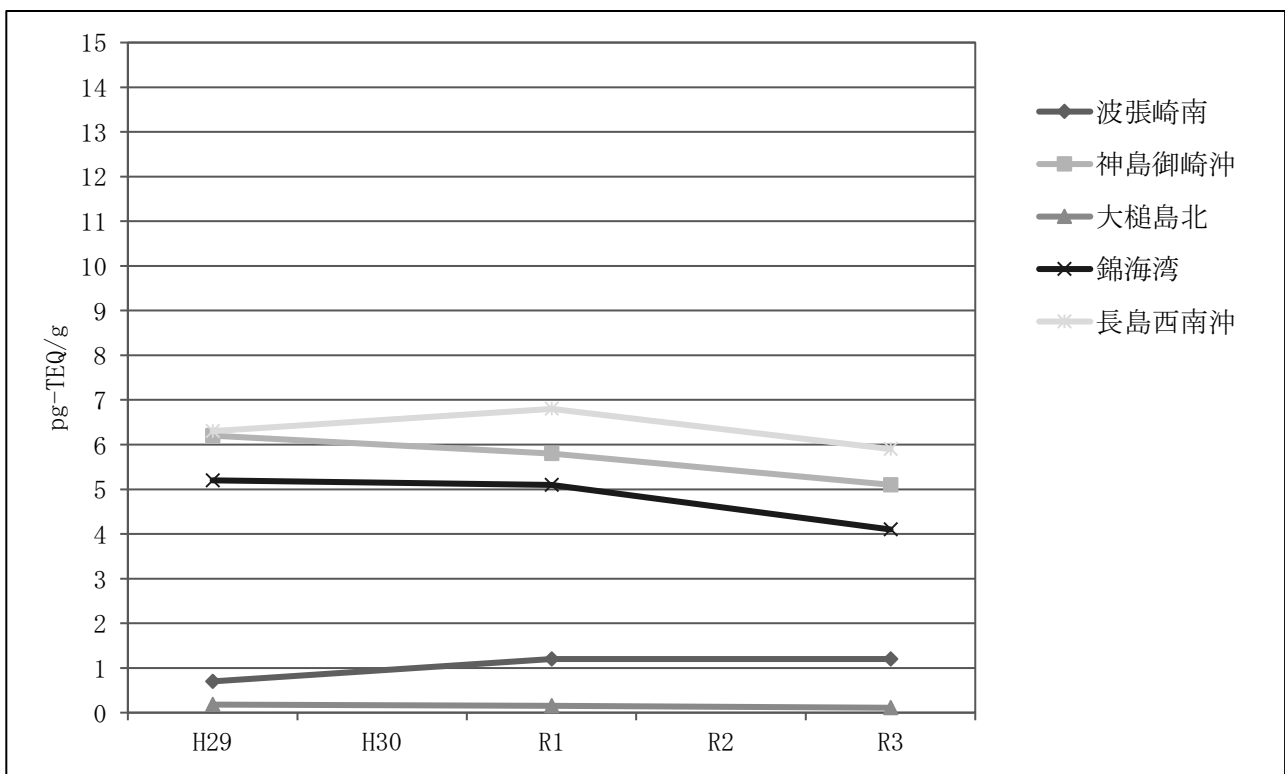
(環境基準 : 150pg-TEQ/g 以下)



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

(4) 底質 (海域)

(環境基準 : 150pg-TEQ/g 以下)



※平成 23 年度から海域 11 地点を 2 年で一巡するよう測定を実施している。

## 5 地下水質（ダイオキシン類）

県民局名	番号	メッシュ番号	測定地点所在地	試料採取日	測定結果 (pg-TEQ/L)
備前	1	0-15	赤磐市町苅田	R3. 10. 25	0. 057
	2	U-16	備前市日生町寒河	R3. 10. 25	0. 066
	3	J-14	吉備中央町吉川	R3. 11. 18	0. 10
備中	4	E-21	笠岡市金浦	R3. 11. 12	0. 046
	5	B-11	新見市哲西町八鳥	R3. 11. 29	0. 049
	6	F-20	浅口市鴨方町小坂西	R3. 11. 12	0. 056
	7	L-19	早島町早島	R3. 11. 12	0. 051
美作	8	0-05	津山市加茂町原口	R3. 10. 29	0. 056
	9	N-06	鏡野町香々美	R3. 10. 29	0. 055
	10	N-12	久米南町山手	R3. 11. 18	0. 10
	11	S-06	奈義町豊沢	R3. 10. 29	0. 056
	12	F-04	新庄村二ツ橋	R3. 10. 29	0. 056

（備考）環境基準は 1pg-TEQ/L 以下

## 6 土壌（ダイオキシン類）

県民局名	番号	メッシュ番号	測定地点名称	試料採取日	測定結果 (pg-TEQ/L)
備前	1	0-15	赤磐市立赤坂中学校	R3. 11. 8	0. 044
	2	U-16	寒河八幡宮	R3. 11. 8	2. 9
	3	J-14	吉備中央町立吉川小学校	R3. 11. 26	0. 049
備中	4	E-21	笠岡市立笠岡小学校	R3. 10. 11	0. 062
	5	B-11	新見市立野馳小学校	R3. 10. 12	0. 0029
	6	F-20	浅口市立鴨方西小学校	R3. 10. 11	0. 010
	7	L-19	若宮グランド	R3. 10. 11	0. 39
美作	8	0-05	原口町内会	R3. 10. 19	0. 028
	9	N-06	寺和田公会堂多目的広場	R3. 10. 19	0. 012
	10	N-12	久米南町立神目小学校	R3. 10. 20	0. 46
	11	S-06	高円コミュニティハウス	R3. 10. 19	0. 38
	12	F-04	新庄村田浪地区 山の家芝生公園	R3. 10. 20	2. 6

（備考）環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下



## 令和3年度事業者によるダイオキシン類測定結果について

### 1 内 容

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、事業者から報告のあった測定結果を公表する。

### 2 結 果

測定結果の報告状況は次葉のとおりであり、排出ガス及び排出水のいずれも排出基準に適合していた。

### 3 今後の対応

引き続き事業者に対して、設置施設の適正な使用や適切な維持管理を指導する。

## 事業者によるダイオキシン類測定結果の概要（R4. 3. 31現在）

### 1 排出ガス

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	106	104	86	16	1	0	1	0～4.4	0.1～10
アルミニウム合金の溶解炉	4	0	0	0	0	0	0	—	1
計	110	104	86	16	1	0	1	—	—

### 2 排水

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
				休止中	分析中	指導中	その他		
アセチレン製造施設	1	0	0	0	0	0	0	—	10
廃棄物焼却炉に係る施設	24	0	0	0	0	0	0	—	10
下水道終末処理施設	2	2	2	0	0	0	0	0.00024～0.0043	10
計	27	2	2	0	0	0	0	—	—

### 3 ばいじん

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	106	91	74	16	0	0	1	0～15	3

### 4 燃え殻

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	106	100	82	16	1	0	1	0～0.41	3

（備考）

- 「届出施設数」とは、届出のあった令和4年3月31日現在の特定施設の数であり、岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。
- 「報告対象施設数」とは、未設置である施設、稼働後1年に満たないため未測定の施設、汚水の循環使用により排水がない施設等を除いた施設数をいう。
- 「報告施設数」とは、報告対象施設のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに測定結果の報告があった施設数（令和元年度分の遅延報告があった施設を除く。）をいう。
- 「休止中」とは、未報告施設のうち、令和4年3月31日現在稼働していないものをいう。
- 「分析中」とは、未報告施設のうち、試料の採取を行って分析中であるものをいう。
- 「指導中」とは、測定の実施について指導を行っているものをいう。
- 「その他」とは、令和4年3月31日時点で分析は終了していたが、県への報告がなされていないものをいう。
- ダイオキシン類対策特別措置法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された特定施設から排出されるばいじん及び燃え殻であって、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものは、処理基準が適用されない。

# 事業者による測定結果一覧表

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受取 位置 年月 日	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考			
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )	排出基準 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )	試験採取 年月日	測定結果 ( $\text{ng-TEQ}/\text{L}$ )	排出基準 ( $\text{ng-TEQ}/\text{L}$ )	試験採取 年月日	測定結果 ( $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )	試験採取 年月日	測定結果 ( $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ )				
1	玉野市東清掃センター	玉野市	楯ヶ原3072-5	1号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.4.12	0.047	5	-	-	-	R3.4.12	0.66	R3.4.12	0				
				2号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.8.2	1.3	5	-	-	-	R3.8.2	0.74	R3.8.2	0.050				
				1号炉ガス冷却室	既	H12.2.14	焼却炉排ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2号炉ガス冷却室	既	H12.2.14	焼却炉排ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	北興化学工業株式会社	玉野市	楯上402	吹ピット	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				S-1廃棄物焼却炉	新	H16.11.2	廃棄物焼却炉	R3.3.22	0.20	5	-	-	-	R3.3.22	0.65	R3.10.29	0.41				
3	東児が丘マリンヘルズゴルフクラブ	玉野市	下山坂1345	A焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.1.21	0.12	10	-	-	-	R4.1.21	0.0048	R4.1.21	0				
				1号焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中	
5	児島湖流域下水道浄化センター	玉野市	東七区453	下水道終末処理施設	既	H12.10.2	下水道終末処理施設	-	-	-	-	10	0.0043	-	-	-	-	-			
				1アセチレン洗浄施設	既	H14.9.11	アセチレン洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
7	南藤高工本	玉野市	浜川10-16	1号焼却炉	新	H15.10.20	廃棄物焼却炉	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2号焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.8.27	0.11	10	-	-	-	-	-	R3.8.26	2.7	R3.8.27	0.0018		
8	瀬戸内市クリーンセンターかもめ	瀬戸内市	牛窓町牛窓228	灰心カ	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				灰保管場所	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	長船クリーンセンター	瀬戸内市	長船町面須置160	1号焼却炉	既	H12.2.7	廃棄物焼却炉	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2号焼却炉	既	H12.2.7	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
10	長船衛生センター	瀬戸内市	長船町福重589-1	廃プラスチック焼却炉	既	H12.2.7	廃棄物焼却炉	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-			
				1ガス冷却室	既	H12.2.7	焼却炉排ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
11	緑グリーンポートリートー加茂川農場	吉備中央町	上田西2394-22	1号焼却炉	新	H24.10.17	廃棄物焼却炉	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2号焼却炉	新	H24.10.17	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
12	ダイニチ株式会社	吉備中央町	西152-30	1号焼却炉	新	R3.8.6	フルニオン含有物の焼却炉	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2号焼却炉	新	R3.8.6	フルニオン含有物の焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新設
13	クリーンセンター備前	備前市	八木山659-4	1号焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.10.8	0.031	10	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2号焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.10.8	0.17	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中	
14	備前建設	赤磐市	駒田879	1号焼却炉	新	H25.6.7	廃棄物焼却炉	R3.6.16	4.4	5	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2号焼却炉	新	H25.6.7	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中
15	備前建設	赤磐市	坂辺561	1号焼却炉	新	H26.11.28	廃棄物焼却炉	R3.10.1	0.51	5	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2号焼却炉	新	H26.11.28	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中

番号	工場又は事業場の名称	工事又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 理置 年 月 日 新設	受取 理置 年 月 日 新設	特定施設の種類	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/L)	排出基準 (ng-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
16	赤磐市環境センター	赤磐市	津崎197-1	1号炉	新	H24.8.30	廃棄物焼却炉	R3.5.31	0.16	5	R3.5.31	5	R3.5.28	1.1	R3.5.28	0.0024	【2炉混合調査】	
				2号炉	新	H24.8.30	廃棄物焼却炉	R3.5.31	0.032	5	R3.5.31	5	R3.5.28	1.1	R3.5.28	0.0024		
17	和気町クリーンセンター	和気町	益原1512-3	灰ハシカ	新	H27.2.4	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【2炉混合調査】	
				焼却灰の貯留施設	新	H27.2.4	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
18	和気赤穂し尿処理施設一部事務組合 和気赤穂衛生センター	和気町	本2	灰貯留施設	新	H29.5.1	廃棄物焼却炉	R3.9.3	0.11	5	R3.9.3	5	R3.9.1	2.8	R3.9.1	0.0046	【燃え殻と混合して測定】	0.043
				13廃棄物焼却炉	新	H13.8.25	廃棄物焼却炉	R3.10.27	0.013	5	R3.10.27	5	R4.3.17	0.03	R4.3.17	0.09		
19	南新田興業	和気町	益原1084	廃棄物焼却炉	新	H17.1.14	廃棄物焼却炉	R4.3.17	0.12	5	R4.3.17	5	R4.3.17	0.03	R4.3.17	0.09	未稼働	
				5号廃棄物焼却炉	新	H25.6.30	廃棄物焼却炉	R3.6.25	0.26	5	R3.6.25	5	R4.1.5	0	R4.1.5	0		
20	南吉田興業	総社市	下林1042-3	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.4.23	廃棄物焼却炉	R3.12.7	0.280	1	R3.12.7	1	R4.1.5	0	R4.1.5	0	未稼働	
				5号廃棄物焼却炉	新	H13.12.17	廃棄物焼却炉	R3.10.30	0.035	10	R3.10.30	10	R3.11.1	0.0008	R3.11.1	0.0008		
21	南石崎建材	総社市	下林1338-1	廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中	
				A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
22	花建工業(株)	井原市	高屋町5丁目1-3,1-4	A-2廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休止中	
				1号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.8.13	0.55	5	R3.8.13	5	R3.8.13	2.8	R3.8.13	2.8		
23	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市	木之子町2192-1	2号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.10.1	0.39	5	R3.10.1	5	R3.10.1	2.7	R3.10.1	2.7	(排出がないため測定不可能)	
				KH-1廃棄物焼却炉	既	H15.1.17	廃棄物焼却炉	R3.11.16	0.88	10	R3.11.16	10	R3.11.16	0.069	R3.11.16	0.00007		
24	クログキ機	井原市	西江原町5660	焼却炉	新	H14.2.20	廃棄物焼却炉	R3.8.31	0.088	5	R3.8.31	5	R3.8.31	0	R3.8.31	0	休止中	
				金光町農薬用炭化施設	新	H14.7.29	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
25	岡山県高梁養蚕保健衛生所	矢掛町	浅瀬345	1号焼却炉	新	H12.10.12	廃棄物焼却炉	R3.10.8	0.56	5	R3.10.8	5	R3.10.11	1.0	R3.10.11	0.26	1回目測定	
				A炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.7.20	0.22	1	R3.7.20	1	R3.12.3	1.9	R3.12.3	1.9		
26	岡山県高梁養蚕保健衛生所	浅口市	金光町大谷1431-7	B炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.6.10	0.32	1	R3.6.10	1	R3.6.10	0.28	R3.6.10	0.28	1回目測定	
				1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.1.11	0.25	1	R4.1.11	1	R3.7.21	0.54	R3.7.21	0.0000085		
27	岡山県高梁養蚕保健衛生所	笠岡市	茨平2918-23	A炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.8.11	0.034	10	R3.8.11	10	R3.8.24	0.47	R3.8.11	0.0018	2回目測定	
				B炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.8.18	0.037	10	R3.8.18	10	R3.8.17	0.55	R3.8.11	0.0058		
28	岡山県高梁養蚕保健衛生所	高梁市	高倉町田井860	灰ハシカ	既	H66.12.25	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2回目測定	
				No.1廃棄物焼却炉	新	H18.6.9	廃棄物焼却炉	R3.9.29	0.64	5	R3.9.29	5	R3.9.29	0.11	R3.9.29	0		
29	高梁地域事務組合クリーンセンター	高梁市	段町746	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.5.11	廃棄物焼却炉	R3.10.1	0.073	5	R3.10.1	5	R3.10.1	0.018	R3.10.1	0	0	
				A-2廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R3.8.18	0.037	10	R3.8.18	10	R3.8.17	0.55	R3.8.11	0.0058		
30	高梁地域事務組合クリーンセンター	高梁市	備中町西山2540-2	灰ハシカ	既	H66.12.25	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
				No.1廃棄物焼却炉	新	H18.6.9	廃棄物焼却炉	R3.9.29	0.64	5	R3.9.29	5	R3.9.29	0.11	R3.9.29	0		
31	高梁地域事務組合クリーンセンター	高梁市	備中町西山2540-2	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.5.11	廃棄物焼却炉	R3.10.1	0.073	5	R3.10.1	5	R3.10.1	0.018	R3.10.1	0	0	
				No.1廃棄物焼却炉	新	H28.11.9	廃棄物焼却炉	R3.9.30	0.68	5	R3.9.30	5	R3.9.30	0.22	R3.9.30	0		
32	高梁地域事務組合クリーンセンター	高梁市	備中町西山2530-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.5.11	廃棄物焼却炉	R3.12.15	0.047	5	R3.12.15	5	R3.12.15	0.022	R3.12.15	0	0	
				No.1廃棄物焼却炉	新	H18.10.11	廃棄物焼却炉	R3.12.16	0.085	5	R3.12.16	5	R3.12.16	0.055	R3.12.16	0		
33	高梁地域事務組合クリーンセンター	高梁市	備中町西山2541-6	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.10.11	廃棄物焼却炉	R3.12.16	0.085	5	R3.12.16	5	R3.12.16	0.055	R3.12.16	0	0	
				No.1廃棄物焼却炉	新	H18.10.11	廃棄物焼却炉	R3.12.16	0.085	5	R3.12.16	5	R3.12.16	0.055	R3.12.16	0		

番号	工場又は事業場の名称	工事又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受取 処理 年月 日	特定施設の種類	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考	
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	試験採取 年月日	測定結果 (ppm)	排出基準 (ppm)	試験採取 年月日	測定結果 (mg-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (mg-TEQ/g)		
37	株式会社アムフーズ吉原E農場	高梁市	備中町西山2415	No.1廃棄物焼却炉	既	H12.3.1	廃棄物焼却炉	R3.9.16	0.30	10	—	—	R3.9.16	0.00056	R3.9.16	0			
38	株式会社アムフーズ大野A農場	高梁市	備中町西山653-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.6.9	廃棄物焼却炉	R3.12.23	0.046	5	—	—	R3.12.23	0.08	R3.12.23	0			
39	株式会社アムフーズ大野B農場	高梁市	備中町西山3304-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.3.23	廃棄物焼却炉	R3.12.22	0.170	5	—	—	R3.12.22	0.062	R3.12.22	0			
40	株式会社アムフーズ大野C農場	高梁市	備中町西山3321-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.1.18	廃棄物焼却炉	R3.12.21	0.010	5	—	—	R3.12.21	0.0047	R3.12.21	0			
41	株式会社アムフーズ高丸A農場	高梁市	備中町西山1900	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.8.7	廃棄物焼却炉	R3.9.15	1.2	5	—	—	R3.9.15	0.13	R3.9.15	0			
42	株式会社アムフーズ高丸B農場	高梁市	備中町西山1900-32	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.12.14	廃棄物焼却炉	R3.9.28	0.049	5	—	—	R3.9.28	0.080	R3.9.28	0.00004			
43	株式会社アムフーズ高丸C農場	高梁市	備中町西山2707-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.4.5	廃棄物焼却炉	R3.12.24	2.1	5	—	—	R3.12.24	0.23	R3.12.24	0			
44	ピオアジェネテイクス株式会社備岡山農場(肥育場)	高梁市	備中町西畑野3076-2	203-4023廃棄物焼却炉	新	H15.2.26	廃棄物焼却炉	(R3.3.26)	3.7	5	—	—	(R3.3.26)	(集じん機なし)	(R3.3.26)	0.0000020	令和2年度未報告分が R3.5.17に報告あり		
45	株式会社グリーンポニー高山農場	高梁市	川上町高山921-2	No.1廃棄物焼却炉	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R3.10.29	0.13	5	—	—	R3.10.29	(集じん機なし)	R3.10.29	0			
46	高梁川谷川統合管理事務所(牛厩ダム)	新見市	菅生7943-8	No.2廃棄物焼却炉	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R3.10.29	0.71	5	—	—	R3.10.29	(集じん機なし)	R3.10.29	0.003			
47	株式会社アムフーズ東山農場	新見市	大佐田沼部4789-8	1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	(休止中)	(休止中)	10	—	—	(休止中)	(集じん機なし)	(休止中)	0		休止中	
48	新見市廃棄物処理センター新見市衛生センター	新見市	金谷252	2廃棄物焼却炉	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉	R3.7.22	0.19	5	—	—	R3.7.22	0.022	R3.7.22	0		休止中	
49	株式会社アムフーズ足尾A農場	新見市	土橋37	No.1廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R3.6.16	0.086	5	—	—	R3.6.16	0.00084	R3.6.16	0.00003			
50	株式会社アムフーズ足尾B農場	新見市	足見2176-1	No.2廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R3.6.17	0.30	5	—	—	R3.6.17	0.00044	R3.6.17	0.00004			
51	株式会社アムフーズ足尾C農場	新見市	足見2176-1	No.3廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R3.6.18	0.72	5	—	—	R3.6.18	0.041	R3.6.18	0			
52	株式会社アムフーズ豊永A農場	新見市	豊永赤馬3240-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H25.10.2	廃棄物焼却炉	R3.7.20	0.11	5	—	—	R3.7.20	0.0034	R3.7.20	0			
53	株式会社アムフーズ豊永B農場	新見市	足見2176-1	No.2廃棄物焼却炉	新	H25.10.2	廃棄物焼却炉	R3.7.21	0.13	5	—	—	R3.7.21	0.0050	R3.7.21	0.00070			
54	株式会社アムフーズ豊永C農場	新見市	豊永赤馬3240-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H21.9.25	廃棄物焼却炉	R3.5.18	0.041	5	—	—	R3.5.18	0.00013	R3.5.18	0			
55	株式会社アムフーズ足立第一農場	新見市	足立字田曾2157	No.1廃棄物焼却炉	新	H28.11.9	廃棄物焼却炉	R3.5.19	0.016	5	—	—	R3.5.19	0.00027	R3.5.19	0.00005			
56	株式会社アムフーズ足立第二農場	新見市	足立字小木戸2368	No.1廃棄物焼却炉	新	H28.11.9	廃棄物焼却炉	R3.5.17	0.79	5	—	—	R3.5.17	0.12	R3.5.17	0.0000021			
57	新見市廃棄物処理センター	新見市	金谷253	1-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉	R3.8.17	0.27	5	—	—	R3.8.17	0.21	R3.8.17	0.0017		ばいじんは薬剤処理しているため処理基準の適用外	
58	山陽電機株式会社土橋クリーンセンター	新見市	土橋55-1	1-2廃棄物焼却炉	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉	R3.8.18	0.43	5	—	—	R3.8.18	【2炉混合調査】	R3.8.18	0.0012			
59	株式会社グリーンポニー智多第四農場	新見市	智多町大野294	灰/パル	既	H26.7.7	焼却灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
60	株式会社グリーンポニー智多第五農場	新見市	智多町大野294	No.1廃棄物焼却炉	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R3.9.24	0.420	10	—	—	R4.1.6	0	R4.1.6	0			
		新見市	智多町大野294	No.1廃棄物焼却炉	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R3.10.8	0.088	5	—	—	R3.10.8	(集じん機なし)	R3.10.8	0			
		新見市	智多町大野294	No.1廃棄物焼却炉	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	(休止中)	(休止中)	5	—	—	(休止中)	(休止中)	(休止中)	0			休止中

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受取 理 年 月 日	特定施設の種類	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng- TEQ/m <sup>3</sup> N)	試験採取 年月日	測定結果 (ppm-TEQ/L)	排出基準 (ppm-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
61	東洋緑地福祉部事業所	津山市	緑部1207	A-1廃棄物焼却炉 A-1焼ガススクラバー	既	H12.2.14 H12.2.14	焼却炉 焼却炉	10	0.32	10	—	—	—	R3.9.10	1.3	R3.9.10	0.012	
62	岡山県津山家畜保健衛生所	津山市	草加部547-8	1廃棄物焼却炉	既	H12.2.8	焼却炉	10	0.46	10	—	—	—	R3.10.8	(集じん機なし)	R3.10.11	0	
63	エバフ食品工業津山工場	津山市	金井468-工業団地内	A-2廃棄物焼却炉	新	H22.6.10	焼却炉	5	0.0062	5	—	—	—	R3.9.24	(集じん機なし)	R3.9.27	0	
64	瀬久米カントリークラブ	津山市	桑下1680	1号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	焼却炉	10	0.39	10	—	—	—	R3.8.27	0.34	R3.8.27	0.0025	
65	津山市食肉処理センター	津山市	国分寺9-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H17.7.20	焼却炉	5	0.040	5	—	—	—	R4.3.2	(集じん機なし)	R4.3.2	0.00000031	
66	瀬岡西ボート第一第三成鶏農場	津山市	宮部下256-1	廃棄物焼却炉	新	H20.8.21	焼却炉	5	0.088	5	—	—	—	R3.11.24	0.089	R3.11.24	0	1回目測定
67	津山浄化センター	津山市	川崎347	No.1下水道終末処理施設	新	H24.10.22	No.1下水道終末処理施設	—	—	—	10	0.00030	10	R3.7.14	—	—	—	2回目測定
68	瀬グリーンボートリゾート-稲田農場	津山市	稲田217-6	No.1廃棄物焼却炉 No.2廃棄物焼却炉	新	H24.11.12 H24.11.12	焼却炉 焼却炉	5	0.034	5	—	—	—	R3.9.30	(集じん機なし)	R3.9.30	0	
69	津山園城クリーンセンター	津山市	領家1446	1号焼却炉 2号焼却炉	新	H26.1.21	焼却炉 焼却炉	1	0.00023	1	—	—	—	R3.8.17	0.21	R3.8.17	0.00099	1回目測定
70	岡山市久米南衛生施設総合立クリーンセンター	久米南町	上神目313-6	1号炉廃棄物焼却炉 1号炉灰・ハカー	既	H12.2.10 H27.3.20	焼却炉 焼却炉	10	0.058	10	—	—	—	R3.5.25	2.9	R3.5.25	0.022	
71	瀬原クリーンセンター	美咲町	運石856-1	A-1廃棄物焼却炉 1号炉ガス洗浄施設	既	H12.2.10	焼却炉	10	—	10	—	—	—	—	(休止中)	(休止中)	—	休止中
72	エコシステム山陽橋	美咲町	吉ヶ原1125	2号炉(ロータリーキルン)廃棄物焼却炉 2号炉(固定床)廃棄物焼却炉 3号炉廃棄物焼却炉 4号炉廃棄物焼却炉 2号急冷塔・洗浄塔・通式電気集じん機 新灰ヤード	新 新 既 新 既 既	H30.7.3 H30.7.3 H12.2.14 H22.8.23 H12.2.14 H12.2.14	焼却炉 焼却炉 焼却炉 焼却炉 焼却炉 焼却炉	0.1 1 1 1 — —	0.0069 0.020 【2炉混合調査】 【2炉混合調査】 0.0080 0.0025 0.000037 0.00040	0.1 1 1 1 — —	— — — — — —	— — — — — —	R3.6.10 R3.12.6 【2炉混合調査】 【2炉混合調査】 R3.6.11 R4.2.4 R3.6.10 R3.12.21	0.018 0.080 【2炉混合調査】 【2炉混合調査】 0.020 0.036 0.0083 0.0071	R3.6.10 R3.12.6 【2炉混合調査】 【2炉混合調査】 R3.6.11 R4.2.4 R3.6.10 R3.12.21	0.0024 0.0036 【2炉混合調査】 【2炉混合調査】 0.000020 0.0069 0.053 0.072	1回目測定 2回目測定 1回目測定 2回目測定 1回目測定 2回目測定 1回目測定 2回目測定	

番号	工場又は事業場の名称	工事又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	受取 理置 年月 日	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考	
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	排出基準 (ng- TEQ/m <sup>3</sup> )	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/L)	排出基準 (ng-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)		
73	南エヴァ環境開発	美咲町	大井和西1095-4	1号廃棄物焼却炉	既	H12.2.2	廃棄物焼却炉	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	休止中	
74	岡山県真庭市保健衛生所	真庭市	勝山1894-16	NS-26SD焼却炉	新	H14.2.21	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R3.5.13 0.0000022	
75	クリーンセンターまにわ	真庭市	西郷290	1号廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【2炉混合調査】	
				2号廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【2炉混合調査】
				主灰ハンカ	既	H27.3.6	焼却灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
76	真庭北部クリーンセンター	真庭市	勝山初和592-1	1号炉廃棄物焼却炉	既	H12.3.16	廃棄物焼却炉	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				2号炉廃棄物焼却炉	既	H12.3.16	廃棄物焼却炉	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				主灰ハンカ	既	H27.6.8	焼却灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77	岡山県中部環境施設組合コスモクリーンセンター	真庭市	宮地631-3	1号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.9	廃棄物焼却炉	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				2号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.9	廃棄物焼却炉	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				主灰ハンカ	既	H27.5.21	焼却灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
78	南春名材木店	美作市	江戸原625-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H13.3.30	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				1号炉焼却炉	新	H21.10.8	焼却灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	樹白滝有機産業	美作市	白水1303	1号炉焼却炉	新	H25.6.12	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				2号炉焼却炉	新	H25.6.12	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	美作クリーンセンター	美作市	杉原340	1号炉焼却炉	新	H25.6.12	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				2号炉焼却炉	新	H25.6.12	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81	樹園西ボートリー青熊育成農場	美作市	樽尾482	灰ハンカ	新	H25.6.12	焼却灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				1号廃棄物焼却炉	新	H28.1.11	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
82	小川香料精製岡山工場	勝央町	太平台1-2	焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				焼却炉	既	H19.9.27	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
83	南丸永エッグランド	奈備町	菅木351-10	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.9.27	廃棄物焼却炉	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(備考)  
令和4年3月31日現在における特定施設の設置状況(令和3年度に廃止された施設を含む)  
一:自主測定義務のないもの  
既:法の施行日(平成12年1月15日)前に設置された施設  
新:法の施行日以後に設置された施設

# ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）

## 1 排出ガスの基準

(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

区 分		既設施設	新設施設
アルミニウム合金製造施設		5	1
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時 以上	0.1
		2t/時 ~ 4t/時	1
		2t/時 未満	5

- (備考) 1 既設施設とは、法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された施設をいう。  
 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

## 2 排出水の基準

(単位:pg-TEQ/L)

区 分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
アセチレン洗浄施設	10
下水道終末処理施設	10

## 3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

(単位:ng-TEQ/g)

区 分	既設施設の処理基準	新設施設の処理基準
ばいじん・燃え殻	3 <sup>(*)</sup>	3

- (備考) 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準  
 2 <sup>(\*)</sup> セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。



## 令和3年度酸性雨測定結果について

### 1 内 容

酸性雨（pH5.6以下）に係る県内の状況を把握するため、備中県民局井笠地域事務所及び美作県民局の2地点において、毎月2回調査を実施した。

### 2 結 果

年平均値は、備中県民局井笠地域事務所でpH5.3、美作県民局でpH4.6であった。調査開始以降、酸性の状態が継続しているが、酸性度の著しい変化はない。

### 3 今後の対応

必要に応じて調査を実施し、実態の把握に努める。

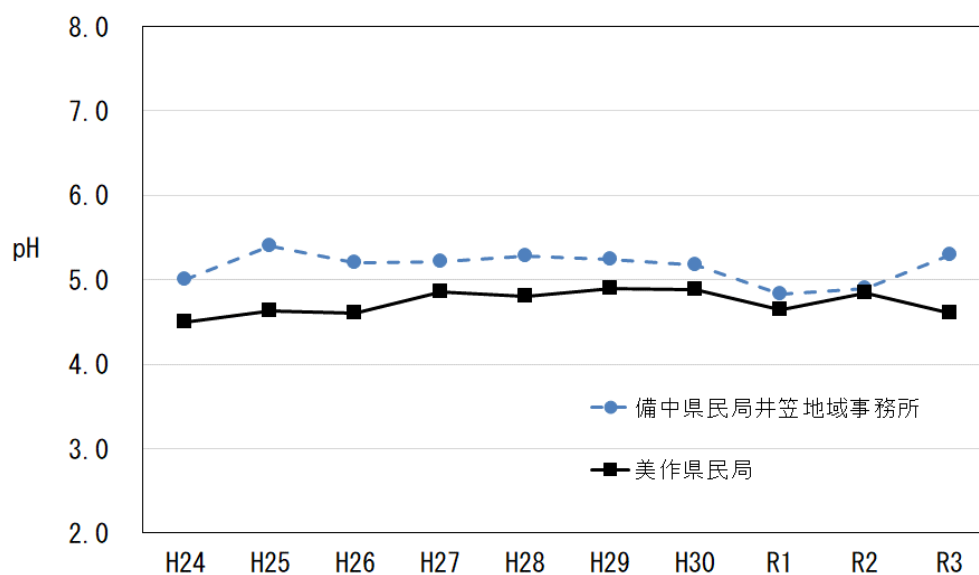
表 酸性雨調査結果（pH）

酸性雨測定地点	令和3年度 調査結果 <sup>(※1)</sup>	【参考】過去の測定結果（平成2～令和2年度）	
		平均値 <sup>(※2)</sup>	最小～最大
備中県民局井笠地域事務所（笠岡市六番町）	5.3	5.1	4.6～5.7
美作県民局（津山市山下）	4.6	4.8	4.4～5.0

※1 降水量を考慮した水素イオン濃度の加重平均によるpHの値（調査回数：原則2回/月）

※2 過去の測定結果の算術平均値

過去10年間の推移





# 令和3年度化学物質環境モニタリング調査結果について

## 1 内 容

残留性有機汚染物質や内分泌かく乱化学物質の疑いがある物質について、環境中の存在状況を把握するため、測定を実施した。

### (1) 対象物質

残留性の高いDDT等20物質群

### (2) 調査方法

公共用水域水質12地点（河川10地点、湖沼1地点、海域1地点）及び公共用水域底質7地点（河川5地点、湖沼1地点、海域1地点）において年1回試料を採取し、測定を実施した。

## 2 結 果

測定を実施した20物質群のうち、水質からビスフェノールA等計8物質群、底質からDDT等計13物質群が検出された。

測定を実施した化学物質による人体への影響については、未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の測定結果は、環境省等の全国調査結果の範囲内であった。

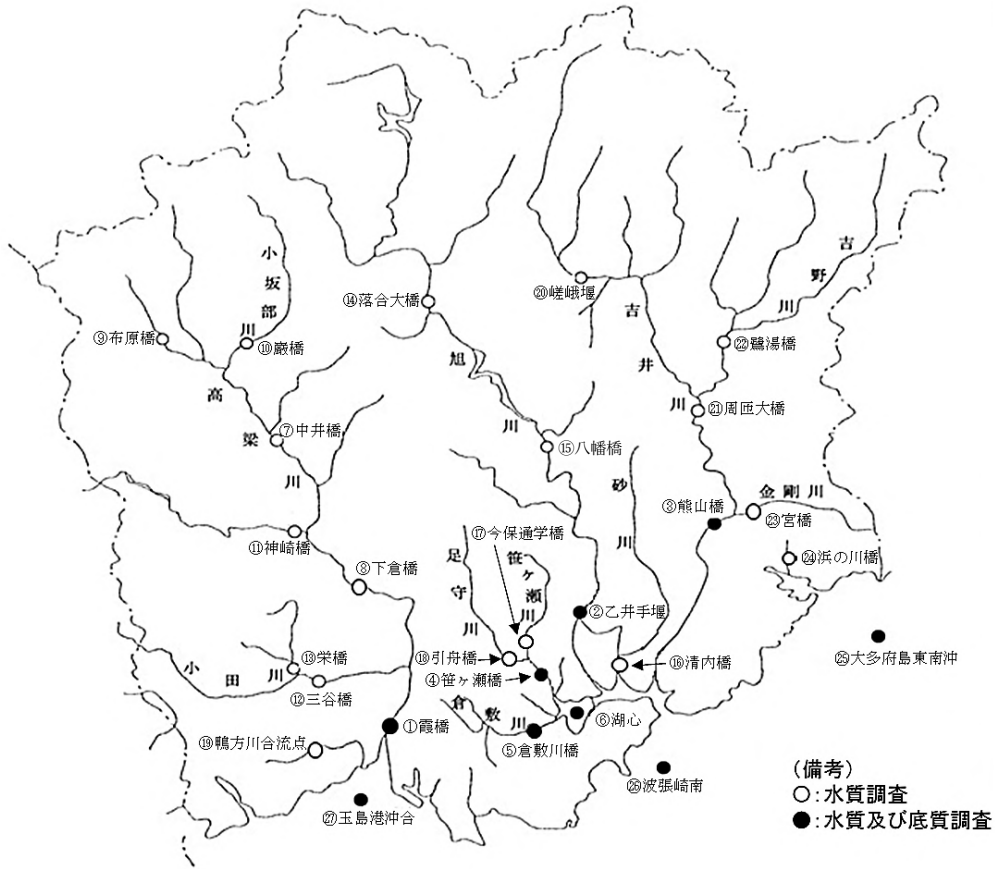
## 3 今後の対応

引き続き調査を実施し、実態の把握に努める。

### 令和3年度化学物質環境モニタリング調査対象物質

No.	物質名	用途
1	PCB (ポリ塩化ビフェニール類)	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
3	クロルデン	殺虫剤
4	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)	殺虫剤
5	アルドリン	殺虫剤
6	エンドリン	殺虫剤
7	ディルドリン	農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤
8	HCB (ヘキサクロロベンゼン)	殺菌剤、有機合成原料
9	ペンタクロロベンゼン	農薬
10	ベンゾ[a]ピレン	非意図的生成物
11	シアナジン	農薬
12	エンドスルファン	殺虫剤
13	アルキルフェノール類(C5~C9)	界面活性剤の原料、分解生成物
14	ビスフェノールA	樹脂の原料
15	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	撥水撥油剤
16	PFOA (ペルフルオロオクタン酸)	撥水撥油剤
17	ダイアジノン	農薬、殺虫剤
18	フェンバレレート	殺虫剤
19	りん酸トリフェニル	合成樹脂、合成ゴム可塑剤、難燃剤
20	1-ナフトール	ナフタレンの代謝物質

# 化学物質環境モニタリング調査地点図（令和元～3年度）



固定点（6地点、水質・底質調査を毎年実施）			
<河川>①高梁川：霞橋、②旭川：乙井手堰、③吉井川：熊山橋、④笹ヶ瀬川：笹ヶ瀬橋、 ⑤倉敷川：倉敷川橋 <湖沼>⑥児島湖：湖心			
準固定点（21地点、1回／3年水質調査のみ実施。海域は底質調査も実施。）			
	グループ1（R1）	グループ2（R2）	グループ3（R3）
河川	⑦高梁川：中井橋	⑭旭川：落合大橋	⑳吉井川：嵯峨堰
	⑧高梁川：下倉橋	⑮旭川：八幡橋	㉑吉井川：周匝大橋
	⑨西川：布原橋	⑯百間川：清内橋	㉒吉野川：鷺湯橋
	⑩小坂部川：巖橋	⑰笹ヶ瀬川：今保通学橋	㉓金剛川：宮橋
	⑪成羽川：神崎橋	⑱足守川：引舟橋	㉔伊里川：浜の川橋
	⑫小田川：三谷橋	⑲里見川：鴨方川合流点	
	⑬美山川：栄橋		
海域	㉕播磨灘北西部：大多府島 東南沖	㉖児島湾：波張崎南	㉗水島地先海域：玉島港沖 合

# 化学物質環境モニタリング調査結果

No.	測定対象物質	水質(単位: ng/L)				底質(単位: ng/g)				
		令和3年度岡山県		(参考) 全国		令和3年度岡山県		(参考) 全国		
		検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	
1	PCB (ポリ塩化ビフェニル) *1*2	3 / 12	0.2	1,755 /	2,072	5 / 7	12	1,939 /	2,040	5,600
2	ヘキサクロシクロヘキサン *1*2	3 / 12	2.7	861 /	1,135	4 / 7	1.1	1,570 /	1,684	60
3	クワロデン *1*2	0 / 12	N.D.	619 /	895	3 / 7	0.63	1,261 /	1,375	44
4	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2	0 / 12	N.D.	633 /	945	5 / 7	0.12	1,072 /	1,186	2,100
5	アルドリン *1*2	0 / 12	N.D.	268 /	569	2 / 7	0.04	904 /	1,120	1.0
6	エンドリン *1*2	0 / 12	N.D.	443 /	726	2 / 7	0.37	942 /	1,184	61
7	ディルドリン *1*2	0 / 12	N.D.	477 /	751	2 / 7	0.07	1,067 /	1,184	9.1
8	HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2	0 / 12	N.D.	894 /	1,182	0 / 7	N.D.	1,631 /	1,745	65
9	ペンタクロロベンゼン *1	0 / 12	N.D.	432 /	480	0 / 7	N.D.	720 /	750	24
10	ベンゾ[a]ピレン *2	2 / 12	1.1	23 /	1,235	7 / 7	50	654 /	921	7,400
11	シアナジン *2	5 / 12	19	6 /	7	0 / 7	N.D.	0 /	0	-
12	エンドスルファン *1*2	0 / 12	N.D.	12 /	144	0 / 7	N.D.	75 /	188	0.73
13	アルキルフェノール類 (05~09)									
	4-tert-オクタフルフェノール *2	0 / 12	N.D.	540 /	2,694	0 / 7	N.D.	176 /	485	350
	ノニルフェノール *2	0 / 12	N.D.	897 /	2,840	2 / 7	56	299 /	488	12,000
14	ビスフェノールA *2	5 / 12	62	1,411 /	2,879	2 / 7	16	282 /	488	360
15	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1	12 / 12	4.1	501 /	509	1 / 7	0.1	633 /	652	2.2
16	PFOA (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1*2	12 / 12	14	509 /	509	1 / 7	0.1	636 /	651	1.3
17	ダイアジノン *2	3 / 12	5.3	7 /	10	0 / 7	N.D.	0 /	0	-
18	フェンバレレート *2	0 / 12	N.D.	0 /	12	0 / 7	N.D.	0 /	27	-
19	りん酸トリフェニル *2	0 / 12	N.D.	3 /	18	2 / 7	1.1	0 /	0	-
20	1-ナフトール *2	0 / 12	N.D.	28 /	50	0 / 7	N.D.	1 /	12	0.11

注) 1 「検出頻度」とは、検出地点数/測定地点数である。

2 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。

3 「全国」とは、平成10年度から令和2年度までに行われた環境省及び国土交通省の測定結果である。

測定結果が異性体ごとに区分されている場合は、各異性体の濃度の合計を表示している。

測定結果が最も高い物質の検出数、最も濃度が高い物質の検出数、最も多い物質の検出濃度を表示している。

4 シアナジンについては比較データが少なく、全国測定結果を超えているが、他都道府県が独自に測定した結果と比較すると低い値である。

5 \*1 残留性有機汚染物質 (ストックホルム条約の対象物質)、\*2 内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質

# 地点ごとの化学物質環境モニタリング調査結果

地点番号	水				質		検出下限値		(単位：ng/L)																			
	調査地点	水域名	採水年月日	天候	気温℃	水温℃	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
	令和3年度																											
1	霞	橋高梁川	R3.5.24	小雨	19.5	18.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
2	乙井手	堤川	R3.5.19	曇り時々小雨	22.0	19.7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
3	熊山	橋吉井川	R3.5.31	晴れ	26.5	23.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
5	笹ヶ瀬	橋荻ヶ瀬川	R3.5.19	曇り時々小雨	25.0	23.5	0.2	0.3	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.4	18	N.D.	N.D.	62	3.5	6.7	5.3	N.D.	N.D.	N.D.	
6	倉敷川	橋倉敷川	R3.5.24	小雨	19.9	22.0	0.1	2.7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	19	N.D.	N.D.	59	2.7	10	2.1	N.D.	N.D.	N.D.		
7	湖	心児島湖	R3.5.11	曇	20.7	20.2	0.1	0.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	16	16	N.D.	N.D.	36	4.1	7.3	2.4	N.D.	N.D.	N.D.		
13	嵯峨	堤吉井川	R3.6.7	曇	26.0	19.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1	N.D.	N.D.	N.D.	0.2	0.6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
19	周匝大	橋吉井川	R3.6.7	曇	32.0	22.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.7	1.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
22	鷺湯	橋吉野川	R3.6.7	曇	32.9	22.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.3	0.7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
25	浜の川	橋伊里川	R3.5.31	晴	27.5	22.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.8	14	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
28	宮	橋金剛川	R3.5.31	晴	25.0	21.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.4	5.7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
9	五島港沖合	水島地先海域	R3.6.2	曇り	25.0	20.6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	0.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	

地点番号	底				質		検出下限値		(単位：μg/kg)																		
	調査地点	水域名	採取年月日	天候	気温℃	泥温℃	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
1	霞	橋高梁川	R3.5.24	晴れ	19.5	18.5	0.05	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.05	0.05	0.2	0.2	0.05	0.05	2	2	0.1	0.1	0.05	0.05	0.7	2
2	乙井手	堤川	R3.5.19	曇り	22.0	19.7	0.39	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.3	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
3	熊山	橋吉井川	R3.5.31	晴れ	26.5	21.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.3	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
5	笹ヶ瀬	橋荻ヶ瀬川	R3.5.19	晴れ	25.0	23.5	4.3	0.17	0.63	0.05	0.03	0.17	0.03	N.D.	N.D.	27	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	N.D.
6	倉敷川	橋倉敷川	R3.5.24	晴れ	19.9	21.0	12	1.1	0.49	0.12	0.04	0.37	0.07	N.D.	N.D.	50	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	16	0.1	N.D.	N.D.	0.7	N.D.
7	湖	心児島湖	R3.5.11	晴れ	20.7	21.0	0.61	0.02	0.10	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.9	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
9	五島港沖合	水島地先海域	R3.6.2	曇り	25.0	19.8	1.2	0.04	N.D.	0.02	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	12	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.

## 令和3年度アスベスト測定結果について

### 1 内 容

一般環境大気中におけるアスベストの状況を把握するため、道路沿線、市街地及び大規模工場等の周辺（7地域14地点）において、年2回、アスベスト濃度調査を実施した。（岡山市及び倉敷市の調査結果は参考資料に掲載）

### 2 結 果

いずれの地点においても、問題ない値であった。

### 3 今後の対応

引き続き調査を実施し、実態の把握に努める。

#### 一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和3年度 調査地点		濃度（本/L）	
		夏期	冬期
①	美作県民局別館（津山市山下）	0.12	0.16
	美作県民局第二庁舎（津山市椿高下）	0.10	0.14
②	玉野レクセセンター（玉野市玉）	0.20	0.14
	和田公園（玉野市和田）	0.16	0.093
③	備中県民局井笠地域事務所（笠岡市六番町）	0.14	0.12
	大磯自動車排出ガス測定局（笠岡市笠岡）	0.18	0.16
④	備中県民局新見地域事務所（新見市高尾）	0.13	0.13
	新見市役所（新見市新見）	0.11	0.11
⑤	備前市役所（備前市東片上）	0.20	0.16
	備前市立市民センター（備前市西片上）	0.19	0.12
⑥	長津自動車排出ガス測定局（早島町早島）	0.13	0.18
	早島町役場（早島町前潟）	0.070	0.13
⑦	生物科学研究所（吉備中央町吉川）	0.087	0.095
	吉備高原浄化センター（吉備中央町吉川）	0.11	0.15

※ 総繊維数とは、アスベスト繊維そのものではなく、全ての繊維状物質を測定した結果である。



## 大気中アスベスト濃度測定地点図





(参考) 岡山市関係資料

## 令和 3 年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

### 1 調査内容

#### (1) 調査地点

- ア 南輝小学校（岡山市南区南輝三丁目 6-9）
- イ 陵南小学校（岡山市北区東花尻 241-1）

#### (2) 調査項目等

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（平成 13 年 5 月 21 日環境省策定、平成 28 年 9 月 26 日最終改正。以下「処理基準」という。）及び「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 12 日環境庁（当時）策定、平成 31 年 3 月最終改正）に準拠し、「優先取組物質」23 物質のうち、調査地点ア及びイでは処理基準に従いダイオキシン類を除く 22 物質について毎月 1 回、24 時間の連続サンプリング調査を実施した。

なお、22 物質中「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」については「クロム及びその化合物」の全量を測定している。

#### ア 環境基準が設定されている物質（4 物質）

- ジクロロメタン
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- ベンゼン

#### イ 環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている物質（11 物質）

- アクリロニトリル
- アセトアルデヒド
- 塩化ビニルモノマー
- 塩化メチル
- クロロホルム
- 1, 2-ジクロロエタン
- 水銀及びその化合物
- ニッケル化合物
- ヒ素及びその化合物
- 1, 3-ブタジエン
- マンガン及びその化合物（平成 26 年 4 月指針値設定）

#### ウ その他の有害大気汚染物質（6 物質）

- クロム及びその化合物
- 酸化エチレン
- トルエン
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾ [a] ピレン
- ホルムアルデヒド

#### (3) 調査期間

令和 3 年 4 月 ～ 令和 4 年 3 月

## 2 調査結果

環境基準及び指針値が設定されている物質の年平均値は、いずれも環境基準及び指針値を下回っていた。

「優先取組物質」（ダイオキシン類を除く）及び「水銀及びその化合物」の年平均値  
※単位[ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ]

物質名	南輝小学校	陵南小学校	環境基準等
アクリロニトリル	0.029	0.020	<u>2 以下</u>
アセトアルデヒド	1.2	1.2	<u>120 以下</u>
塩化ビニルモノマー	0.023	0.017	<u>10 以下</u>
塩化メチル	1.5	1.4	<u>94 以下</u>
クロム及びその化合物	0.0032	0.0031	—
クロロホルム	0.18	0.18	<u>18 以下</u>
酸化エチレン	0.036	0.032	—
1, 2-ジクロロエタン	0.11	0.11	<u>1.6 以下</u>
ジクロロメタン	0.79	0.77	150 以下
水銀及びその化合物	0.0021	0.0023	<u>0.04 以下</u>
テトラクロロエチレン	0.028	0.028	200 以下
トリクロロエチレン	0.11	0.052	130 以下
トルエン	2.8	4.0	—
ニッケル化合物	0.0023	0.0021	<u>0.025 以下</u>
ヒ素及びその化合物	0.0019	0.0021	<u>0.006 以下</u>
1, 3-ブタジエン	0.038	0.038	<u>2.5 以下</u>
ベリリウム及びその化合物	0.000012	0.000015	—
ベンゼン	0.68	0.69	3 以下
ベンゾ [a] ピレン	0.00037	0.00025	—
ホルムアルデヒド	1.9	1.8	—
マンガン及びその化合物	0.026	0.042	<u>0.14 以下</u>

注1 優先取組物質とは「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」248物質のうちで、健康リスクがある程度高いと考えられる22物質です。(水銀及びその化合物を除く表中21物質とダイオキシン類)

注2 年平均値は検出下限値以上の値は実測濃度の値を用い、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2の値を用い、算術平均により求めた。

注3 下線 は指針値を示す。

注4 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については形態別分析方法が確立されていないことから「クロム及びその化合物」として測定している。

## 令和3年度 ダイオキシン類環境調査結果について (大気)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、環境中大気のダイオキシン類調査を市内3地点で年4回(各季節毎)実施し、環境基準の達成状況を把握した。

### 1 調査地点

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 南輝小学校     | 岡山市南区南輝三丁目6-9  |
| (2) 陵南小学校     | 岡山市北区東花尻241-1  |
| (3) 岡山市立瀬戸公民館 | 岡山市東区瀬戸町瀬戸54-1 |

※南輝小学校については、調査地点を平成20年8月から大気測定局から校舎屋上に、陵南小学校については、平成20年11月から大気測定局から校舎屋上に変更している。

※例年は岡山市東区役所瀬戸支所にて、調査を実施しているが、瀬戸支所の耐震工事のため、令和2年度冬期及び令和3年度は岡山市立瀬戸公民館で測定を行った。

### 2 調査期間

- (1) 春期：令和3年5月11日(火)～5月18日(火)
- (2) 夏期：令和3年8月24日(火)～8月31日(火)
- (3) 秋期：令和3年10月18日(月)～10月25日(月)
- (4) 冬期：令和4年1月25日(火)～2月1日(火)

### 3 調査方法

次の法令等に準拠して実施した。

- ・ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則
- ・ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成20年3月 環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課)

### 4 調査機関

エヌエス環境株式会社

### 5 調査結果

調査結果を表1及び図1に示した。

南輝小学校と岡山市立瀬戸公民館が全国614地点の年平均値(R2)を上回っていた。陵南小学校については、全国年平均値(R2)を下回っていた。なお、市内全調査地点で環境基準を下回っていた。

表1 令和3年度環境大気中のダイオキシン類調査結果

調査地点	単位	環境基準	調査結果					全国(R2)調査地点614
			R3.5	R3.8	R3.10	R4.1	平均値	
南輝小学校	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6以下	0.033	0.054	0.011	0.033	0.033	0.017 (0.0025~ 0.33)
陵南小学校	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6以下	0.032	0.016	0.0066	0.011	0.016	
岡山市立瀬戸公民館	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6以下	0.026	0.015	0.0041	0.025	0.018	

※平均値：測定値の算術平均値

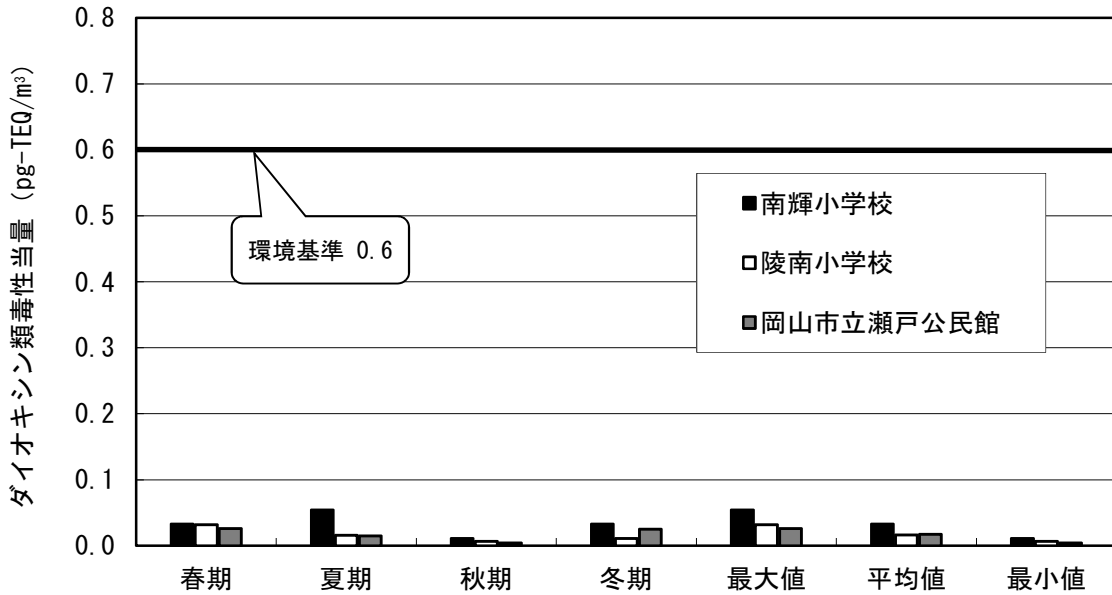


図1 令和3年度環境中大気中のダイオキシン類調査結果

(1) 各調査月の経年推移

各調査月の年度毎の推移を図2～図5に示した。

H18年度頃までは、秋期の調査結果（図4）が他の調査月と比較して高い濃度を示す場合が多かった。また、H20～22年度は冬期が比較的高い濃度を示していた。

R3年度は、陵南小学校が他の2調査地点よりも濃度が低かった。R3年度の各調査月毎の値については、特段高い濃度は見受けられなかった。

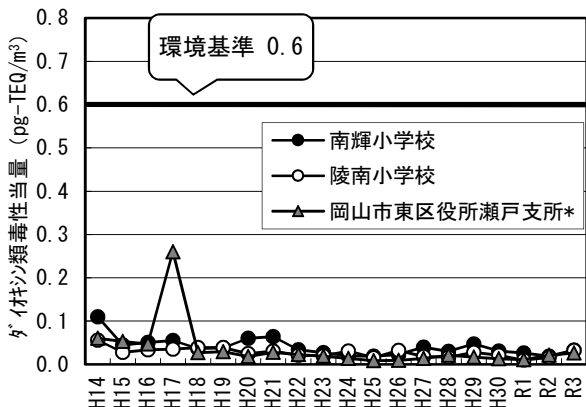


図2 春期 年度ごとの推移

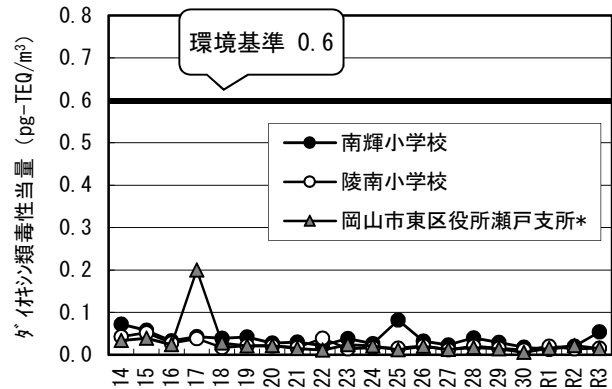


図3 夏期 年度ごとの推移

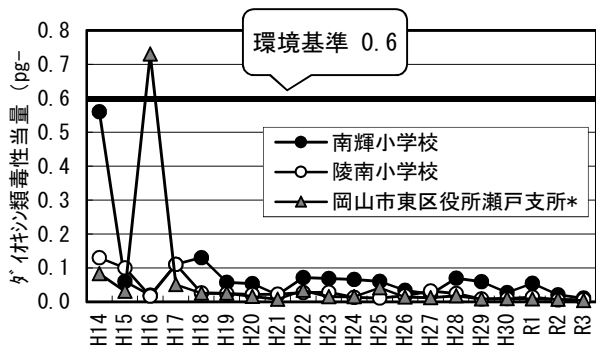


図4 秋期 年度ごとの推移

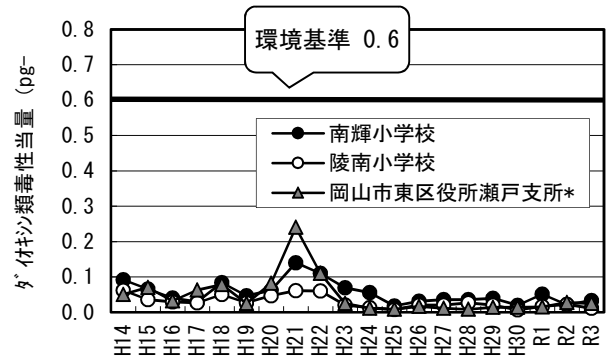


図5 冬期 年度ごとの推移

(2) 年間平均値の経年推移

年間平均値の年度毎の推移を図6に示した。

市内全調査地点で環境基準を下回っており、ここ数年は低い値で推移している。

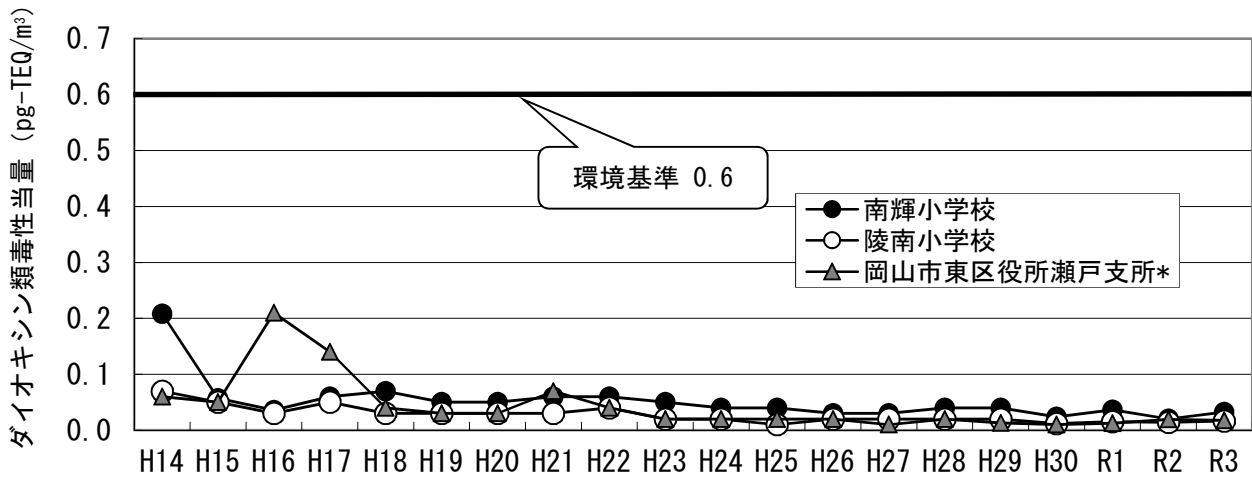


図6 年間平均値の経年推移

※例年は岡山市東区役所瀬戸支所にて、調査を実施しているが、瀬戸支所の耐震工事のため、令和2年度冬期及び令和3年度は岡山市立瀬戸公民館で測定を行った。



## 令和3年度 ダイオキシン類環境調査結果について (水質・土壌)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、令和3年度に岡山市が実施した公共用水域水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類環境調査結果の概要は次のとおりでした。

### 1. 調査時期

- (1) 公共用水域水質・底質 年1回(令和3年4月、5月)
- (2) 地下水 年1回(令和3年7月、8月)
- (3) 土壌 年1回(令和3年7月)

### 2. 調査地点(図1)

- (1) 公共用水域水質・底質  
河川(7地点)、湖沼(2地点)、海域(3地点) 計12地点
- (2) 地下水 6地点
- (3) 土壌 10地点

### 3. 調査項目

ダイオキシン類

- ① ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)

### 4. 調査結果の概要

#### (1) 公共用水域水質(環境基準値:1 pg-TEQ/L)

##### ア. 河川

河川7地点の結果は0.075~0.66pg-TEQ/Lの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

##### イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の2地点の結果はそれぞれ0.32、0.22 pg-TEQ/Lであり、どちらも環境基準値を下回っていた。

##### ウ. 海域

児島湾3地点の結果は0.070~0.075 pg-TEQ/Lの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

いずれの地点においても、ここ5年間の結果は環境基準値を下回る値で推移している。

#### (2) 公共用水域底質(環境基準値:150 pg-TEQ/g)

##### ア. 河川

河川7地点の結果は0.17~11 pg-TEQ/gの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

##### イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の2地点の結果はそれぞれ0.53、5.2 pg-TEQ/gであり、どちらも環境基準値を下回っていた。

ウ. 海域

児島湾 3 地点の結果は 5.5～7.0 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

いずれの地点においても、ここ 5 年間の結果は環境基準値を下回る値で推移している。

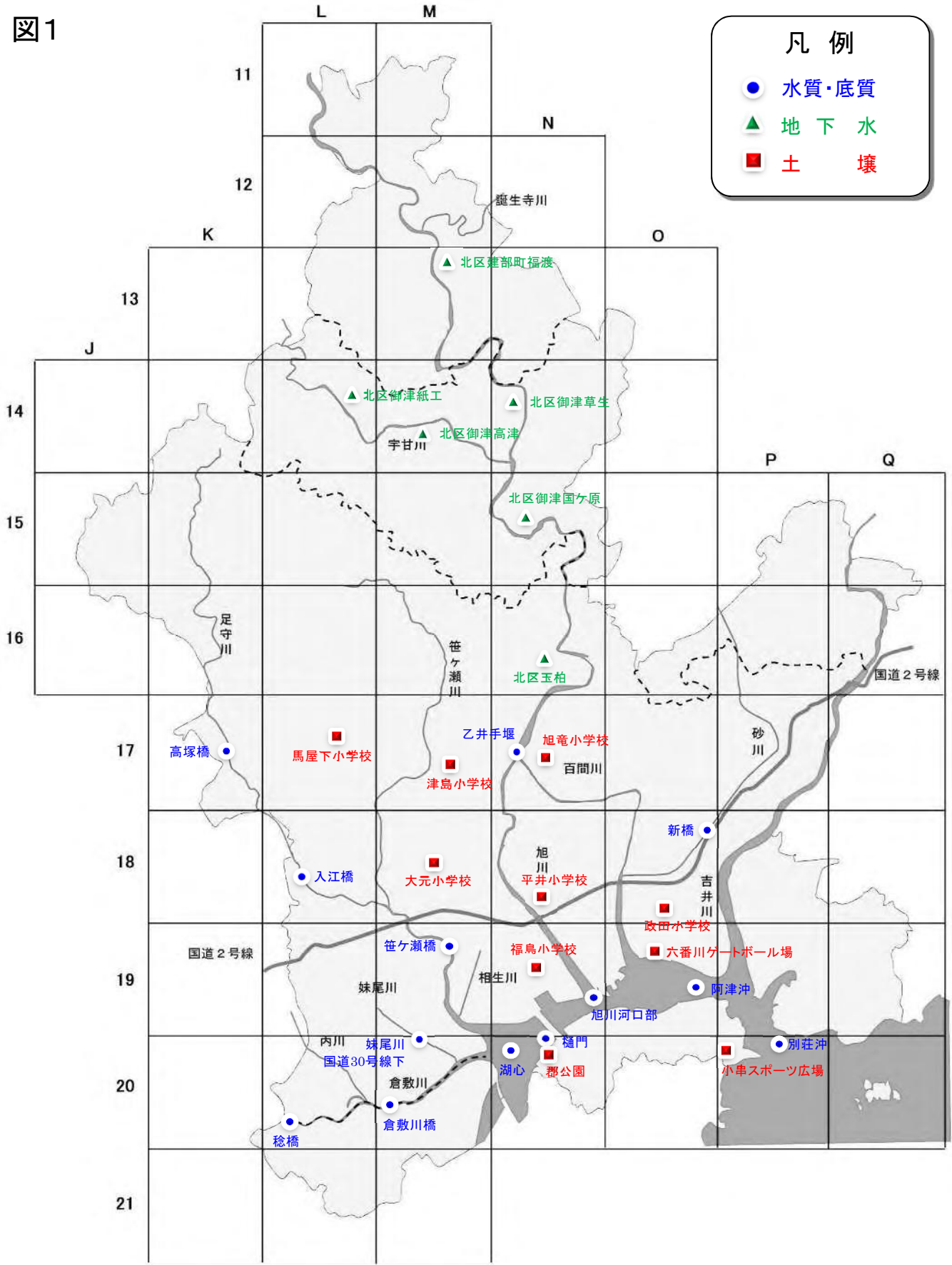
(3) 地下水質（環境基準値：1 pg-TEQ/L）

市内 6 地点の結果は 0.055～0.10 pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

(4) 土壌（環境基準値：1,000pg-TEQ/g）

市内 10 地点の結果は 0.0027～1.1 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

図1



調査主体

乙井手堰(水質・底質)：国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所  
上記以外：岡山市環境局環境部環境保全課

令和3年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視測定計画		
図面名 測定地点位置図		
図面番号	1 / 1	縮尺 S=FREE
		令和3年4月

(参考) 各地点ごとの調査結果

○公共用水域 (水質・底質) 各12地点

	水域名		番号	調査地点	水質		底質
					DXNs	SS	DXNs
					pg-TEQ/L	mg/L	pg-TEQ/g
河川	笹ヶ瀬川水域	足守川上流	1	高塚橋	0.075	2	0.17
		足守川下流	2	入江橋	0.081	2	0.48
		笹ヶ瀬川	3	笹ヶ瀬橋	0.19	12	1.8
	倉敷川水域	倉敷川	4	稔橋	0.36	19	4.4
			5	倉敷川橋	0.63	36	11
		妹尾川	6	妹尾川国道30号線下	0.66	33	10
	百間川水域	砂川	7	新橋	0.20	4	4.1
湖沼	児島湖水域	児島湖	8	湖心	0.32	27	0.53
			9	樋門	0.22	20	5.2
海域	児島湾水域	児島湾 (乙)	10	旭川河口部	0.073	2	7.0
			11	阿津沖	0.075	6	6.8
		児島湾 (丙)	12	別荘沖	0.070	3	5.5

環境基準値 : (水質) 1 pg-TEQ/L (底質) 150 pg-TEQ/g

採取年月日 : 令和3年4月8, 9, 16日, 令和3年5月10日

○地下水 6地点

単位: pg-TEQ/L

メッシュNo.	番号	調査地点	種別	調査結果
N-16	1	北区玉柏	民家井戸	0.055
N-15	2	北区御津国ヶ原	民家井戸	0.056
N-14	3	北区御津草生	民家井戸	0.056
M-14	4	北区御津高津	民家井戸	0.10
L-14	5	北区御津紙工	民家井戸	0.075
M-13	6	北区建部町福渡	民家井戸	0.055

環境基準値 : 1 pg-TEQ/L

採取年月日 : 令和3年7月14日, 令和3年8月2日

○土壌 10地点

単位: pg-TEQ/g

メッシュNo.	番号	調査地点	調査結果
L-17	1	馬屋下小学校	0.17
M-17	2	津島小学校	0.054
M-18	3	大元小学校	0.23
N-17	4	旭竜小学校	0.072
N-18	5	平井小学校	0.16
N-19	6	福島小学校	1.0
N-20	7	郡公園	1.1
O-18	8	政田小学校	0.0027
O-19	9	六番川ゲートボール場	0.025
P-20	10	小串スポーツ広場	0.46

環境基準値 : 1,000 pg-TEQ/g

採取年月日 : 令和3年7月26, 27日

分析機関: 株式会社日本総合科学、株式会社静環検査センター

(参考) 全国の調査結果との比較表

調査対象	区分	調査機関	測定地点数	調査結果			環境基準
				最小値	最大値	平均値	
公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	河川	岡山市	7	0.075	0.66	0.31	1
		環境省	1,107	0.013	2.7	0.20	
	湖沼	岡山市	2	0.22	0.32	0.27	
		環境省	74	0.016	3.6	0.22	
	海域	岡山市	3	0.070	0.075	0.073	
		環境省	230	0.015	0.75	0.067	
公共用水域底質 (pg-TEQ/g)	河川	岡山市	7	0.17	11	4.6	150
		環境省	918	0.040	530	5.9	
	湖沼	岡山市	2	0.53	5.2	2.9	
		環境省	65	0.18	56	8.3	
	海域	岡山市	3	5.5	7.0	6.4	
		環境省	195	0.12	110	8.7	
地下水質 (pg-TEQ/L)		岡山市	6	0.055	0.10	0.066	1
		環境省	493	0.0087	1.7	0.054	
土 壌 (pg-TEQ/g)	一般環境	岡山市	10	0.0027	1.1	0.33	1,000
		環境省	530	0.000099	960	8.0	

注) 下段 : 令和2年度ダイオキシン類に係る環境調査結果 (環境省 令和4年3月)

## 令和3年度 事業者によるダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、排出ガス、排水等について、ダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

本市では、令和3年度の事業者によるダイオキシン類自主測定結果について、次のとおり取りまとめました。

### 1 自主測定結果

#### (1) 排出ガス

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	排出基準値※ (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	32	32	4	11	0	0	0 ~ 8.3	0.1 ~ 10

#### (2) 排水

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	排出基準値 (ng-TEQ/l)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉に係る施設	10	1	1	3	9	0	0	1.1	10

#### (3) ばいじん

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	19	19	4	24	0	0	0 ~ 9.3	—

#### (4) 焼却灰その他の燃え殻

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	43	27	27	4	16	0	0	0 ~ 1.6	—

- (備考) 1 「届出施設数」とは、届出のあった令和3年3月31日現在の特定施設の施設数を示す。(令和3年3月31日以前に廃止届出のあった特定施設は除く。)
- 2 「報告対象施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排水なし、使用開始後1年に満たない施設等を除いた施設数を示す。
- 3 「報告施設数」とは、令和3年度のダイオキシン類の自主測定結果の報告があった施設数を示す。
- 4 「廃止施設数」とは、令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に廃止届出が提出された施設数を示す。
- 5 「報告対象外施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排水なし、使用開始後1年に満たない施設、流動床炉等構造上やむを得ない等のため測定不能であった施設数を示す。
- 6 「未報告施設数」とは、令和3年度のダイオキシン類の自主検査測定結果の報告がなかった施設数を示す。また、未報告の内訳として令和2年度中は稼動していたが、令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に廃止してダイオキシン類の自主測定ができなくなった廃止施設及び測定の実施について指導を要する施設数を示す。
- 7 測定結果の単位等は次のとおり
- |            |  |
|------------|--|
| pg (ピコグラム) | : 一兆分の1グラム   |
| ng (ナノグラム) | : 十億分の1グラム   |
| TEQ (毒性等量) | : ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD (テトラクロロジベンゾパラジオキシン) に換算して合計したもの。 |
- 8 排出基準値(※)の詳細は次頁に示した。

## 2 測定結果の評価

### (1) 大気基準適用施設 (排出ガス)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

### (2) 水質基準対象施設 (排水)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

## 3 今後の対応等

今後も引き続き、事業者に対して排出基準値が遵守されるよう、法に基づき、自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行います。

## 4 その他

事業者による自主測定結果の一覧表は、別紙のとおりです。

自主測定結果一覧表については、環境保全課において閲覧に供するとともに、環境保全課のホームページに掲載いたします。

## ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値

### 1 排出ガスに係る排出基準値

単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>

特定施設の種類	焼却能力	判定基準値	
		既存施設	新設施設
廃棄物焼却炉	4t/時以上	1	0.1
	2t/時～4t/時	5	1
	2t/時未満	10	5

- (備考) ・「既存施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）より前に設置の工事が着手された施設を示す。  
 ・「新設施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）以降に設置の工事が着手された施設を示す。

### 2 排水に係る排出基準値

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種類	排出基準値
廃棄物焼却炉に係る施設	10

### 3 ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に係る処理基準値

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種類	区分	判定基準値	
		既存施設	新設施設
廃棄物焼却炉	ばいじん	(3)	3
	焼却灰その他の燃え殻	(3)	3

- (備考) ・ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類についての排出基準値は定められておらず、埋立処分等を行う場合に、処理基準値が適用になる。  
 ・既存施設において、セメント固化、薬剤処理または酸抽出を行っているものについては、処理基準値は適用されない。

---



令和3年度 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果一覧表

岡山市環境保全課

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		既存・新設	施設番号、名称	特定施設の種類	排出ガス				排出水				ばいじん			焼却灰その他の燃え殻			備考					
		区名	大字、字、番地				試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/Nm³)	排出基準 (ng-TEQ/Nm³)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	排出基準 (pg-TEQ/l)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)						
1	矢吹海運(無) 無公害2号	南区	箕島2849	0	No.2	廃棄物焼却炉	R4.3.28	R4.5.2	8.3	10	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R4.3.31	R4.5.2	0.12						
2	岡山市東部クリーンセンター	東区	西大寺新地450他	0	FI-1271-1	廃棄物焼却炉	R3.7.30	R3.9.1	0.0027	0.1	-	-	-	-	①R3.7.8~R3.7.10 (薬剤処理) ②R3.8.24 ③R3.8.23 ④R3.8.26 ⑤R3.8.24 R3.7.30	①2.2 (薬剤処理) ②1.7 ③0.031 (溶解) ④0 (溶解) ⑤0.017 (溶解)	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)									
				0	FI-1271-2	廃棄物焼却炉	R3.7.29	R3.9.1	0.00026	0.1	-	-	-	-												
				0	FI-1271-3	廃棄物焼却炉	R3.7.28	R3.9.1	0.00011	0.1	-	-	-	-												
3	岡山大建工業(株)	南区	海岸通2-5-8	0	AT-280	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)								
4	岡山市当新田環境センター	南区	当新田486-1	0	1(A系)	廃棄物焼却炉	R3.6.7	R3.7.5	0.039	1	-	-	-	-	R3.6.8	R3.7.5	9.3	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			*1:A系ばいじん *2:B系ばいじん					
				0	2(B系)	廃棄物焼却炉	R3.6.8	R3.7.5	0.017	1	-	-	-	-	R3.6.8	R3.7.5	4.8									
5	南山陽テクノ	南区	箕島2824-1他	0	No.1	廃棄物焼却炉	R3.11.9	R3.12.13	3.1	10	-	-	-	-	R3.11.9	R3.12.13	0.016	R3.10.25	R3.11.24	0.011						
				0	No.2	廃棄物焼却炉																10	-	-	-	-
				1	No.4	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-							
6	株式会社 東岡事業場	東区	古都宿1303-15	0	No.1	廃棄物焼却炉	(休止中)				10	-	-	-	-	(休止中)			(休止中)							
7	岡山化学工業(株) 岡山工場	東区	大島58	0		廃棄物焼却炉	(休止中)				10	-	-	-	-	(集じん機なし)			(休止中)			令和3年度中で施設廃止				
8	泉建設(株)	南区	飽浦526	0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)								
9	岡山市神崎衛生施設組合	東区	神崎町2676	0	H-1	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)								
10	大新物産(株)	北区	長野1109-1	0	1号機	廃棄物焼却炉	(休止中)				10	-	-	-	-	(休止中)			(休止中)							
				0	2号機	廃棄物焼却炉	(休止中)				10	-	-	-	-	(休止中)			(休止中)							
				1	T-12345-Na.1	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-						
11	株式会社 衛生センター	南区	当新田442-3	0	1	廃棄物焼却炉	R3.4.22	R3.5.14	1.2	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R3.4.26	R3.5.17	0.87	・共通煙道(同時稼働) ・複数施設の焼却灰の混合物の測定					
				0	2	廃棄物焼却炉																10	-	-	-	-
				0	3	廃棄物焼却炉																10	-	-	-	-
				0	4	廃棄物焼却炉																10	-	-	-	-
				0	5	廃棄物焼却炉																10	-	-	-	-
				0	6	廃棄物焼却炉																10	-	-	-	-
				0	7	廃棄物焼却炉																10	-	-	-	-
				0	A焼却処理装置	廃ガス洗浄施設																-	-	-	-	R3.4.22
12	株式会社 岡山製紙	南区	浜野1-4-34	0	No.34 1号	廃棄物焼却炉	R3.7.2	R3.7.27	0.19	10	-	-	-	-	R3.10.13	R3.11.12	1.3	R3.10.13	R3.11.12	0.0057						
				0	灰の貯留施設	灰の貯留施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-						
13	岡山市岡南環境センター	南区	豊成1-4-1	0	2号炉	廃棄物焼却炉	R3.4.16	R4.6.22	0.0000031	1	-	-	-	-	R3.4.16	R4.6.22	0.46	R3.4.16	R4.6.22	0.0035	令和3年度1回目測定 (令和3年度中で施設廃止)					
				0	3号炉	廃棄物焼却炉	R3.4.16	R4.6.22	0.0000031	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
				0	灰溜場	灰の貯留施設	-	-	-	-	(汚水の下水道への放流のため排水なし)				-	-	-	-	-	-						
				0	2号炉	廃棄物焼却炉	R4.1.28	R4.3.7	0.0000029	1	-	-	-	-	-	-	R4.1.28	R4.3.7	1.3	R4.1.28	R4.3.7	0.0073	令和3年度2回目測定 (令和3年度中で施設廃止)			
				0	3号炉	廃棄物焼却炉	R4.1.28	R4.3.7	0.00063	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
14	株式会社 美頭興産	北区	高松福南969	0	No.1	廃棄物焼却炉	R4.2.24	R4.4.4	0.026	10	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R4.2.23	R4.5.1	0.092						
15	株式会社 片岡久工務店	南区	宮浦641	0	2号焼却炉装置	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(採取できない構造になっている)			(休止中)								
				0	洗煙塔	廃ガス洗浄施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-						
16	株式会社 丸亀岡山事業所	南区	海岸通1-2-1	0	廃油焼却炉	廃棄物焼却炉	R4.1.24	R4.3.3	0.00000078	5	-	-	-	-	R4.1.24	R4.3.3	0	R4.1.24	R4.3.3	0.00000063						
17	株式会社 カスタマ-建材工業(株)	東区	東平島12-1	0	A-1	廃棄物焼却炉	R3.12.6	R3.12.22	0.78	10	-	-	-	-	R3.12.6	R3.12.22	0	R3.12.6	R3.12.22	0.060						
18	株式会社 サンビルド(株)	北区	掛畑1596-1	0	No.1	廃棄物焼却炉	(休止中)				10	-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			令和3年度中で施設廃止				
				0	灰の貯留施設	灰の貯留施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-							
				1	S-4	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-							
19	株式会社 安田産業(株) 飽浦工場	南区	飽浦675-3	0	廃棄物焼却炉1号	廃棄物焼却炉	R3.11.8	R3.11.24	0.56	10	-	-	-	-	R3.11.8	R3.11.8	3.4	R3.11.8	R3.11.8	0.0000048						
				1	s-1	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-							
20	岡山県営食肉地方卸売市場	中区	桜橋1-2-43	1	1	廃棄物焼却炉	R3.7.21	R3.8.18	0.044	5	-	-	-	-	R3.7.21	R3.8.18	0	R3.7.21	R3.8.18	0.020						
21	株式会社 衛生センター リサイクル処理センター	南区	葉港元町4	1	No.1	廃棄物焼却炉	R3.8.31	R3.9.27	2.1	5	-	-	-	-	R3.6.28	R3.7.16	0.46	R3.6.28	R3.7.16	1.0						
				1	No.2	廃棄物焼却炉	R3.7.16	R3.8.13	3.7	5	-	-	-	-	R3.4.28	R3.5.20	1.2	R3.4.28	R3.5.20	1.1						
				1	No.3	廃棄物焼却炉	R3.4.2	R3.4.22	0.015	5	-	-	-	-	R3.4.2	R3.4.19	0.18	R3.4.2	R3.4.19	1.6						
22	山佐フロンティア(株) 九幡事業所	東区	九幡569-1	1	No.1	廃棄物焼却炉	R4.3.1	R4.3.16	0.35	5	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R4.3.1	R4.3.16	0						
23	株式会社 エコシステム岡山(株)	南区	海岸通1-3-1	1		廃棄物焼却炉	R3.7.9	R3.8.18	0.00061	0.1	-	-	-	-	R3.7.21	R3.8.18	0.52	R3.7.21	R3.8.18	0.0032						
				1	5	廃ガス洗浄施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-							
24	株式会社 マルケー自動車整備(株)	南区	古新田989-4	1	A-1	廃棄物焼却炉	R3.10.28	R3.11.22	0.018	5	-	-	-	-	(集じん機なし)			R3.10.22	R3.11.25	0.87						
25	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	北区	御津産650	0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)								
26	岡山家畜保健衛生所	北区	御津河内2770-1	0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	R3.11.5	R3.12.2	0.047	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R3.11.9	R3.12.2	0.000012						
27	株式会社 明和建設(株) 肩背工場	東区	瀬戸町肩背若林2478-1	0	肩背工場	廃棄物焼却炉	R3.9.30	R3.10.28	0.43	10	-	-	-	-	R3.10.4	R3.10.19	0.00020	R3.10.4	R3.11.2	0.0082						
28	山佐フロンティア(株) 岡事業所	東区	金岡東町3丁目5-70	1	No.1	廃棄物焼却炉	R4.3.8	R4.3.23	0	5	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R4.3.8	R4.3.23	0						
29	株式会社 南ジ-テック	東区	金田1196-8	1	1	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)								

(備考) - : 自主測定義務のないもの  
 空欄 : 自主測定を実施しない又は結果を報告しないもの

## 【岡山市】酸性雨調査結果（pH）

測定地点	令和3年度 調査結果	【参考】過去の測定結果（平成23～令和2年度）	
		平均値	最小～最大
三野浄水場（岡山市北区三野）	4.7	4.8	4.6～5.1

調査地点図



(注) このページは、岡山市から提供されたデータを基に県で作成した。

## 【岡山市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和3年度 調査地点		測定結果（本/L）
1	青江自動車排出ガス測定局（岡山市南区青江）	0.16, 0.081（2地点）
2	興除公民館（岡山市南区中畦）	0.056, 0.056（2地点）
3	旧吉備荘給水施設（岡山市北区尾上）	0.092, 0.076（2地点）

※ 繊維状の物質（総繊維数）を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。

### 大気中アスベスト濃度測定地点図



（注）このページは、岡山市から提供されたデータを基に県で作成した。



(参考) 倉敷市関係資料

## 令和3年度大気及び水質等測定結果について

倉敷市では、市内の環境の状況を把握するため、大気及び水質等について、継続して測定するとともに、事業者に対する環境汚染物質の排出抑制対策を進めている。令和3年度の環境測定等の結果について、以下のとおり報告する。

### 1 大気環境

#### (1) 概要

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、人の健康保護及び生活環境保全を目的として、市内の大気環境の汚染状況を測定した。

#### ア 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている、二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM2.5)の6物質

#### イ 測定方法

市内24か所の大気環境測定局において、測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して1時間ごとの24時間連続測定を実施した。

#### (2) 結果

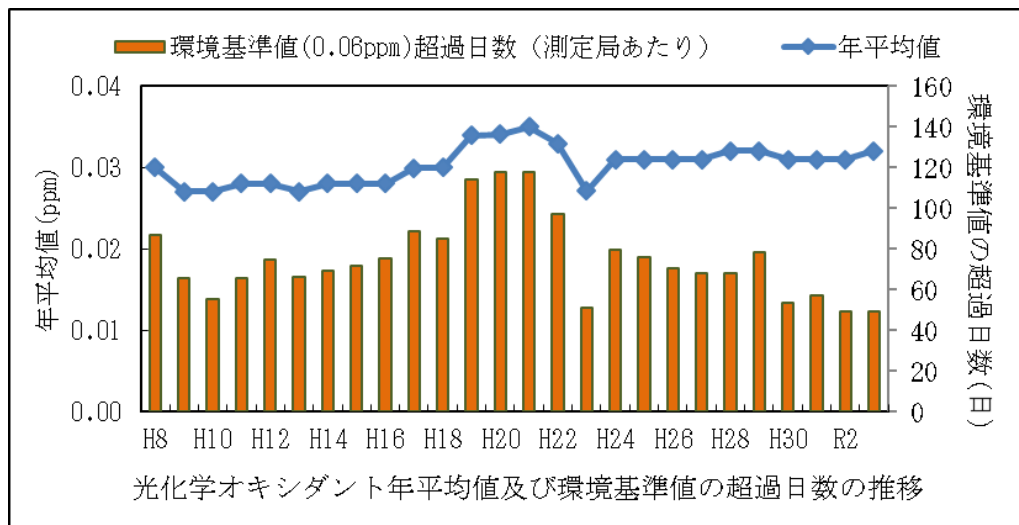
#### ア 対象物質の測定結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

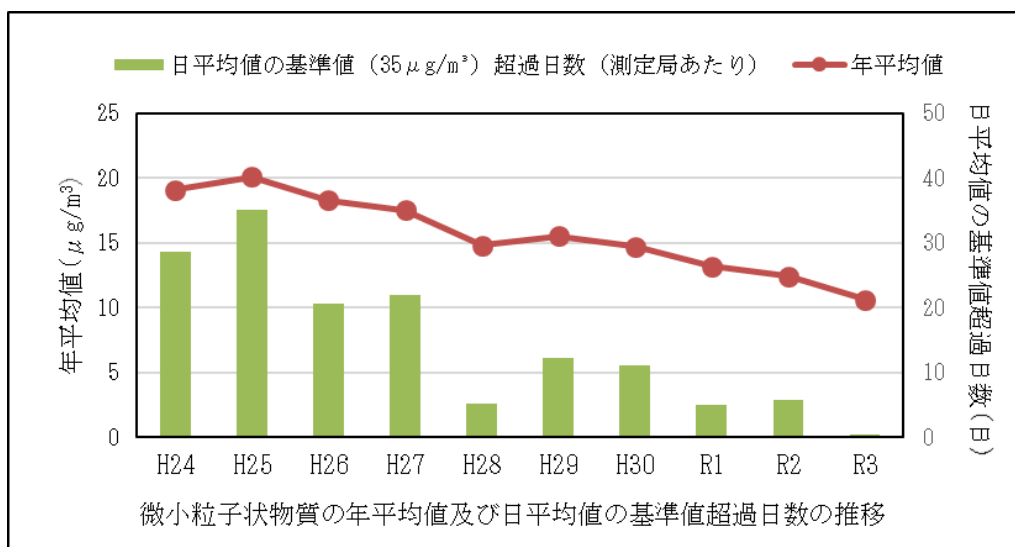
大気汚染物質	測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	19	19	100%
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	20	20	100%
一酸化炭素(CO)	4	4	100%
光化学オキシダント(Ox)	16	0	0%
浮遊粒子状物質(SPM)	19	19	100%
微小粒子状物質(PM2.5)	10	10	100%

イ 光化学オキシダント年平均値及び環境基準値（0.06ppm）超過日数の推移  
 光化学オキシダントの年平均値は、近年、概ね横ばいで推移している。



ウ 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値及び日平均値の基準値の超過日数並びに環境基準達成率の推移

平成 24 年度から評価を行っており、環境基準達成率は改善傾向にある。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
環境基準達成率	0%	0%	0%	10%	70%	30%	22%
(達成局数/測定局数)	(0/3)	(0/6)	(0/10)	(1/10)	(7/10)	(3/10)	(2/9)
	R1	R2	R3				
環境基準達成率	80%	70%	100%				
(達成局数/測定局数)	(8/10)	(7/10)	(10/10)				

(3) 今後の対応

ア 引き続き大気環境の状況を常時監視し、実態の把握に努める。

イ 光化学オキシダントについて、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類等の削減に取り組むとともに、高濃度の際には、市内協力工場への窒素酸化物の削減要請並びに市民に対する健康被害及び農作物被害防止のための周知を行う。

ウ 微小粒子状物質について、国が示した暫定指針値（日平均値  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超える  
と予想される日には、健康被害が発生するおそれがあり、岡山県から注意喚起が発令されるため、市民に周知を行う。



## 2 有害大気汚染物質等

### (1) 環境調査

#### ア 概要

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定により、大気中での濃度が低濃度であっても継続的に摂取された場合において人の健康影響が懸念される有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物について、環境調査を実施した。

#### イ 対象物質

環境基準設定物質 4 物質、指針値設定物質 11 物質、環境基準等未設定物質 6 物質の合計 21 物質

#### ウ 調査方法

市内 7 地点において、連続 24 時間の測定を毎月実施した。

#### エ 結果

##### (ア) 環境基準設定物質

ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン

全ての地点で環境基準を達成した。

##### (イ) 指針値設定物質

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,3-ブタジエン、1,2-ジクロロエタン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物

全ての地点で指針値を下回った。

##### (ウ) 環境基準等未設定物質

トルエン、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、酸化エチレン

評価する基準値の設定はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

### (2) 事業者によるベンゼン排出抑制対策

#### ア 概要

岡山県環境への負荷の低減に関する条例において、事業者によるベンゼン等の排出抑制や削減計画等の報告及び市による公表が定められている。

このうち、指定事業所の施設数や施設の種類については、次のとおりである。

#### イ 指定事業所と施設数

指 定 事 業 所 名	所 在 地	届出施設数
旭化成(株)製造統括本部水島製造所 (B地区)	潮通 3 丁目 13 番地	16
旭化成(株)製造統括本部水島製造所 (C地区)	児島塩生 2767-11	21
ENEOS(株) 水島製油所 A 工場	水島海岸通 4 丁目 2 番地	30
ENEOS(株) 水島製油所 B 工場	潮通 2 丁目 1 番地	7
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	水島川崎通 1 丁目	18
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	潮通 3 丁目 10 番地	22
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	水島海岸通 3 丁目 10 番地	13
合 計		127

条 例 に 定 め ら れ た 施 設 の 種 類	届出施設数
1. ベンゼンの製造施設	12
2. ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	17
3. ベンゼンの貯蔵施設	67
4. ベンゼンの出荷施設	6
5. ベンゼンの蒸留施設	13
6. コークス炉	12
合 計	127

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を定期的を実施し、有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

### 3 降下ばいじん

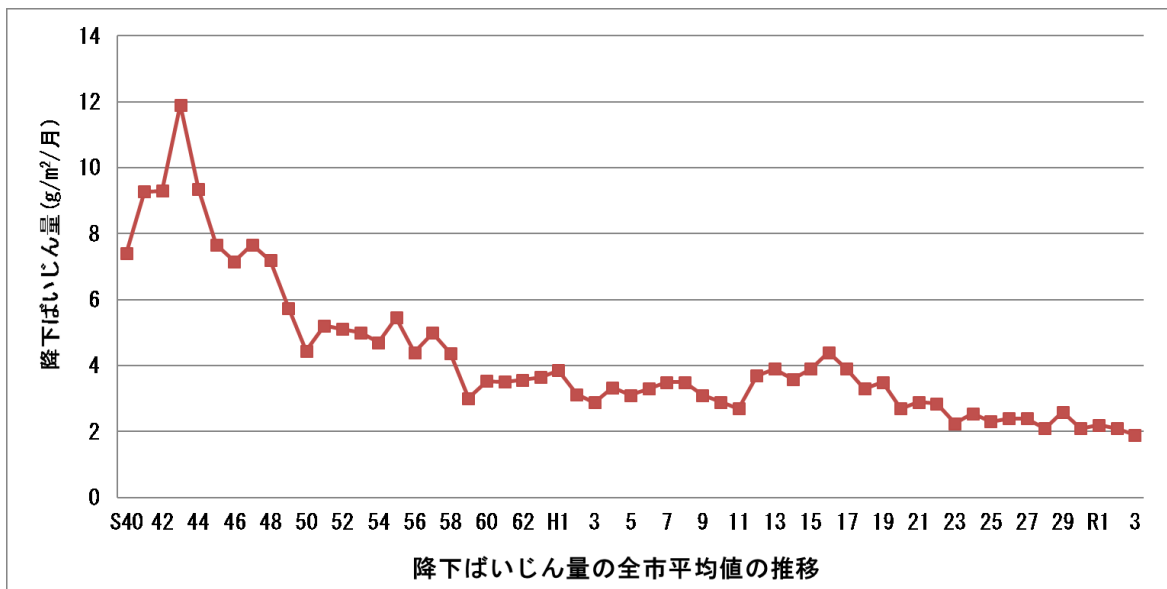
#### (1) 環境調査

##### ア 概要

降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下したばいじん、粉じん等の総称であり、市内の降下ばいじん状況を把握するために調査を実施した。

##### イ 結果

降下ばいじん量は、市内平均値が  $1.9\text{g}/\text{m}^2/\text{月}$  であり、令和2年度と比べて、 $0.2\text{g}/\text{m}^2/\text{月}$  減少した。測定開始当初と比べると低減しているが、近年は微減から横ばいの傾向である。



#### (2) 降下ばいじん抑制対策

##### ア 概要

大気汚染防止法の一般粉じん発生施設又は岡山県環境への負荷の低減に関する条例の粉じん発生施設の設置事業者を対象に、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を求めるとともに、各事業所への現地調査を計画した。

##### イ 結果

対象となる全41事業場について、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を受けるとともに現地調査を実施し、粉じん飛散防止対策について指導を行った。

#### (3) 今後の対応

引き続き環境調査を実施し、降下ばいじん量を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

## 4 公共用水域の水質

### (1) 概要

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定により、公共用水域の水質の状況を把握するため調査した。

#### ア 対象項目

(ア) 健康項目 (カドミウム等 27 項目)

(イ) 生活環境項目 (BOD (生物化学的酸素要求量)、COD (化学的酸素要求量) 等 13 項目)

(ウ) 要監視項目 (クロロホルム等 32 項目)

#### イ 調査地点

市内の河川 21 地点及び海域 21 地点において調査した。(河川の調査地点には国土交通省実施の 3 地点を含む。)

### (2) 結果

#### ア 健康項目

健康項目は、全ての地点で環境基準を達成した。

#### イ 生活環境項目

(ア) BOD 及び COD

a 河川の BOD は、環境基準類型があてはめられた 13 地点のうち、12 地点で環境基準に適合していた。(適合率 92.3%)

b 海域の COD は、21 地点のうち、17 地点で環境基準に適合していた。(適合率 81.0%)

(イ) 全窒素及び全りん

a 海域の全窒素を調査している 21 地点のうち、18 地点で環境基準に適合していた。(適合率 85.7%)

b 海域の全りんを調査している 21 地点のうち、4 地点で環境基準に適合していた。(適合率 19.0%)

(ウ) その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、次のとおりであった。

(単位：%)

水域 区分	その他の生活環境項目（水生生物の保全に係る水質環境基準項目）		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
海域	100	100	100

※数値は、(環境基準に適合している地点数)/(総地点数)を百分率で示したものの

※河川については、環境基準のあてはめがなされていない。

(単位：%)

水域 区分	その他の生活環境項目				
	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン抽出 物質 (油分)
河川	92.2	99.1	100	44.4	
海域	88.8	84.7		100	100

※数値は、(環境基準に適合している検体数)/(総検体数)を百分率で示したものの

※斜線部については、環境基準の設定がないため測定を行っていない。

ウ 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等 32 項目のうちウランについて、調査した海域 7 地点のうち 6 地点で指針値を超過した。原因は、自然由来と考えられる。

(3) 今後の対応

引き続き、公共用水域の状況を調査し、実態の把握に努める。

## 5 地下水の水質

### (1) 概要

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定により、地下水の水質の状況を把握するため調査した。

#### ア 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目（28 項目）

#### イ 調査地点

##### (ア) 概況調査

次の 6 地点で調査

下津井、玉島陶、藤戸町天城、広江、船穂町柳井原、真備町市場

##### (イ) 継続監視調査

過去に環境基準値を超過し、継続的な調査の必要がある 5 地点を調査した。

児島唐琴（2 地点）、玉島道口（2 地点）、二日市

### (2) 結果

#### ア 概況調査

船穂町柳井原で、ふっ素が環境基準値を超過した。

#### イ 継続監視調査

児島唐琴 2 地点でテトラクロロエチレン、玉島道口 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、二日市でひ素・ふっ素が環境基準値を超過した。

### (3) 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点については、継続監視調査地点として、監視を継続する。

継続監視調査で環境基準を超過した地点については、監視を継続する。

なお、環境基準値を超過した地点（井戸）については、飲用しないように助言している。

## 6 ダイオキシン類

### (1) 環境調査

#### ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定により、大気、水質（河川・海域・地下水）、底質（河川・海域）及び土壌の環境中における汚染状況の調査を把握するため、調査を実施した。

#### イ 結果

##### (ア) 大気

調査地点の 2 地点において、ともに環境基準を達成した。

##### (イ) 公共用水域水質

河川 7 地点及び海域 8 地点において、全ての調査地点で環境基準を達成した。

##### (ウ) 公共用水域底質

河川 7 地点及び海域 8 地点において、全ての調査地点で環境基準を達成した。

##### (エ) 地下水

調査地点の 3 地点のうち、継続調査を行っている 1 地点で環境基準値を超過した。

##### (オ) 土壌

調査地点の 8 地点において、全て環境基準を達成した。

### (2) 事業者による測定結果

#### ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年 1 回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

令和 3 年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果については、全ての施設において排出基準値以下であった。

イ 自主測定結果の報告状況

区 分	施設数	報告対象施設		報告 対象外 施設
		報告 実施施設	未報告 施設	
排出ガス	55	44	0	11
ばいじん	40	13	0	27
燃え殻	40	14	0	26
排出水	26	14	0	12

ウ 今後の対応

引き続き、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導していく。



令和3年度大気及び水質等測定結果について  
(参考資料)

令和4年6月16日

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

# 目 次

## 1 大気環境

大気環境測定地点図	97
大気の汚染に係る環境基準	98
大気汚染物質ごとの測定結果	99

## 2 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質等測定地点図	105
有害大気汚染物質等測定結果	106
指定事業所敷地境界線における測定地点図	107
指定事業所におけるベンゼン自主測定結果	108
指定事業所におけるベンゼンの大気排出量	108

## 3 降下ばいじん

降下ばいじん測定地点図	109
降下ばいじん測定結果	110

## 4 公共用水域の水質

公共用水域測定地点図	111
健康項目の環境基準値超過状況	112
生活環境項目（BOD 及び COD）の測定結果	113
生活環境項目（全窒素及び全りん）の測定結果	114
その他の生活環境項目の測定結果	115
要監視項目の指針値超過状況	118

<b>5</b>	<b>地下水の水質</b>	
	地下水環境基準項目の環境基準値超過状況	119
	地下水概況調査の測定結果	120
	地下水継続監視調査の測定結果	121
<b>6</b>	<b>ダイオキシン類</b>	
	環境調査測定地点図	122
	環境調査結果の概要	122
	測定地点ごとの測定結果	123
	事業者による測定結果の概要	124
	事業者による測定結果一覧表	125
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）	128

### 大気環境測定地点図

市内の大気測定局（令和3年度末）



## 大気の汚染に係る環境基準

## 1 環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

## 2 評価方法

長期的評価（光化学オキシダント（Ox）を除く。）

年間を通じた測定結果に係る評価。環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較するものと、測定結果のうち特定の値（2%除外値等）と環境基準値とを比較するものがある。

短期的評価（二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）を除く。）

1時間又は1日を通じた測定結果に係る評価。測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準値と比較して評価を行う。

光化学オキシダントについては、1時間値の年間最高値を環境基準値と比較して評価している。

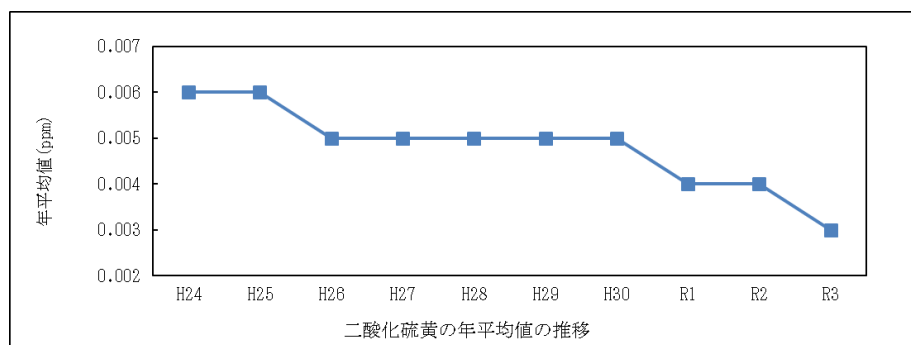
大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

(1) 測定を行った一般大気環境測定局（以下「一般局」という。）19局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても環境基準を達成した。なお、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）では当該項目の測定は実施していない。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	達成	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		達成
(ppm)	有・無		(日)	(%)	(時間)	(%)			
一般局	倉敷美和	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	監視センター	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	春日	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	連島	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	塩生	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	松江	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	福田	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西阿知	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	玉島	0.005	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	船穂	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	児島	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	郷内	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	天城	0.004	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	茶屋町	0.004	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	豊洲	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	広江	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	呼松	0.010	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	宇野津	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	田の口	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○

(2) 一般局（19局）における年平均値の推移は次のとおりである。

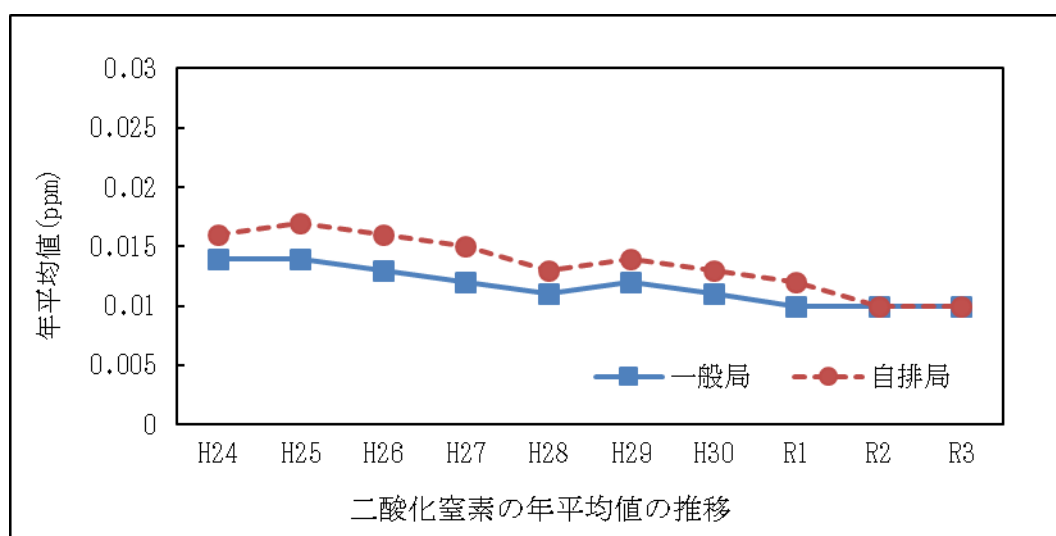


2 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

(1) 測定した 20 局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

測定局の属性	測定局	長期的評価		
		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。		
		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	達成
一般局	倉敷美和	0.021	0	○
	監視センター	0.027	0	○
	春日	0.025	0	○
	連島	0.026	0	○
	塩生	0.027	0	○
	松江	0.025	0	○
	福田	0.022	0	○
	西阿知	0.017	0	○
	玉島	0.021	0	○
	船穂	0.017	0	○
	真備	0.017	0	○
	児島	0.019	0	○
	郷内	0.017	0	○
	天城	0.020	0	○
	茶屋町	0.020	0	○
	庄	0.014	0	○
	豊洲	0.021	0	○
自排局	駅前	0.021	0	○
	大高	0.023	0	○
	西坂	0.025	0	○

(2) 一般局 (17 局) 及び自排局 (3 局) における年平均値の推移は次のとおりである。

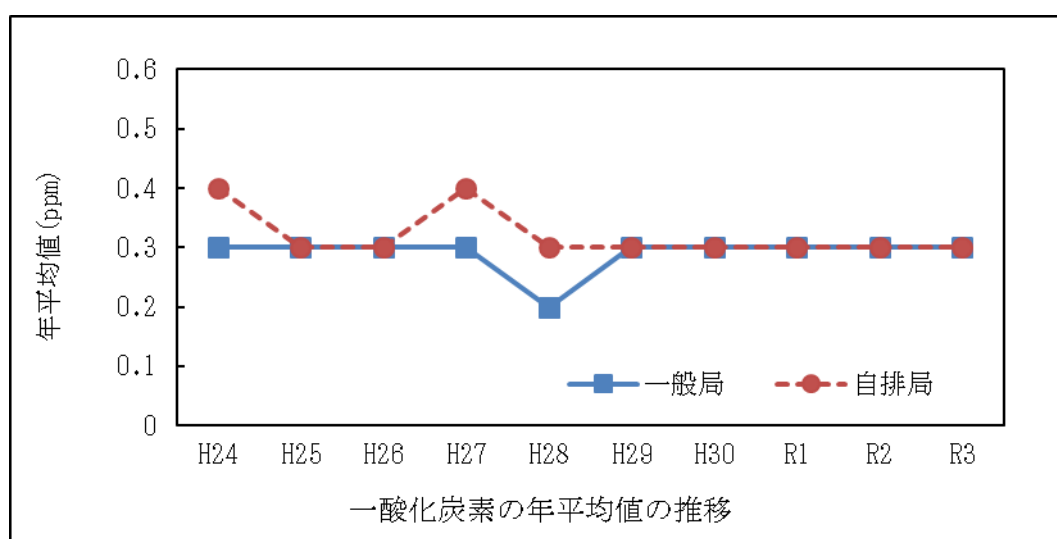


3 一酸化炭素 (CO)

(1) 測定した4局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても、全ての局で環境基準を達成した。

測定局 の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が10ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
		日平均値の2% 除外値	日平均値が 10ppmを超え た日が2日以 上連続したこ との有無	達成	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		達成
(ppm)	有・無		(回数)	(%)	(日)	(%)			
一般局	倉敷美和	0.9	無	○	0	0.00	0	0.00	○
自排局	駅前	0.7	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	大高	0.5	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西坂	0.4	無	○	0	0.00	0	0.00	○

(2) 一般局（1局）及び自排局（3局）における年平均値の推移は、次のとおりである。





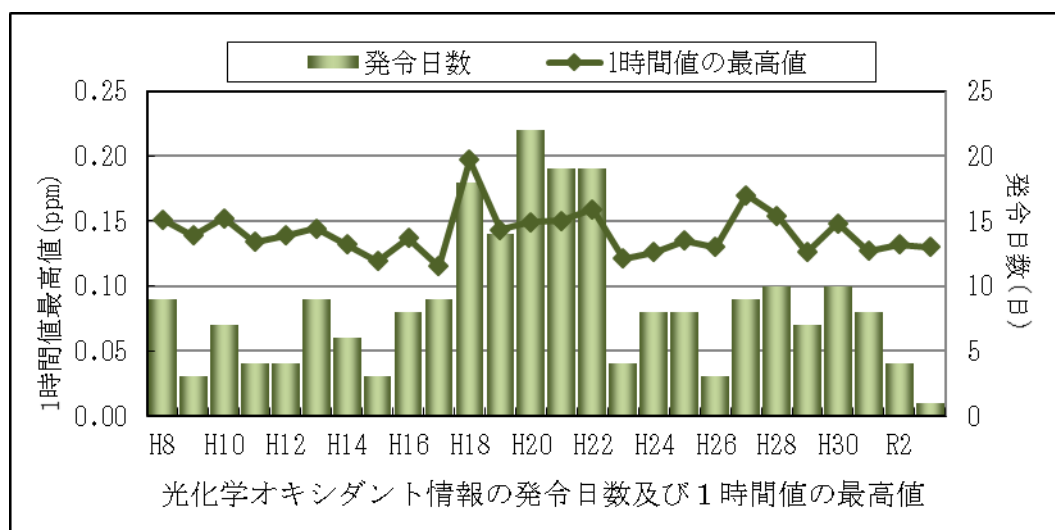
4 光化学オキシダント (Ox)

(1) 測定した16局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

測定局の属性	測定局	昼間（6時から20時まで）の1時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の平均値 (ppm)
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		達成	(日)	(時間)	
		(日)	(時間)				
一般局	倉敷美和	52	235	×	0	0	0.031
	監視センター	22	83	×	0	0	0.031
	春日	52	237	×	0	0	0.035
	連島	74	368	×	0	0	0.036
	塩生	45	157	×	0	0	0.032
	松江	20	75	×	0	0	0.028
	福田	35	134	×	0	0	0.032
	西阿知	48	199	×	0	0	0.032
	玉島	46	180	×	0	0	0.031
	船穂	75	336	×	1	1	0.035
	真備	76	367	×	0	0	0.034
	児島	59	231	×	0	0	0.033
	郷内	45	198	×	0	0	0.030
	天城	42	174	×	0	0	0.032
	茶屋町	55	212	×	0	0	0.030
	庄	40	149	×	0	0	0.029

※1時間値0.12ppm以上が注意報発令の濃度レベルであるため、参考として記載している。

(2) 光化学オキシダント情報の発令日数及び1時間値の最高値の推移は、次のとおりである。

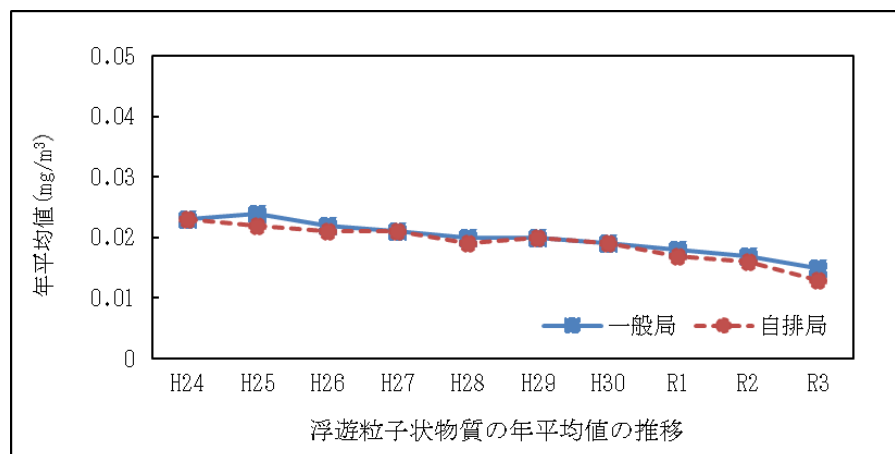


5 浮遊粒子状物質 (SPM)

(1) 測定した 19 局について、長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成した。  
また、短期的評価では、環境基準を達成しなかった測定局は 2 局であった。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	達成	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		達成
(mg/m <sup>3</sup> )	有・無		(時間)	(%)	(日)	(%)			
一般局	倉敷美和	0.027	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	監視センター	0.034	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	春日	0.036	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	連島	0.034	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	塩生	0.031	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	松江	0.040	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	福田	0.033	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西阿知	0.030	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	玉島	0.036	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	船穂	0.033	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	児島	0.030	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	郷内	0.031	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	天城	0.032	無	○	1	0.01	0	0.00	×
	茶屋町	0.035	無	○	2	0.02	0	0.00	×
	庄	0.026	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	広江	0.038	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	呼松	0.036	無	○	0	0.00	0	0.00	○
自排局	大高	0.031	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西坂	0.031	無	○	0	0.00	0	0.00	○

(2) 一般局 (17 局) 及び自排局 (2 局) における年平均値の推移は次のとおりである。

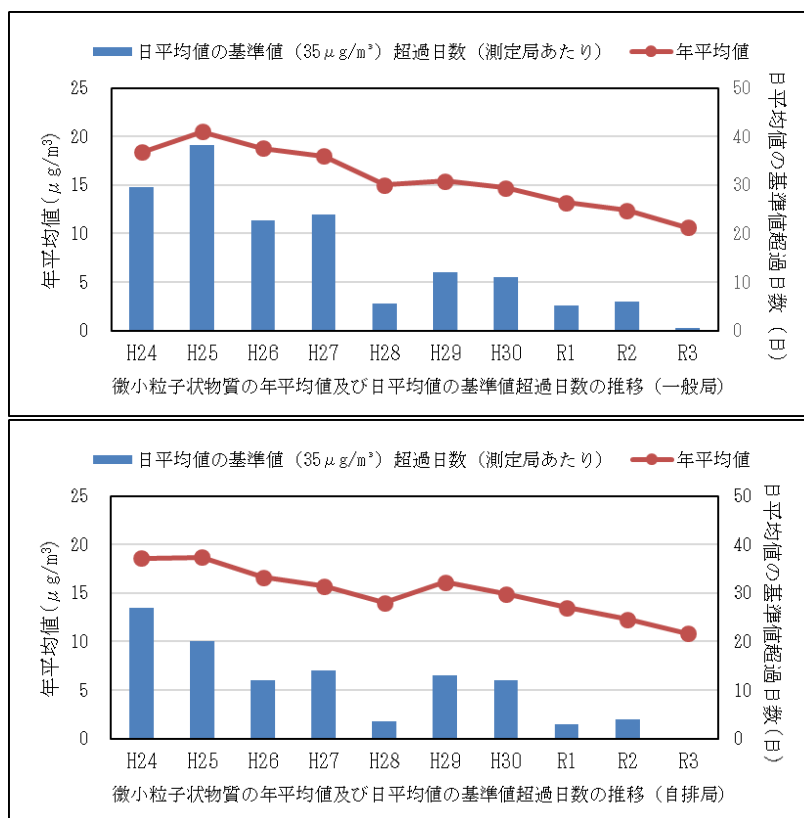


6 微小粒子状物質 (PM2.5)

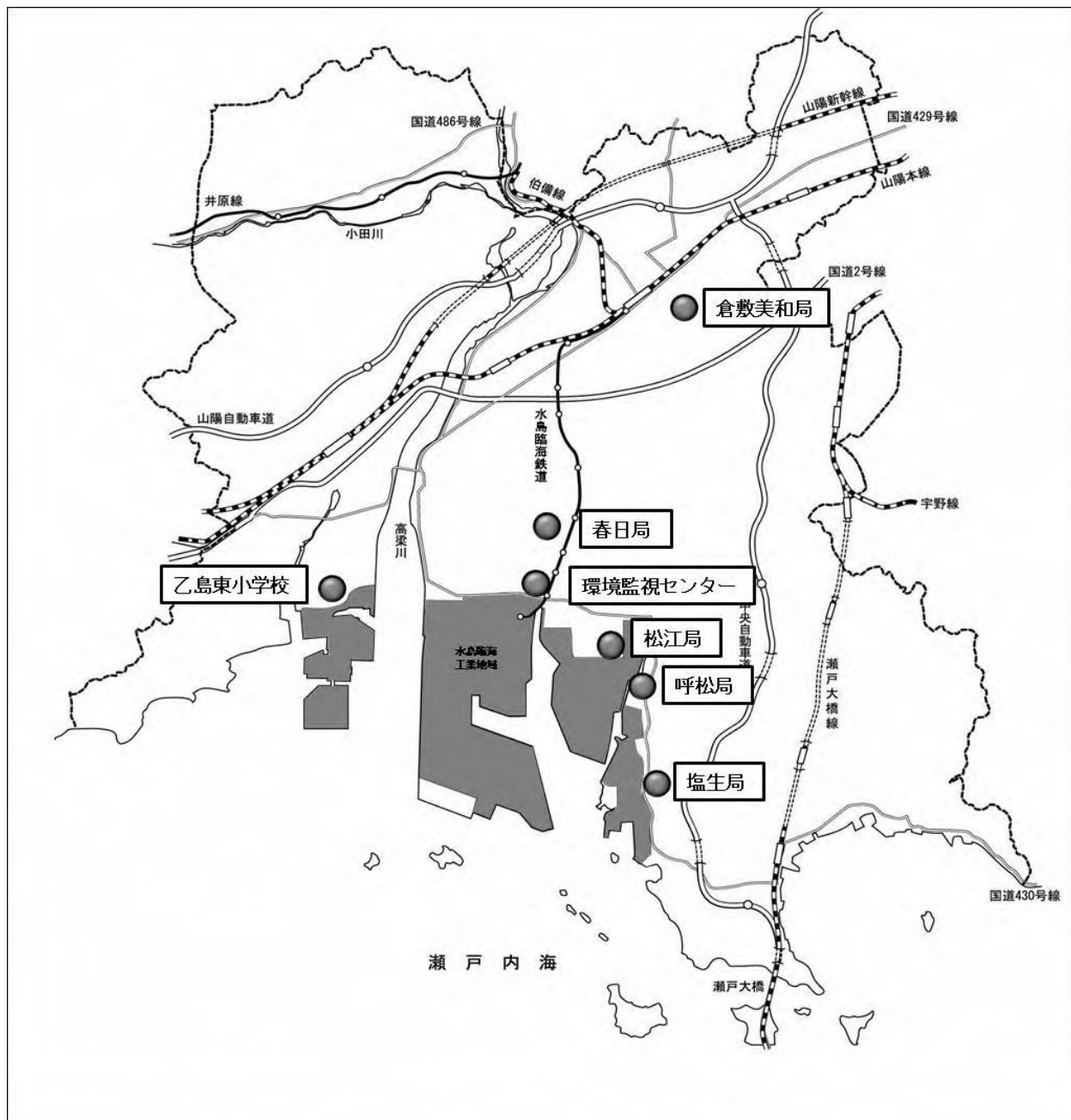
(1) 平成24年度から評価を開始しており、令和3年度に測定した10局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

測定局の属性	測定局	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合に環境基準達成とする。				日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
		長期基準		短期基準			
		年平均値		日平均値の年間98%値		日 (日)	割合 (%)
		( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	達成	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	達成		
一般局	倉敷美和	10.4	○	22.7	○	0	0.0
	監視センター	9.9	○	22.4	○	0	0.0
	塩生	11.1	○	26.2	○	0	0.0
	松江	12.3	○	28.5	○	2	0.5
	玉島	8.9	○	22.2	○	0	0.0
	真備	10.1	○	22.4	○	0	0.0
	児島	11.6	○	26.1	○	0	0.0
	茶屋町	11.1	○	27.6	○	2	0.6
	庄	9.9	○	22.8	○	0	0.0
自排局	大高	10.8	○	24.0	○	0	0.0

(2) 一般局及び自排局における年平均値及び日平均値の基準値の超過日数の推移は次のとおりである。



有害大気汚染物質等測定地点図



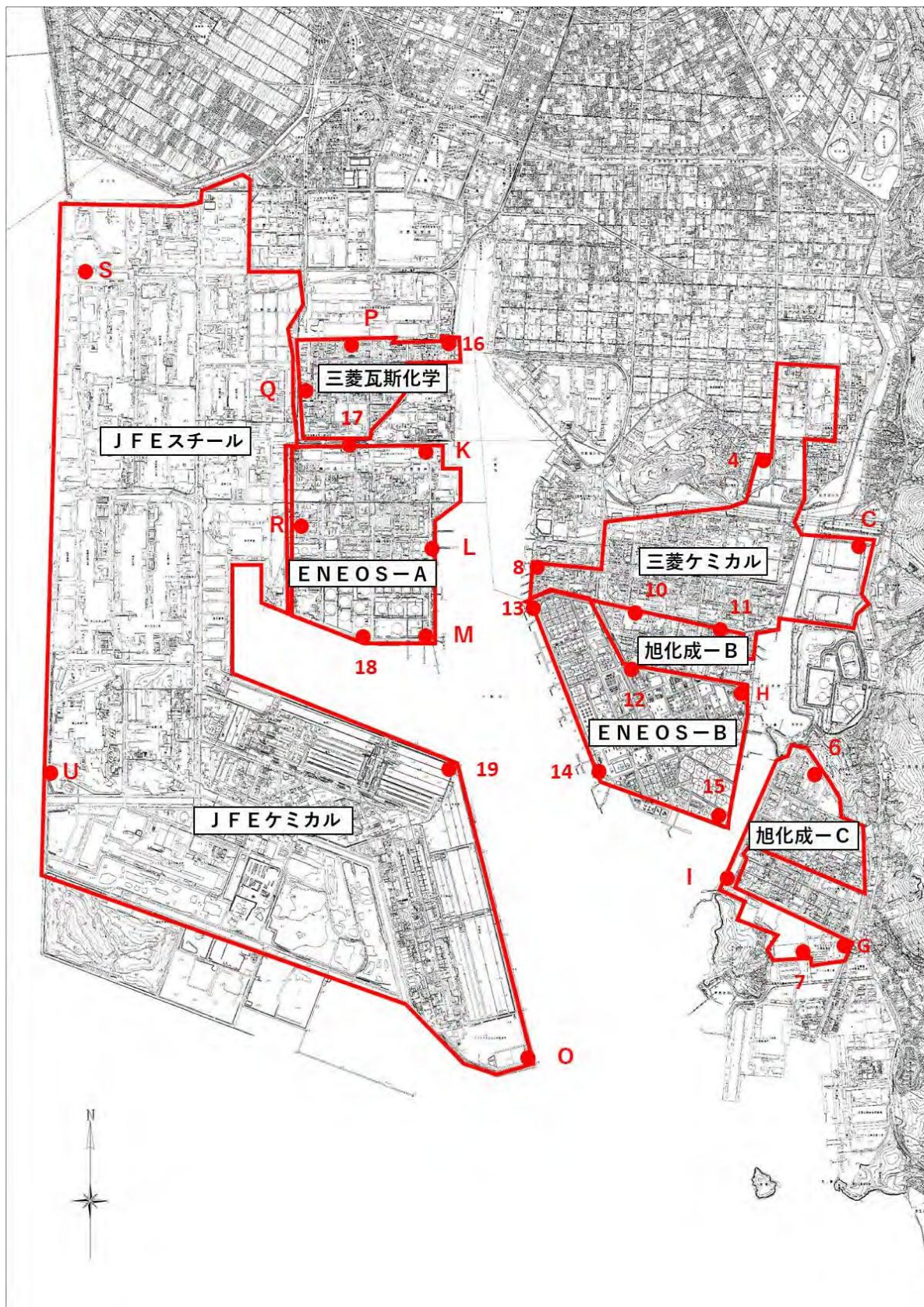
## 有害大気汚染物質等測定結果

- 1 全ての地点で環境基準を達成した。
- 2 全ての地点で指針値を下回った結果であった。

測定地点		倉敷 美和局	松江局	塩生局	春日局	乙島東 小学校	呼松局	監視 センター	環境基準値 (指針値)
物質名	単位								
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.034	0.34	0.11	0.061	0.050	0.22	0.12	(2以下)
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.022	0.046	0.043	0.016	0.018	0.036	0.024	(10以下)
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	1.3	1.3	1.3	1.7	1.4	1.3	(94以下)
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17	0.21	0.27	0.20	0.17	0.22	0.18	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.12	0.22	0.14	0.12	0.12	0.20	0.13	(1.6以下)
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.73	0.86	0.77	1.0	1.1	0.70	0.74	150以下
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.049	0.25	0.072	0.055	0.11	0.26	0.061	200以下
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.058	0.68	0.12	0.10	0.074	0.81	0.090	130以下
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	4.1	6.4	3.2	6.0	8.0	3.6	4.7	
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.047	0.19	0.13	0.066	0.10	0.15	0.061	(2.5以下)
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.76	1.9	1.2	1.0	1.0	1.3	1.1	3以下
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.9	3.7						(120以下)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.3	2.9						
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.048	0.069						
ニッケル化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	1.8	14						(25以下)
ヒ素及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	1.1	2.0						(6以下)
バリウム及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.0085	0.017						
マンガソ及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	41	88						(140以下)
クロム及びその化合物 ※	$\text{ng}/\text{m}^3$	2.6	15						
水銀及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	1.5	1.7						(40以下)
ベンゾ [ a ] ピレン	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.18	0.89						

※1 全て年平均値。  
 ※2 「クロム及び三価クロム化合物」、「六価クロム及びその化合物」については、個別の測定が困難なため、2項目の合計である「クロム及びその化合物」として測定している。

指定事業所敷地境界線における測定地点図



## 指定事業所におけるベンゼン自主測定結果

指 定 事 業 所 名	敷地境界地点名	濃 度 範 囲 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (B地区)	10、11、12、H	0.5未満 ~ 19.1
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (C地区)	6、I、7、G	0.5未満 ~ 4.8
ENEOS(株) 水島製油所A工場	K、L、M、18、R	0.5未満 ~ 6.2
ENEOS(株) 水島製油所B工場	13、14、15、H	0.6 ~ 11.2
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	S、U、19、O	0.5未満 ~ 10.1
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	4、8、10、C	0.5未満 ~ 8.5
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	16、17、P、Q	0.5未満 ~ 4.6

※当該指定事業所の敷地境界で測定された値であり、周辺指定事業所からの影響も考えられる。

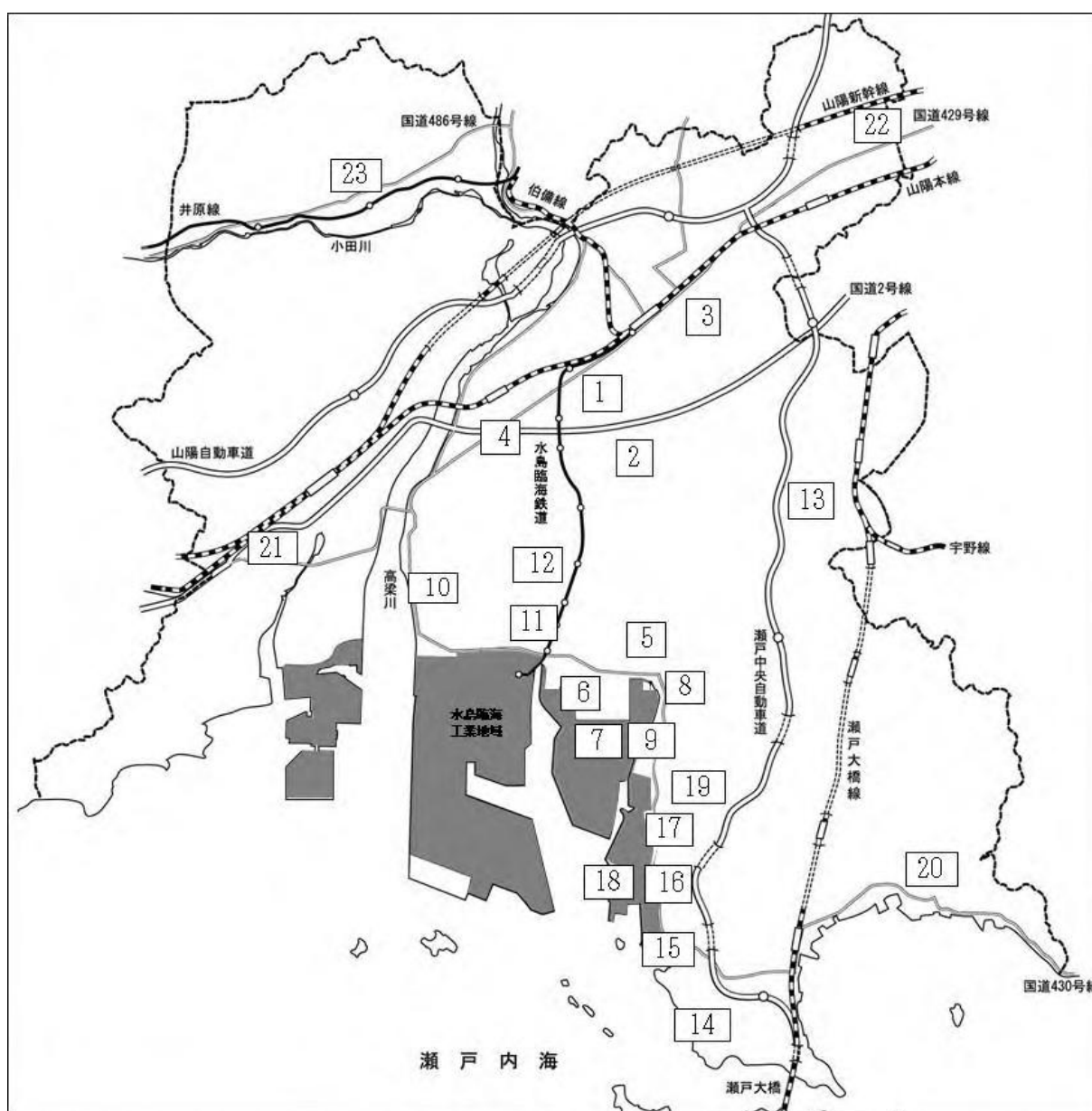
## 指定事業所におけるベンゼンの大気排出量

指 定 事 業 所 名	令 和 2 年 度 排 出 量	令 和 3 年 度 排 出 量	増 減 量 ( t / 年 )
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (B地区)	0.128	0.088 <sup>(※)</sup>	▲0.040
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (C地区)	0.004	0.003 <sup>(※)</sup>	▲0.001
ENEOS(株) 水島製油所A工場	0.511	0.607 <sup>(※)</sup>	0.096
ENEOS(株) 水島製油所B工場	0.479	0.462 <sup>(※)</sup>	▲0.017
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	1.86	1.90	0.04
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	0.117	0.099	▲0.018
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	0.47	0.46 <sup>(※)</sup>	▲0.01
合 計	3.569	3.619	0.050

※令和3年度末時点における推定値。

降下ばいじん測定地点図

No.	地点名	No.	地点名	No.	地点名	No.	地点名
1	大高	7	松江	13	天城	19	宇野津
2	葦高	8	広江	14	大室	20	田の口
3	倉敷美和	9	呼松	15	通生	21	玉島
4	西阿知	10	連島	16	塩生	22	庄
5	福田	11	監視センター	17	宇頭間・金濱	23	真備
6	南畝	12	春日	18	高島		





## 降下ばいじん測定結果

令和3年度の降下ばいじん量について、市内の平均値は1.9g/m<sup>2</sup>/月であり、令和2年度と比べて、0.2g/m<sup>2</sup>/月減少した。

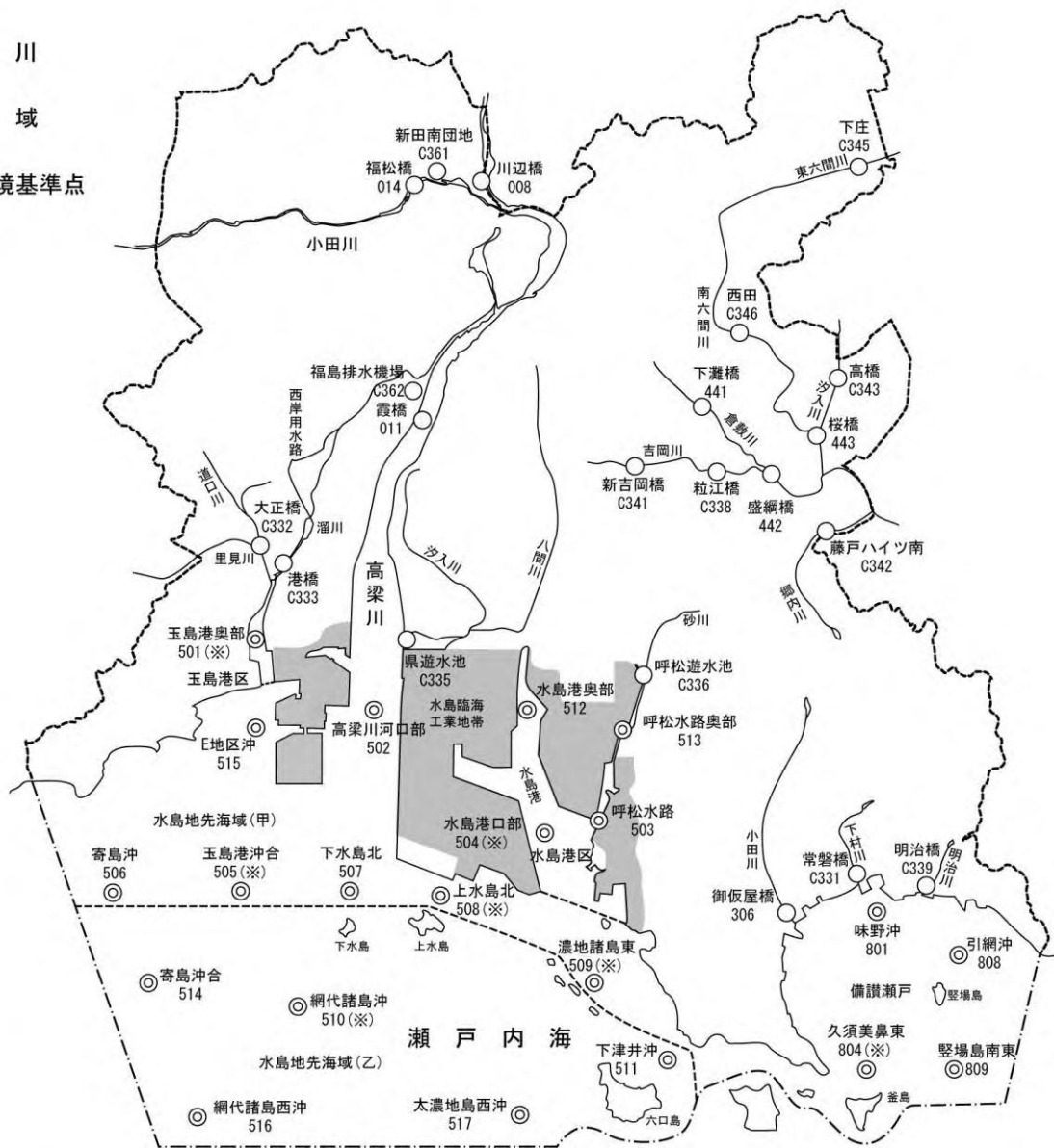
## 令和3年度 降下ばいじん測定結果

【単位：g/m<sup>2</sup>/月】

地点名	平均値	地点名	平均値	地点名	平均値
1 大高	1.7	9 呼松	2.8	17 宇頭間・金濱	2.3
2 葦高	1.4	10 連島	1.3	18 高島	2.7
3 倉敷美和	2.0	11 監視センター	1.9	19 宇野津	2.2
4 西阿知	1.4	12 春日	1.5	20 田の口	1.1
5 福田	2.3	13 天城	1.5	21 玉島	1.3
6 南畝	3.1	14 大室	1.2	22 庄	1.2
7 松江	3.3	15 通生	1.5	23 真備	0.9
8 広江	2.2	16 塩生	2.8	全市平均	1.9

公共用水域測定地点図

- 河川
- ◎ 海域
- (※) 環境基準点



海域における、全窒素及び全りんの水質区分は、図に記載のCOD等の水質区分と異なります。高梁川の霞橋・川辺橋、真備地区小田川の福松橋は、国土交通省が調査している。

## 健康項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	29 (河川15、海域14)	0	0.003以下
2	全シアン	〃	0	検出されないこと
3	鉛	30 (河川16、海域14)	0	0.01以下
4	六価クロム	29 (河川15、海域14)	0	0.05以下
5	ひ素	30 (河川16、海域14)	0	0.01以下
6	総水銀	29 (河川15、海域14)	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	27 (河川13、海域14)	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	29 (河川15、海域14)	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	〃	0	0.02以下
10	四塩化炭素	〃	0	0.002以下
11	1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.004以下
12	1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006以下
16	トリクロロエチレン	〃	0	0.01以下
17	テトラクロロエチレン	〃	0	0.01以下
18	1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002以下
19	チウラム	〃	0	0.006以下
20	シマジン	〃	0	0.003以下
21	チオベンカルブ	〃	0	0.02以下
22	ベンゼン	〃	0	0.01以下
23	セレン	〃	0	0.01以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	37 (河川16、海域21)	0	10以下
25	ふっ素	15 (河川のみ)	0	0.8以下
26	ほう素	〃	0	1以下
27	1,4-ジオキサン	29 (河川15、海域14)	0	0.05以下

生活環境項目（BOD 及び COD）の測定結果

生活環境項目	環境基本法的生活環境の保全に関する環境基準に指定されている項目
水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層DO（以上13項目）	

1 河川（21地点）

地点番号	水域名	地点名	BOD：75%値（mg/L）					環境基準値	
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
008	高梁川下流	川 辺 橋	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	○	3以下
011		霞 橋	1.9	1.2	1.7	1.2	1.5	○	
441	倉 敷 川	下 灘 橋	2.0	1.5	1.3	1.5	1.3	○	5以下
442		盛 綱 橋	2.3	2.0	2.4	2.5	2.0	○	
443		桜 橋	3.5	2.8	2.3	3.6	2.4	○	
C338		粒 江 橋	2.9	2.3	2.3	2.3	2.2	○	
C341		新 吉 岡 橋	2.3	1.3	1.3	1.5	1.6	○	
C342		藤戸ハイツ南	3.9	2.7	3.5	3.2	3.8	○	
C343		高 橋	3.0	2.7	1.4	1.6	2.1	○	
C345		下 庄	3.2	4.5	3.2	2.7	5.1	×	
C346		西 田	2.0	2.6	2.2	1.6	1.2	○	
014		小田川下流	福 松 橋	1.4	1.3	1.5	2.0	2.1	
C361	真備地区	新田南団地	3.3	2.2	2.4	3.6	5.0	-	-
306	小田川 (児島地区)	御 仮 屋 橋	4.3	2.2	2.2	2.9	2.6	-	-
C332	里 見 川	大 正 橋	4.7	4.2	4.5	4.4	3.2	○	8以下
C331	下 村 川	常 磐 橋	2.1	1.4	2.7	2.3	2.8	-	-
C333	溜 川	港 橋	2.8	2.0	2.0	2.3	2.2	-	-
C335	県 遊 水 池	水 門 内	3.8	2.2	2.1	2.7	2.5	-	-
C336	呼松遊水池	水 門 内	5.5	4.2	4.6	4.4	3.7	-	-
C339	明 治 川	明 治 橋	2.9	2.4	4.7	9.2	6.0	-	-
C362	船 穂 川	福島排水機場	2.7	1.4	1.9	1.7	1.9	-	-
							環境基準適合率	92.3%	

2 海域（21地点）

地点番号	水域名	地点名	COD：75%値（mg/L）					環境基準値	
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
503	水島港区	呼 松 水 路	3.3	2.7	3.0	3.1	3.0	○	8以下
504		水島港口部	2.6	2.6	3.0	2.9	2.5	○	
512		水島港奥部	2.7	2.7	2.8	2.7	2.5	○	
513		呼松水路奥部	3.8	4.1	3.5	4.1	3.0	○	
501	玉島港区	玉島港奥部	3.9	3.8	3.2	4.0	3.7	○	8以下
502	水島地先 海域(甲)	高梁川河口部	2.8	2.7	2.4	2.6	2.9	○	3以下
505		玉島港沖合	2.7	2.6	2.7	2.6	2.5	○	
506		寄 島 沖	2.6	2.7	2.6	2.5	2.6	○	
507		下 水 島 北	2.2	2.5	2.6	2.4	2.5	○	
508		上 水 島 北	2.7	2.6	2.5	2.5	2.2	○	
509		濃地諸島東	2.3	2.3	2.4	2.2	2.1	○	
515	水島地先 海域(乙)	E 地 区 沖	2.8	2.7	2.7	2.9	2.5	○	2以下
510		網代諸島沖	2.2	2.4	2.1	2.2	2.1	×	
511		下 津 井 沖	2.4	2.2	2.0	2.0	1.9	○	
514		寄 島 沖 合	2.1	2.3	2.2	2.2	2.2	×	
516		網代諸島西沖	2.1	2.2	2.2	2.3	1.9	○	
517	太濃地島西沖	2.1	2.1	2.2	2.0	2.2	×		
801	備 讃 瀬 戸	味 野 沖	2.2	2.1	2.3	2.1	2.2	×	2以下
804		久須美鼻東	2.2	2.3	2.1	2.0	2.0	○	
808		引 網 沖	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	○	
809		豎場島南東	2.0	2.1	2.0	2.0	2.0	○	
							環境基準適合率	81.0%	

備 考

環境基準適合率＝（環境基準に適合している地点数※）／（環境基準があてはめられた地点数）  
 ※年間の75%値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

## 生活環境項目（全窒素及び全りん）の測定結果

## 1 全窒素

地点番号	水域名	地点名	全窒素：年間平均値 (mg/L)					環境基準値	
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
503	水島港区	呼松水路	1.4	1.0	1.9	1.2	1.0	×	0.6以下
504		水島港口部	0.19	0.23	0.23	0.23	0.23	○	
512		水島港奥部	-	0.23	0.26	0.28	0.25	○	
513		呼松水路奥部	-	0.50	0.57	0.76	0.45	○	
501	水島地先 海 域	玉島港奥部	0.51	0.36	0.31	0.41	0.36	×	0.3以下
502		高梁川河口部	0.41	0.29	0.38	0.53	0.47	×	
505		玉島港沖合	0.16	0.20	0.23	0.22	0.21	○	
506		寄 島 沖	0.15	0.19	0.22	0.25	0.20	○	
507		下 水 島 北	-	0.18	0.31	0.35	0.21	○	
508		上 水 島 北	0.18	0.22	0.22	0.20	0.20	○	
509		濃地諸島東	0.17	0.19	0.20	0.19	0.17	○	
515	E 地 区 沖	0.24	0.20	0.28	0.33	0.24	○		
510	備讃瀬戸 (口)	網代諸島沖	0.14	0.18	0.19	0.17	0.17	○	0.3以下
511		下 津 井 沖	-	0.16	0.21	0.19	0.17	○	
514		寄 島 沖 合	-	0.16	0.27	0.34	0.21	○	
516		網代諸島西沖	0.11	0.15	0.22	0.25	0.16	○	
517	太濃地島西沖	-	0.17	0.19	0.19	0.19	○		
801	備讃瀬戸 (イ)	味 野 沖	0.13	0.17	0.17	0.17	0.17	○	0.3以下
804		久須美鼻東	0.13	0.18	0.17	0.16	0.17	○	
808		引 網 沖	-	0.16	0.17	0.17	0.17	○	
809		豎場島南東	-	0.17	0.18	0.16	0.16	○	
							環境基準適合率	85.7%	

## 2 全りん

地点番号	水域名	地点名	全りん：年間平均値 (mg/L)					環境基準値	
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
503	水島港区	呼松水路	0.057	0.049	0.057	0.057	0.058	×	0.05以下
504		水島港口部	0.030	0.030	0.032	0.033	0.035	○	
512		水島港奥部	-	0.027	0.035	0.038	0.039	○	
513		呼松水路奥部	-	0.055	0.069	0.086	0.057	×	
501	水島地先 海 域	玉島港奥部	0.082	0.065	0.064	0.088	0.080	×	0.03以下
502		高梁川河口部	0.046	0.028	0.043	0.045	0.053	×	
505		玉島港沖合	0.028	0.026	0.031	0.036	0.036	×	
506		寄 島 沖	0.026	0.024	0.031	0.035	0.037	×	
507		下 水 島 北	-	0.022	0.035	0.039	0.036	×	
508		上 水 島 北	0.029	0.028	0.030	0.033	0.035	×	
509		濃地諸島東	0.026	0.027	0.028	0.032	0.031	×	
515	E 地 区 沖	0.037	0.027	0.041	0.050	0.041	×		
510	備讃瀬戸 (口)	網代諸島沖	0.026	0.025	0.028	0.033	0.033	×	0.03以下
511		下 津 井 沖	-	0.021	0.029	0.031	0.032	×	
514		寄 島 沖 合	-	0.020	0.031	0.037	0.037	×	
516		網代諸島西沖	0.023	0.023	0.029	0.034	0.030	○	
517	太濃地島西沖	-	0.023	0.030	0.031	0.034	×		
801	備讃瀬戸 (イ)	味 野 沖	0.025	0.023	0.029	0.031	0.032	×	0.03以下
804		久須美鼻東	0.026	0.027	0.028	0.030	0.032	×	
808		引 網 沖	-	0.024	0.028	0.032	0.031	×	
809		豎場島南東	-	0.025	0.030	0.030	0.030	○	
							環境基準適合率	19.0%	

## 備考

環境基準適合率 = (環境基準に適合している地点数※) / (環境基準があてはめられた地点数)  
 ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

## その他の生活環境項目の測定結果

## 1 水生生物の保全に係る水質環境基準項目

## (1) 全亜鉛

地点番号	水域名	地点名	全亜鉛：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
501	備讃瀬戸	玉島港奥部	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	○	0.02以下
504		水島港口部	0.004	0.004	0.004	0.003	0.002	○	
505	備讃瀬戸 (イ)	玉島港沖合	0.003	0.002	0.001	0.002	0.005	○	0.01以下
508		上水島北	0.002	0.002	0.001	0.003	0.002	○	
509		濃地諸島東	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	○	
510		網代諸島沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	○	
804		久須美鼻東	0.001	0.002	0.001	0.001	<0.001	○	
							環境基準適合率	100%	

## (2) ノニルフェノール

地点番号	水域名	地点名	ノニルフェノール：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
510	備讃瀬戸 (イ)	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
804		久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	
							環境基準適合率	100%	

## (3) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

地点番号	水域名	地点名	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.0006	○	0.01以下
510	備讃瀬戸 (イ)	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
804		久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0007	<0.0006	○	
							環境基準適合率	100%	

## 備考

環境基準適合率＝（環境基準に適合している地点数※）／（環境基準があてはめられた地点数）  
 ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

## 2 その他の生活環境項目

## (1) 河川

地点番号	水域名	地点名	pH				D0 (mg/L)			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値
008	高梁川下流	川辺橋	7.7-8.4	7.8-8.9	7.9-9.0	6.5-8.5	7.7-12	7.1-13	7.5-13	5以上
011		霞橋								
441	倉敷川	下灘橋	7.0-8.8	7.1-8.8	7.3-9.5	6.5-8.5	4.6-11	3.7-13	4.2-16	5以上
442		盛綱橋								
443		桜橋								
C338		粒江橋								
C341		新吉岡橋								
C342		藤戸 ハイツ南								
C343		高橋								
C345		下庄								
C346	西田									
014	小田川下流	福松橋	7.6-8.6	7.7-8.7	7.6-8.8	6.5-8.5	6.9-14	6.0-13	6.0-12	5以上
C332	里見川	大正橋	7.7-9.3	7.4-9.1	7.5-8.7	6.0-8.5	5.9-14	6.0-13	5.7-13	2以上
環境基準適合率(%)			95.7	89.7	92.2		98.3	97.4	99.1	

地点番号	水域名	地点名	SS (mg/L)				大腸菌群数 (MPN/100mL)			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値
008	高梁川下流	川辺橋	1-8	<1-11	<1-9	25以下	220-7,900	330-790,000	170-33,000	5,000以下
011		霞橋								
441	倉敷川	下灘橋	<1-57	2-46	1-49	50以下	-	-	-	-
442		盛綱橋								
443		桜橋								
C338		粒江橋								
C341		新吉岡橋								
C342		藤戸 ハイツ南								
C343		高橋								
C345		下庄								
C346	西田									
014	小田川下流	福松橋	1-7	1-10	2-12	25以下	3,300-330,000	1,300-170,000	7,000-490,000	5,000以下
C332	里見川	大正橋	10-32	7-35	3-30	100以下	-	-	-	-
環境基準適合率(%)			99.1	100	100		69.4	55.6	44.4	

(2) 海 域

地点番号	水域名	地点名	pH				D0(mg/L)			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値
503	水島港区	呼松水路	7.7-8.4	7.5-8.6	7.6-8.5	7.0-8.3	5.9-10	6.3-10	6.1-11	2以上
504		水島港口部								
512		水島港奥部								
513		呼松水路奥部								
501	玉島港区	玉島港奥部	7.9-8.6	7.7-8.7	7.8-8.6	7.0-8.3	6.5-13	5.7-12	4.7-11	2以上
502	水島地先海域(甲)	高梁川河口部	7.9-8.6	7.8-8.6	7.9-8.6	7.8-8.3	6.6-11	5.7-12	5.6-11	5以上
505		玉島港沖合								
506		寄島沖								
507		下水島北								
508		上水島北								
509		濃地諸島東								
515		E地区沖								
510	水島地先海域(乙)	網代諸島沖	8.0-8.5	7.9-8.3	8.0-8.5	7.8-8.3	6.1-10	5.8-10	5.8-11	7.5以上
511		下津井沖								
514		寄島沖合								
516		網代諸島西沖								
517		太濃地島西沖								
801	備讃瀬戸	味野沖	8.0-8.3	7.9-8.3	8.0-8.5	7.8-8.3	4.7-10	6.2-10	6.4-10	7.5以上
804		久須美鼻東								
808		引網沖								
809		豎場島南東								
環境基準適合率(%)			96.0	96.3	88.8	✕	86.1	83.0	84.7	✕

地点番号	水域名	地点名	大腸菌群数(MPN/100mL)				ノルマルヘキサン抽出物質(油分)			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値
503	水島港区	呼松水路	-	-	-	-	-	-	-	-
504		水島港口部								
512		水島港奥部								
513		呼松水路奥部								
501	玉島港区	玉島港奥部	-	-	-	-	-	-	-	-
502	水島地先海域(甲)	高梁川河口部	-	-	-	-	ND	ND	ND	検出されないこと
505		玉島港沖合								
506		寄島沖								
507		下水島北								
508		上水島北								
509		濃地諸島東								
515		E地区沖								
510	水島地先海域(乙)	網代諸島沖	<1.8-920	<1.8-3,500	<1.8-17	1,000以下	ND	ND	ND	検出されないこと
511		下津井沖								
514		寄島沖合								
516		網代諸島西沖								
517		太濃地島西沖								
801	備讃瀬戸	味野沖	<1.8-6.8	<1.8-2,400	<1.8-7.8	1,000以下	ND	ND	ND	検出されないこと
804		久須美鼻東								
808		引網沖								
809		豎場島南東								
環境基準適合率(%)			100	92.9	100	✕	100	100	100	✕

備 考

NDは検出されていないことを示す。  
 環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合している検体数※／総検体数」を表す。  
 ※日間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している検体とした。



## 要監視項目の指針値超過状況

No	項目	項目別測定地点数	指針値超過地点数	指針値 (mg/L)	
(人の健康の保護に関する項目)					
1	クロロホルム	28 (河川14、海域14)	0	0.06 以下	
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 以下	
3	1,2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 以下	
4	p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 以下	
5	イソキサチオン	〃	0	0.008 以下	
6	ダイアジノン	〃	0	0.005 以下	
7	フェニトロチオン (MEP)	〃	0	0.003 以下	
8	イソプロチオラン	〃	0	0.04 以下	
9	オキシ銅 (有機銅)	〃	0	0.04 以下	
10	クロロタロニル (TPN)	〃	0	0.05 以下	
11	プロピザミド	〃	0	0.008 以下	
12	E P N (有機燐)	〃	0	0.006 以下	
13	ジクロロボス (DDVP)	〃	0	0.008 以下	
14	フェノブカルブ (BPMC)	〃	0	0.03 以下	
15	イプロベンホス (IBP)	〃	0	0.008 以下	
16	クロロニトロフェン (CNP)	〃	-	-	
17	トルエン	〃	0	0.6 以下	
18	キシレン	〃	0	0.4 以下	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	12 (河川5、海域7)	0	0.06 以下	
20	ニッケル	〃	-	-	
21	モリブデン	〃	0	0.07 以下	
22	アンチモン	〃	0	0.02 以下	
23	塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 以下	
24	エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004 以下	
25	全マンガン	〃	0	0.2 以下	
26	ウラン	〃	6	0.002 以下	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	〃	0	0.00005 以下	
(水生生物の保全に関する項目)					
				生物特A	生物A
1	クロロホルム (再掲)	28 (河川14、海域14)	0	0.8 以下	0.8 以下
28	フェノール	12 (河川5、海域7)	0	0.2 以下	2 以下
29	ホルムアルデヒド	〃	0	0.03 以下	0.3 以下
30	4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004 以下	0.0009 以下
31	アニリン	〃	0	0.1 以下	0.1 以下
32	2,4-ジクロロフェノール	〃	0	0.01 以下	0.02 以下

## 備考

ウランの指針値超過がみられた地点は海域のみ6地点。濃度は0.0023～0.0026 mg/Lであった。  
水生生物の保全に関する項目の指針値については、市内の公共用水域で類型指定されている海水域の生物特A及び生物Aの値を記載している。

## 地下水環境基準項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	6 (概況のみ6)	0	0.003以下
2	全シアン	〃	0	検出されないこと
3	鉛	〃	0	0.01以下
4	六価クロム	〃	0	0.05以下
5	ひ素	7 (概況6、継続1)	1	0.01以下
6	総水銀	6 (概況のみ6)	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	〃	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	〃	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	8 (概況6、継続2)	0	0.02以下
10	四塩化炭素	〃	0	0.02以下
11	クロロエチレン	〃	0	0.002以下
12	1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.04以下
13	1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1以下
14	1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006以下
17	トリクロロエチレン	〃	0	0.01以下
18	テトラクロロエチレン	〃	2	0.01以下
19	1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002以下
20	チウラム	6 (概況のみ6)	0	0.006以下
21	シマジン	〃	0	0.003以下
22	チオベンカルブ	〃	0	0.02以下
23	ベンゼン	8 (概況6、継続2)	0	0.01以下
24	セレン	6 (概況のみ6)	0	0.01以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8 (概況6、継続2)	1	10以下
26	ふっ素	7 (概況6、継続1)	2	0.8以下
27	ほう素	6 (概況のみ6)	0	1以下
28	1,4-ジオキサン	〃	0	0.05以下

## 備 考

概況：地下水概況調査  
市内の地下水水質の状況を把握するため毎年6地点以上の井戸で実施している。  
継続：地下水継続監視調査  
環境基準値を超過した井戸について継続的に実施している。

## 地下水概況調査の測定結果（試料採取日：令和3年10月5日）

調査項目 (mg/L)	下津井	玉島陶	藤戸町天城	広江	船穂町柳井原	真備町市場	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05以下
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5	2.1	3.1	10	0.32	2.7	10以下
ふっ素	0.28	0.31	<0.08	0.12	1.1	<0.08	0.8以下
ほう素	0.14	<0.03	0.18	0.08	<0.03	<0.03	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

は環境基準値の超過を示す。

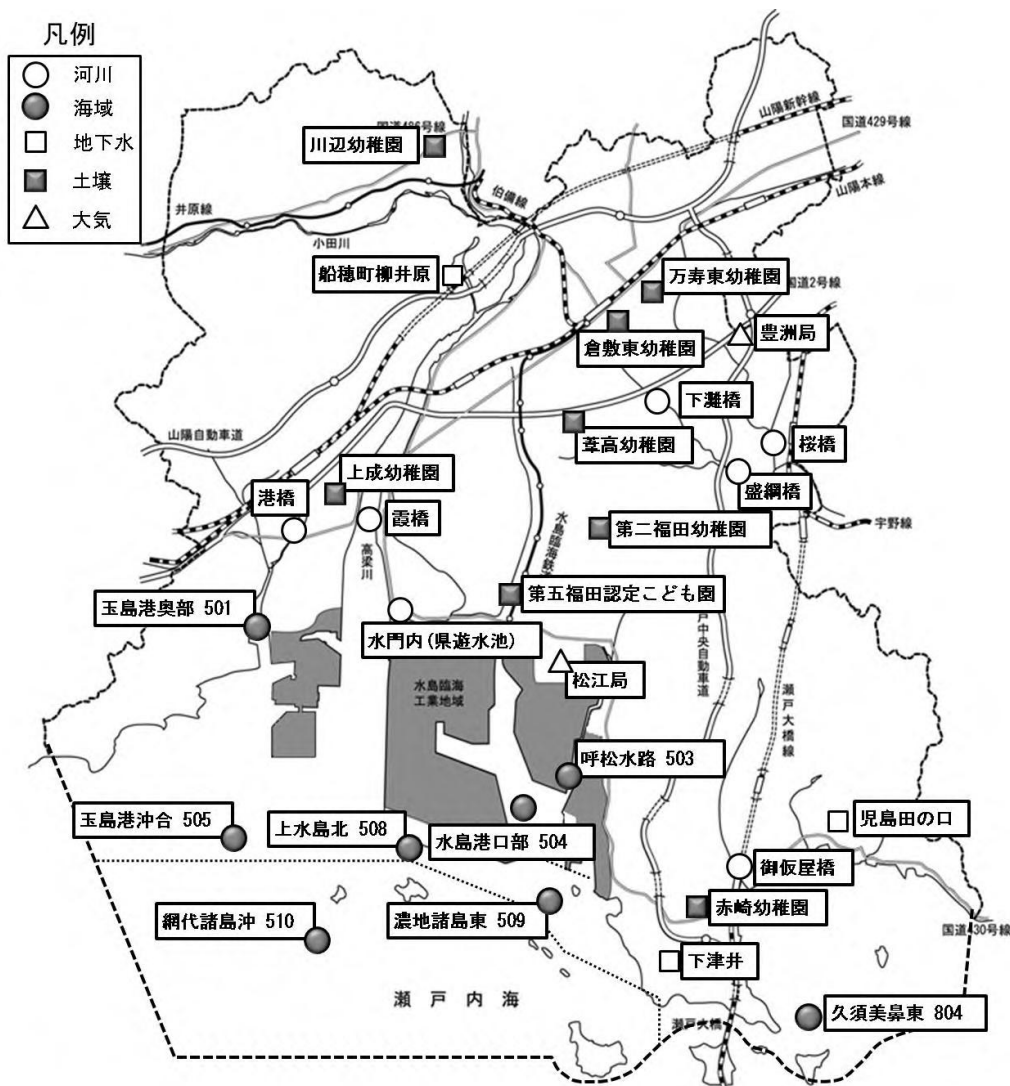
NDは検出されていないことを示す。

## 地下水継続監視調査の測定結果（試料採取日：令和4年2月16日）

調査項目 (mg/L)	児島唐琴		玉島道口		二日市	環境基準値 (mg/L)
	A	B	A	B		
ひ素	-	-	-	-	0.015	0.01以下
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	-	-	-	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	-	-	-	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	-	-	-	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	-	-	-	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	-	-	-	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	-	-	-	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	-	-	-	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0013	0.0012	-	-	-	0.006以下
トリクロロエチレン	0.001	0.001	-	-	-	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.038	0.030	-	-	-	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	-	-	-	0.002以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	-	-	-	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	15	10	-	10以下
ふっ素	-	-	-	-	0.94	0.8以下

■ は環境基準値の超過を示す。

環境調査測定地点図



環境調査結果の概要

環境媒体		調査地点数	濃度範囲	単位	環境基準値
大気		2	0.022 ~ 0.032	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 以下
公共用水域	河川	水質	0.088 ~ 0.46	pg-TEQ/L	1 以下
		底質	0.95 ~ 29	pg-TEQ/g	150 以下
	海域	水質	0.057 ~ 0.14	pg-TEQ/L	1 以下
		底質	0.12 ~ 13	pg-TEQ/g	150 以下
地下水		3	0.056 ~ 2.3	pg-TEQ/L	1 以下
土壌		8	0.0013 ~ 1.5	pg-TEQ/g	1,000 以下

※環境基準は年平均値。 2.3 は環境基準値の超過を示す。

## 測定地点ごとの測定結果

## 1 大気

(pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	(参考)令和2年度	令和3年度	環境基準
	年平均値	年平均値	
松江局	0.024	0.032	0.6 以下
豊洲局	0.030	0.022	

## ◎ 調査実施日

- ① 春季：令和3年 5月21日～ 5月28日
- ② 夏季：令和3年 8月6日～ 8月13日
- ③ 秋季：令和3年 11月12日～ 11月19日
- ④ 冬季：令和4年 2月4日～ 2月11日

## 2 公共用水域（水質・底質）

(水質：pg-TEQ/L 底質：pg-TEQ/g)

調査地点		(参考)令和2年度		令和3年度		環境基準値
		水質	水質	水質	底質	
河川	高梁川 霞橋※	0.11	3.8	0.088	1.5	(水質) 1以下
	倉敷川 下灘橋	0.13	22	0.17	29	
	倉敷川 盛綱橋	0.23	1.9	0.25	0.99	
	六間川 桜橋	0.30	13	0.46	9.3	
	県遊水地 水門内	0.19	1.0	0.20	1.0	
	小田川 御仮屋橋	0.17	1.7	0.13	1.1	
	溜川 港橋	0.39	2.4	0.26	0.95	
海域	玉島港区C(501)	0.11	11	0.14	13	(底質) 150以下
	水島港区C(503)	0.071	1.8	0.096	1.3	
	水島港区C(504)	0.052	5.6	0.057	5.7	
	水島地先B(505)	0.062	2.1	0.064	2.2	
	水島地先B(508)	0.052	0.26	0.063	0.13	
	水島地先B(509)	0.061	0.23	0.058	0.17	
	水島地先A(510)	0.051	0.66	0.057	1.1	
児島地先A(804)	0.053	0.27	0.060	0.12		

※高梁川 霞橋の調査は国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所が実施。

## ◎ 調査実施日

河川：令和3年 9月28日、10月11日

海域：令和3年10月18日、19日

## 3 地下水

(pg-TEQ/L)

調査地点	地下水質	環境基準値
下津井 民家	0.056	1 以下
船穂町柳井原 民家	0.056	
児島田の口 民家(継続調査)	2.3	

--

は環境基準値の超過を示す。

◎ 調査実施日

令和3年10月5日

## 4 土壌

(pg-TEQ/g)

調査地点	土壌	環境基準値
倉敷東幼稚園	0.29	1,000 以下
万寿東幼稚園	1.2	
葦高幼稚園	0.57	
第二福田幼稚園	0.21	
第五福田認定こども園	0.0013	
赤崎幼稚園	1.5	
上成幼稚園	0.33	
川辺幼稚園	0.032	

◎ 調査実施日

令和3年11月17日、18日

## 事業者による測定結果の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

倉敷市では、令和3年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおりまとめた。測定結果は、全ての施設において排出基準値以下であった。

## 1 自主測定結果の報告状況

区分	施設数	報告対象施設		報告対象外施設
		報告実施施設	未報告施設	
排出ガス	55	44	0	11
ばいじん	40	13	0	27
燃え殻	40	14	0	26
排出水	26	14	0	12

## 2 指導等について

今後とも、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行っていく。

事業者による測定結果一覧表

整理番号	工場又は事業場の名称	施設番号、名称	排出ガス	排出水	ばいじん	燃え殻
			測定結果 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	測定結果 (pg-TEQ/l)	測定結果 (ng-TEQ/g)	測定結果 (ng-TEQ/g)
1	ウッドメイク工業株式会社	A-1	0.087	—	(排出なし)	(排出なし)
2	ENEOS株式会社 水島製油所 B工場	1WD-RK-301	0.0000005	—	0.027	0.0049
		湿式集じん施設	—	0.012	—	—
3	株式会社大阪ソーダ 水島工場	F-831	0.039	—	(排出なし)	(排出なし)
		F-801	0.0073	—	(排出なし)	(排出なし)
		急冷塔(C-803)	—	0.22	—	—
		塩酸吸収塔(C-805)	—		—	—
		除害塔(C-806)	—		—	—
		急冷塔(C-832)	—		—	—
		塩酸吸収塔(C-844)	—		—	—
		塩酸回収塔(C-854)	—		—	—
		除害塔(C-848)	—		—	—
4	有限会社クライム 焼却場	廃棄物焼却炉	0.000019	—	(排出なし)	(排出なし)
5	倉敷企業株式会社 黒石事業所	地下式ガス化焼却炉 S型(UG-SS)	(休止)	—	(休止)	(休止)
6	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	1号炉	1.8	—	4.3	(排出なし)
		2号炉	1.0	—	4.3	(排出なし)
7	倉敷木材乾燥加工センター	A-1 TCS-2型補助バーナー付	(休止)	—	(休止)	(休止)
8	クラモクプレカットワークス	A-2 TMS-3型	(休止)	—	(休止)	(休止)
9	株式会社クラレ倉敷事業所(玉島)	A-1廃棄物焼却炉	0.093	—	0	0.000077
10	株式会社ケイ・エヌ・ビー児島事業所	A-1 地下式焼却炉GH-15型	0.049	—	0.20	0.86
11	JFE環境サービス株式会社 倉敷工場	木質系炭化設備炭化炉	0.064	—	(排出なし)	(排出なし)
		バイオマスボイラ	0.12	—	(排出なし)	(排出なし)
		木質系炭化設備減温塔	—	(排出なし)	—	—



## 6 ダイオキシン類

12	JFE条鋼株式会社 水島製造所	2号電気炉	0.34	—	—	—
		2号電気炉	0.0053	—	—	—
13	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(倉敷地区)	30t電気炉	0.0000022	—	—	—
		No.1焼結炉	(休止)	—	—	—
		No.2焼結炉	0.0079	—	—	—
		No.3焼結炉	0.041	—	—	—
		No.4焼結炉		—	—	—
14	株式会社スズキフィック	A-1廃棄物焼却炉	0.024	—	(排出なし)	0
15	住友化学株式会社 大分工場岡山プラント	2号CT	0.071	—	(排出なし)	(排出なし)
		2号CT#5905	—	0	—	—
16	総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	1系	0.024	—	13	0
		2系	0.063	—	11	0.012
		灰の貯留施設	—	(排出なし)	—	—
17	玉島軽金属工業株式会社	1号炉(1Ton炉)	0.023	—	—	—
		2号炉(2Ton炉)		—	—	—
		3号炉(4Ton回転炉)		—	—	—
		4号炉(新4Ton回転炉)		—	—	—
18	玉島軽金属工業株式会社乙島工場	3号アルミ溶解炉	0.0000032	—	—	—
		5号アルミ溶解炉		—	—	—
		6号アルミ溶解炉		—	—	—
		7号アルミ溶解炉		—	—	—
19	株式会社トヨコ商事	廃棄物焼却炉	7.6	—	0.51	0.025
20	東京製鐵株式会社 岡山工場	直流電気炉	0.099	—	(排出なし)	(排出なし)
			0.078	—	(排出なし)	(排出なし)
21	有限会社ナカイチ	A-1廃棄物焼却炉	0.42	—	(排出なし)	0.06
		A-1廃ガス洗浄施設	—	(排出なし)	—	—
22	日本食品化工株式会社 水島工場	No.1ボイラー	0.00000086	—	0.012	0
		廃ガス洗浄施設(排煙脱硫装置)	—	0.00088	—	—
23	備南衛生施設組合 清鶴苑	ACE-600廃棄物焼却炉	(休止)	—	(休止)	(休止)

## 6 ダイオキシン類

24	水島エコワークス株式会社	NO.1		—	(排出なし)	(排出なし)
		NO.2	0.00000078	—	(排出なし)	(排出なし)
		NO.3		—	(排出なし)	(排出なし)
		NO.1	—	(排出なし)	—	—
		NO.2	—	(排出なし)	—	—
		NO.3	—	(排出なし)	—	—
25	水島クリーンセンター	1号焼却炉	0.014	—	0.28	0
		2号焼却炉		—		
26	倉敷市 水島下水処理場	水島下水処理場	—	0.0016	—	—
27	倉敷市 水島清掃工場	1号炉	0.0000026	—	0.19	0.0026
			0.0000098	—	—	—
		2号炉	0.000023	—	0.19	0.0034
			0.00000034	—	—	—
		焼却灰貯留槽	—	(排出なし)	—	—
		固化灰貯留槽	—	(排出なし)	—	—
28	三菱瓦斯化学株式会社 水島工場	B-031	(休止)	—	(休止)	(休止)
		AB-031	0.21	—	(排出なし)	0.0018
		YB-682	(休止)	—	(休止)	(休止)
		NB-001	(休止)	—	(休止)	(休止)
		B-031湿式集じん	—	(休止)	—	—
		AB-031湿式集じん	—	0.017	—	—
		YB-682湿式集じん	—	(休止)	—	—
		NB-001湿式集じん	—	(休止)	—	—
29	三菱ケミカル株式会社 岡山事業所	H-151	0.00012	—	(排出なし)	(排出なし)
		H-101	0.0034	—	(排出なし)	(排出なし)
		F-241	0.00050	—	(排出なし)	(排出なし)
		廃ガス冷却塔	—	0.0086	—	—
		湿式電気集塵器	—	0.0086	—	—
30	(仮称)倉敷西部クリーンセンター	1号焼却炉	(未稼働)	—	(未稼働)	(未稼働)
		2号焼却炉	(未稼働)	—	(未稼働)	(未稼働)
31	(公財)岡山県環境保全事業団資源化施設	焼成炉1号 向流型ロータリーキルン	(未稼働)	(未稼働)	(未稼働)	(未稼働)

## ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）

## 1 排出ガスの基準

（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

区分			既設施設	新設施設
焼結鋼製造用焼結炉			1	0.1
製鋼用電気炉			5	0.5
アルミニウム合金製造施設			5	1
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/時 以上	1	0.1
		2 t/時～4 t/時	5	1
		2 t/時 未満	10	5

（備考）

- 1 既設施設とは、法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された施設をいう。
- 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

## 2 排出水の基準

（単位：pg-TEQ/L）

区分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
下水道終末処理施設	10

## 3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

（単位：ng-TEQ/g）

区分	既設施設	新設施設
ばいじん・燃え殻	3 <sup>(*)</sup>	3

（備考）

- 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準
- 2 <sup>(\*)</sup>セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。

## 【倉敷市】酸性雨調査結果（pH）

測定地点	令和3年度 調査結果	【参考】過去の測定結果（平成24～令和2年度）	
		平均値	最小～最大
環境監視センター（倉敷市水島東千鳥町）	5.2	5.2	4.7～5.5

## 調査地点図



(注) このページは、倉敷市から提供されたデータを基に県で作成した。

## 【倉敷市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和3年度 調査地点		測定結果（本/L）
1	松江一般環境大気測定局（倉敷市松江）	0.29, 0.23（2地点）
2	倉敷市児島支所（倉敷市児島小川町）	0.14, 0.087（2地点）

※ 繊維状の物質（総繊維数）を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。

※ 不検出とは、0.056（本/L）未満であることを表す。

## 大気中アスベスト濃度測定地点図



(注) このページは、倉敷市から提供されたデータを基に県で作成した。